令和4年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和４年３月　４日　開会
令和４年３月１８日　閉会

飯　島　町　議　会

令和４年３月飯島町議会定例会議事日程（第１号）

令和４年３月４日　午前９時１０分　開会・開議

１　開会（開議）宣告

１　議事日程の報告

１　町長議会招集挨拶

日程第 １　会議録署名議員の指名
日程第 ２　会期の決定について
日程第 ３　諸般の報告
日程第 ４　第 １号議案　飯島町教育長の任命について
日程第 ５　第 ２号議案　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 ６　第 ３号議案　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 ７　第 ４号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 ８　第 ５号議案　飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 ９　第 ６号議案　飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 10　第 ７号議案　飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第 11　第 ８号議案　飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 12　第 ９号議案　飯島町営水道条例の一部を改正する条例
日程第 13　第 10 号議案　飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 14　第 11 号議案　飯島町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 15　第 12 号議案　令和３年度飯島町一般会計補正予算（第 13 号）
日程第 16　第 13 号議案　令和３年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第 17　第 14 号議案　令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第 18　第 15 号議案　令和３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第 19　第 16 号議案　令和３年度飯島町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第 20　第 17 号議案　令和４年度飯島町一般会計予算
日程第 21　第 18 号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 22　第 19 号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 23　第 20 号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第 24　第 21 号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算
日程第 25　第 22 号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算
日程第 26　第 23 号議案　飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
日程第 27　第 24 号議案　飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 28　第 25 号議案　飯島町道路線の変更について

○出席議員（１０名）

１番	浜田　稔（遅刻 10：23 頃出席）	２番	久保島　巌
３番	片桐　剛	４番	吉川　順平
５番	坂本　紀子	６番	星野　晃伸
７番	三浦寿美子	１０番	伊藤　秀明
１１番	宮脇　寛行	１２番	折山　誠

○欠席議員（２名）

８番	堀内　学（出席自粛要請による）	９番	坂井　活広

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委　任　者
飯島町長　下平　洋一	副町長　宮下　寛 総務課長　大島　朋子 企画政策課長　座光寺満輝 住民税務課長　松澤　京子 健康福祉課長　藤木真由美 産業振興課長　堀越　康寛 建設水道課長　那須野一郎 地域創造課長　久保田浩克 会計管理者　松村　和夫 企画政策課財政係長　小林　正司
飯島町教育委員会 教育長　澤井　淳	教育次長　片桐　雅之
飯島町代表監査委員　本多　昇	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者　議会事務局長　林　潤
議会事務局書記　吉澤　知子

本会議開会

開　　会　令和４年３月４日　午前９時１０分

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「おはようございます」）御着席ください。（一同着席）

議　　長　おはようございます。（一同「おはようございます」）

これから令和４年３月飯島町議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましては、本多代表監査委員に御出席をいただいております。大変御多用の中と存じますが、よろしくお願いいたします。

３月定例会は、令和４年度各会計予算をはじめ重要な予算の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようにお願いを申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　おはようございます。

令和４年３月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。

令和４年２月９日付、飯島町告示第10号をもちまして令和４年３月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本多代表監査委員さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

３月に入り、気温の変動はありますが、日差しも少しずつ暖かさを増しているような気がしております。

東日本の桜の開花予想は平年並みかやや遅いとされていますけれども、桜咲く春の到来が待ち遠しいところでございます。

さて、国の経済状況に目を転じますと、10月から12月のＧＤＰ速報値は前期比1.3%増、年率でも 5.4%増と２・四半期ぶりのプラス成長となりました。個人消費の増加、緊急事態宣言の解除に伴いサービス消費などが増加いたしました。

しかし、２月の月例経済報告では「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされています。

また、長野県の12月の有効求人倍率は1.38倍で、前月と同水準となっています。伊那管内におきましては1.59倍で、前月を0.06ポイント上回っております。「一部に弱い

動きが続いているものの、着実に改善が進んでいる。」とのことでございます。

今後の経済状況については、蔓延防止等重点措置適用の影響と半導体不足による生産面の動向などに注視していく必要があると思っております。

飯島町における経済の状況は、少しずつ上向きになるかと思われましたが、１月末からの蔓延防止等重点措置の適用により、特に飲食店や飲食店に納品する酒販店や小売店等において時短要請や宴会のキャンセル等により今まで以上に大きな影響が出ているとお聞きしております。今後は復興対策を適切な時期に積極的に実施していく必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染者が県内で初めて確認されてから２年以上が経過いたしました。

第６波ではオミクロン株が主流となり感染力が高まりましたが、一方、その症状は無症状の方も多く、重症化しにくいと言われています。

町では現在までに 34 名の感染者数となっていますが、少数にとどまっているのは外出や行動の自粛等いろいろな制限の中で町民の皆様の努力の結果と感謝を申し上げるとともに、引き続き感染症予防対策への御協力をお願いするところでございます。

そのような中、昨年一年間の人口動態に変化が見えてまいりました。長年、東京一極集中が続いてきましたが、東京都の人口が約４万人減少し、東京 23 区では転出超過となっております。

長引くコロナ禍での自粛経済下にあって、生活様式の変化やテレワークの導入などで働き方も変化し、生活の価値観の多様性が広がり、脱東京、そして地方移住に関心が高まったものではないかと感じております。

その影響もあってか、長野県の発表では、昨年の飯島町の人口動態は県内でも数少ない社会増となりました。長年にわたる移住・定住政策の効果がじわりと表れたのかと思われます。

さて、今議会に上程します令和４年度予算では、人口増プロジェクトに関わる飯島でマイホームや飯島で子育てなどの施策を強化し、さらに都市との交流人口を拡大させる飯島流ワーケーションなど、第６次総合計画を推進するための積極的な編成をいたしました。人口動態の社会増は町にとって追い風と感じているところでございます。後ほど施政方針の中で詳しく私の考え方を申し上げてまいりたいと思います。

本議会定例会に提案申し上げます案件は、人事案件４件、条例案件７件、予算案件 11 件、一般案件３件、以上、計 25 件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重な御審議の上適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議　　長　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 10 番　伊藤秀明議員、

11番　宮脇寛行議員を指名します。

議　　長　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいており、議会運営委員長より会期は本日から３月18日までの15日間とすることが適当との協議結果の報告がございました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月18日までの15日間とすることに決定をいたしました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長　会期説明

議　　長　日程第３　諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に、令和３年12月定例会において議決されました意見書の処理について報告をいたします。

新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書、インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書、以上２件の意見書につきましては12月16日に衆議院議長をはじめ関係機関へ送付をいたしましたので、御報告を申し上げます。

次に、請願、陳情等の受理について報告いたします。

受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第１項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、浜田稔議員、坂井活広議員から欠席の旨、通告がございました。

また、堀内学議員につきましては議会側の都合により出席の自粛をしていただくよう要請をいたしました。

以上、報告を申し上げます。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

また、本会議では新年度予算提案がございますので、財政係長に出席を願うことといたしました。

次に、町当局からの報告を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　それでは、私から２件の報告を申し上げます。

初めに、飯島町土地開発公社の令和４年度事業計画及び予算について申し上げます。

飯島町土地開発公社の令和４年度事業計画及び予算につきましては、去る２月25日の

飯島町土地開発公社理事会におきまして審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。

令和４年度の事業計画でありますが、土地造成事業につきましては、久根平工業団地の拡張計画を進めてまいります。

また、未販売の分譲宅地につきましても、定住促進プロジェクトとの連携や不動産業者への働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。

次に、予算概要について申し上げます。

主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益などにより、収入合計でおよそ２億1,300万円を予定しております。これに対し支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ２億円など、事業支出およそ２億360万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ940万円の黒字となる予算でございます。

詳しくは、お手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので、御覧ください。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和４年度事業計画及び予算計画について申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和４年度事業計画及び予算計画につきまして地方自治法の規定によりその概要を報告いたします。

なお、同社取締役会は２月９日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議に変更し、書面にて承認されましたので申し添えます。

初めに、本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。

引き続きコロナ下での事業活動となりましたが、全国的にリモートワークやリモート学習が一般化しインターネットの利用機会が増加しているため、ケーブルテレビ業界全体でインターネット事業が伸びています。

また、昨年度からインターネット動画配信サービスでのコンテンツ視聴が大きく契約者を増やす一方、従来からある有料チャンネルや多チャンネルサービスは契約者を大きく減少させており、特に若年層のライフスタイルが大きく変化しています。

加入の状況につきましては、テレビサービスが微減、インターネット、電話の各サービスは純増となりました。

また、大手通信事業者との提携は順調に契約が増え、インターネットサービス全体の解約率が低下しており、加入数増加に結びついています。

決算見込みにつきましては、世界的な半導体不足により、予定していた光回線終端装置の導入が不可となる影響がありましたが、計画で見込んでいた2,500万円を上回る利益を計上できるのではないかと見込んでいるとの報告がありました。

次に、令和４年度の事業計画及び予算計画について御説明いたします。

基本方針及び運営方針につきましては、本年度と同様でございます。

主な事業計画としましては、新規加入者及び各サービス利用者獲得に向けた営業活動の推進、みなこいチャンネルの充実、確実で安心な放送通信環境の整備、地域課題解決

への協力、新しいサービスの展開と次世代サービスの研究となっております。
　また、資産取得としましては、光回線の終端装置の令和３年度に未更新となっているものを含めた更新等を計画しております。
　予算は、営業利益としては2,690万円、営業外利益として910万円、合計3,600万円の利益を見込んでおるところでございます。
　なお、今回の取締役会において就業規則の改定について提案され、承認されております。
　詳しくは、お手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、御覧ください。
　以上２件について御報告いたしました。

議　　長　以上で諸般の報告を終わります。
　暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休　　憩　午前９時３０分
再　　開　午前９時３８分

議　　長　会議を再開いたします。

議　　長　日程第４　第１号議案　飯島町教育長の任命について
を議題といたします。
　事務局長に議案を朗読させます。

事務局長　議案朗読

議　　長　本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕

町　　長　第１号議案　飯島町教育長の任命について提案理由の説明を申し上げます。
　このたび教育長として６年間お務めいただいた澤井淳さんが、３月31日をもって任期満了に伴い退任されることになりました。
　ここに改めて長年にわたる地方教育行政に対する御尽力に感謝申し上げたいと思います。
　本日、新たに教育長として御提案申し上げます新屋敷自治会の片桐健氏は、お手元の経歴書にございますとおり、昭和58年４月より県内の各小学校教諭、長野県生涯学習推進センター主任指導主事を務められ、平成23年には諏訪市立豊田小学校校長として、平成26年には長野県教育委員会事務局義務教育課主幹指導主事、平成28年には駒ヶ根市立赤穂東小学校校長としてお勤めいただいており、人格、識見とも最適任と考え、この経験を生かして教育委員会の代表として教育行政の振興に尽力いただけるものと思っているところでございます。
　つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。
　なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項

の規定により令和４年４月１日から令和７年３月 31 日までの３年間であります。
よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕
議　　長　これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案は討論を省略し、これから第１号議案　飯島町教育長の任命についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
議　　長　御着席ください。（起立者着席）
起立全員です。よって、第１号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議　　長　日程第５　第２号議案　人権擁護委員候補者の推薦について
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。
事務局長　議案朗読
議　　長　本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕
町　　長　第２号議案　人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。
人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は３年となっています。
町では４名の委員にお務めいただいておりますが、現任の倉澤信二氏が本年６月 30 日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者として、再度、倉澤信二氏を法務省に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。
任期は令和４年７月１日から令和７年６月 30 日までの３年間となります。
なお、法務省の手続は任命までに３か月程度を要するため、今議会で御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。
〔下平町長降壇〕
議　　長　これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案は討論を省略し、これから第２号議案　人権擁護委員候補者の推薦についてを採

決いたします。
　この採決は起立によって行います。
　お諮りします。
　本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
議　　長　御着席ください。（起立者着席）
　起立全員です。よって、第２号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議　　長　日程第６　第３号議案　人権擁護委員候補者の推薦について
を議題といたします。
　事務局長に議案を朗読させます。
事務局長　議案朗読
議　　長　本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕
町　　長　第３号議案　人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。
　人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は３年であり、現在お務めいただいております本島佳代子氏が本年６月 30 日をもって任期満了となります。
　任期満了後の後任の委員候補者として伊藤洋子氏を法務省に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。
　任期は令和４年７月１日から令和７年６月 30 日までの３か年となります。
　なお、法務省の手続は任命までに３か月程度を要するため、今議会で御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。
〔下平町長降壇〕
議　　長　これから質疑を行います。
　質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　本案は討論を省略し、これから第３号議案　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
　この採決は起立によって行います。
　お諮りします。
　本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
議　　長　御着席ください。（起立者着席）
　起立全員です。よって、第３号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議　　長　日程第７　第４号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。
事務局長　議案朗読
議　　長　本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕
町　　長　第４号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。
固定資産評価審査委員会の委員は地方税法第 423 条第３項により、町民であり町税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任することとされております。
また、委員の任期につきましては同条第６項により３年とすることとし、定数につきましては飯島町税条例第 78 条により３人とされております。
現在、内山喜夫氏、宮下好矢氏、生田順市氏の３名が在任中ですが、そのうちの１人であります内山喜夫氏がこの３月 31 日に任期満了となります。
任期満了後の委員として、人格、見識、経験とも最適任者と考え、内山喜夫氏を引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。
よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
〔下平町長降壇〕
議　　長　これから質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案は討論を省略し、これから第４号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
議　　長　御着席ください。（起立者着席）
起立全員です。よって、第４号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議　　長　日程第８　第５号議案　飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　第５号議案　飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正内容は、消防団員の年額報酬の改定についてでございます。

消防団員は全国的にも年々減少傾向にあり、今後の活動維持が心配されることから、昨年４月に消防庁から処遇改善の基準が示され、それを基に検討するとともに、町の消防団幹部や消防委員の皆さんとも情報共有を行ってまいりました。

先日は、飯島町特別職報酬等審議会に内容をお諮りし、回答をいただいたところであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようにお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

５番
坂本議員　では、ちょっと質問いたします。

４月から報酬の支払いが変わるということで、また個人口座に振り込まれるということで、これは大変結構なお話でございますが、インターネットでちょっと調べましたところ、その報酬に関わる課税の取扱いも改正されるということが書かれておりましたが、その点についてお尋ねしたいと思います、どういうふうに変わっていくのか。

それとともに、これは給与なんですけれども、もう一つは、現在は訓練で１日が 2,500 円で、災害時は１回 1,000 円ということの出動金額になっておりますが、これに関しては変わらないということなんでしょうか。

この２点についてお答えいただきたいと思います。

総務課長　課税についてですけれども、今現在は５万円を基準に課税されるということで扱っております。

今度は個人口座のほうに振り込むわけですけれども、５万円以下のものについては今までどおり税金がかからない形になるということでございますので、お願いいたします。

それから、出動手当のほうですけれども、今回の改正は報酬のほうになっております。今、町では報酬という位置づけではなく手当ということになっておりますので、来年度――令和４年度に報酬への位置づけを含めて検討をしてまいります。

単価につきましては国基準に準じて令和４年度に単価を上げていくという方向になっておりますので、よろしくお願いします。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

５番
坂本議員　ネットにもその５万円のことは書かれておったんですけれども、今までは出動に応じ

たものに関しては課税対象外だったのが４月からは課税対象となるというふうに書かれていたんですけれど、その点についてはどうですか。

総務課長　そちらにつきましては確認をいたします。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

５番

坂本議員　一般質問に私はかけたことがあるんですけれども、給料が個人ではなくそれぞれの団に入っていく中で、それぞれの団の経営の中で団ごとにちょっと違っていたわけです。それがそれぞれの方に直接振り込まれるということで、事務的な手続はかかりますけれども、団員にとってもやはりやりがいのあることにつながると思いますので、それをよしとして賛成といたします。

議　　長　次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第５号議案　飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第５号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第９　第６号議案　飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　第６号議案　飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和３年６月 11 日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和３年９月 10 日に公布され、未就学児の被保険者均等割額について減額する規定が新設されたこ

とに伴い、関係する規定を整備するため飯島町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

７番
三浦議員　それではお伺いいたします。

まず、令和４年度に対象となる世帯数、それから児童数は何人になるのでしょうか。

それから、この改正によって町の国保税のほかの部分に影響してくるというようなことがあるのかないのか。例えば、以前、資産割をなくしたときには、全体に保険料が割り振られて、下がった世帯もあったけれども国保税が上がった世帯もそのときには生まれましたね。なので、そういう影響があるかどうかについてお聞きをします。

住民税務課長　この改正により新しい年度の国保税が負荷をされますのが７月からとなっております。今行われております確定申告、それから住民税の申告によりまして、それぞれの皆さんの個人それから世帯の収入の状況が確定いたしますので、それが確定するまではどういうふうになるということを見込みとして立てることができませんので、影響を受ける世帯、それから児童の状況は、今この場でお示しすることはできません。

それから、全体への影響額につきましても同様でございます。

議　　長　よろしいですか。

７番
三浦議員　はい。

５番
坂本議員　ではお尋ねしますが、町としての負担額が増えると思うんですけれど、その点は大体どのぐらいかとか、見込みはあるんでしょうか。

住民税務課長　負担の状況につきましても、実際の所得額等が確定したところからでないと、どういうふうになるというようなことを憶測で申し上げる状況ではないと思いますので、御承知おきをいただきたいと思います。

７番
三浦議員　それでは、６月定例会のときには分かるわけでしょうか。それとも、まだ先になってしまうということでしょうか。

住民税務課長　６月定例会の折にはおおむね所得の状況等が把握されている時期になると思いますので概要はお伝えをすることができるかと思いますけれども、まだ日程等、例年どおりの流れで進んでいくと思いますけれども、確定的なことは申し上げられません。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第６号議案　飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　異議なしと認めます。したがって、第６号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第 10　第７号議案　飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例の一部を改正する条例
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕
町　　長　第７号議案　飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、公園施設の利用料金につきまして、地方自治法の規定に基づき指定管理者が料金を変更できるよう改正するものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕
地域創造課長　補足説明
議　　長　これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
７番
三浦議員　この条例案によりますと指定管理者から申出があったときには町長が承認をするということになっておりますが、そのためには、指針とか、そういう具体的なもの、町長の判断っつうだけじゃなくて、その裏づけが必要なんだというふうに私は考えておりまして、その点についてお伺いをしたいと思います。
地域創造課長　あらかじめ町長の承認を得てということですので、指定管理者がこういうふうに料金を改定したいといって申出をいただくことになります。それをもって行政側で妥当性を検討した中で承認をしていくということになります。それで料金が高くなるか安くなるかは申請により判断させていただきます。

議　　長　関連ですか。

７番
三浦議員　はい。関連です。

その妥当性を判断する基準というか考え方については、何もない、ただ話合いの中で判断の中でというのが本当にいいのかなあと思いまして、議会は全く知らない間に料金が変わっていくということになるのか、その辺のところがとても曖昧かなっていうふうに感じるところです。

それと、そのことによって利用料が飯島の町民の皆さんにとってプラスになるのかマイナスになるのか、その辺のところの判断というのは誰が――議会は経なくても町長の承認があれば通っていくっていうことになると、私は議員として少し不満が残るんですけど、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議　　長　それじゃあ、基準の有無、それがあるかなしかについて明確にお答えいただくとともに、それを補完する考え方があるかどうか。

地域創造課長　数字をもっての基準というものはありません。

ただ、申請をいただく中で、その内容が妥当なのかどうかというところは町が公平な立場で判断させていただきたいと思います。

これにつきましては議会の議決を経るということはありませんけれども、議員の皆さんや町民の皆さんにもしっかりとその点は説明をして、御理解いただくよう努めてまいりたいと思っております。

５番
坂本議員　一応公園は町の税金で造られているわけで、利用料金は非常に重大なことだと思います。それを議会の承認を得ないでやっていくというのはちょっといかがなものかと思いますし、今までの過程の中では、町が管理していたので利用料金が上がったりするときには議会にかけられていたと記憶しております。その点はどのような考えでこのようなことになったんでしょうか。

議　　長　ちょっと、ここは討論ではありませんので、是非の発言は控えていただいて、今の質問に対して。

地域創造課長　提案理由で町長のほうからも申し上げましたが、これは地方自治法で規定されている内容でございます。その法律に基づいて町は進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

ただ、進める中で、議員さんのおっしゃるとおり料金というのは重要なものでございますので、しっかりと議会や町民の皆さんにも説明していく必要はあるというふうに考えておりますので、お願いをしたいと思います。

議　　長　ほかに質問ありませんか。

３回目の質問です。

７番
三浦議員　これで最後の質問にします。

飯島町は、今までそんなに大きな問題はなかったですけれども、よその自治体の話を

聞きますと、指定管理者に委託をしている事業がうまくいかなくなったときの対応については、結局、最終的に自治体が全部しょうというようなことになってしまうということで、頭を抱えているところもあるようなんですけれども、その点の対応について、そういう利用料金の問題とか今後の運営について課題が残っていくような気もするんですけど、その辺についても考えがあるのでしょうか。

地域創造課長　利用料金を上げて指定管理者の経営として成り立つような形を考える、これも１つは重要なことかなというふうに思います。町の負担を増やすんではなくて、自らの努力で経営をしていっていただくということもありますので、その点はあるかなというふうに思います。

逆に、料金をそんなに頂かなくてもやっていけるということになれば、これはまた住民福祉という観点でも結構なことかなというふうに思います。

自治法に規定されている趣旨につきましては、やはり指定管理者の努力を認めるべきだということにあるんじゃないかなというふうに思います。

料金改定につきましては、行政としましても、やみくもに全部認めていくとか高額なものを認めていくという考え方はございません。常識の範囲の中での料金設定ということは当然のことだと思っておりますので、慎重に対応してまいりたいと思っております。

町　　長　今までも、そういう公共施設の利用料金等に変更のあるときには、当然、一方的に町が決めて議会に相談しなんだということはなかったんじゃないかなというふうに思います。当然、決定する段階では議会にも御相談申し上げる――今回の特徴は、今までは町が指定管理者にこの値段でやりなさいよと、受けてくださいよと、こういう一方的な形であったんじゃないかなというふうに思います。それを、こういう状況であるんで、ぜひこういうのを上げてほしいんだと、上げたいんだと、こういう提案を経営者側から申出ができると、それについては状況を踏まえてみんなで考えて決めていきましょうと、こういうことでありますんで、（浜田議員入場・着席）町の押しつけた価格での運営を強いられるという硬さではなくて、もうちょっと柔軟な変更でやろうというふうに考えています。

当然、そのことについては議会の皆様も町民の皆様も納得のいく価格でなきゃならないんで、町が無謀な値上げを許すはずがございません。

議　　長　三浦寿美子議員、これで３回目なんでちょっと議長から確認をさせていただきたいんですが、最後の質問は、よその自治体で指定管理者の赤字を補填しなければならない例があり困っていると話を聞いたが、飯島町はその場合どうするのかという質問のように聞こえたんですが、それでよろしいんですか。

７番
三浦議員　はい。

議　　長　そのことに対する理解はできましたか。

７番
三浦議員　いいえ。

議　　長　それでは、三浦議員の聞かれたことに対する答弁を求めます。

赤字が生じた場合に、町は他の自治体と同様に補塡してく考え方があるのかないのかという質問だったと思います。

地域創造課長　現時点で事例はございませんが、その時点で財政負担をしていくのかしていかないのかは判断するべきだと思います。負担していく可能性もあれば、負担しない可能性もあるのではないかと考えております。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

２番

久保島議員　確認させていただきます。

今回のこの改正については、飯島町では特段問題はなかったけれども、地方自治法の解釈に基づき改正したほうがよいと、そして柔軟な料金設定ができるようにして指定管理者の経営の安定化を図っていきたいという趣旨だと、それから、町長のほうからは、もし料金改定があった場合には議会に諮っていくという話がありましたが、ここは法令的にいうと議会には諮れないので、全協等で報告して意見を求めるというような形なのか、その２点についてお伺いいたします。

地域創造課長　議決事項ではございませんので、全協等で事前に諮っていきたいというふうに考えております。

議　　長　地方自治法の改正に伴うものかどうかの答弁をしてください。

地域創造課長　地方自治法が今回改正されたわけではございません。もともとそういう規定がございました。

ただ、町がその条例を引用していなかったということで、今回、指定管理制度を使って公園のほうをやるようになりましたので、その規定を４月から準用させていただきたいということでございます。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

１番

浜田議員　ただいまの説明は問題ではないかと思います。

全協は事前審査の場であってはならないということが基本原則だと思います。

今の答弁だと、全協で同意を得ると、これは全協の運営の仕方としてはおかしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

地域創造課長　料金変更時に条例改正はいたしませんので、議案として提出して御審議いただくということはないのかなというふうに思います。したがいまして、議会の皆様にお話をさせていただく機会は、本会議ではなくて全員協議会になろうかなということでございます。

議　　長　ここでは、全く議会に連絡がなくて承認をしていくということではなくて、議会に何らかの報告をする、それで、議案ではありませんので、今の御質問については事前審査にはならない、こういった回答でございました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

６番
星野議員　コロナ下で大変経営のほうも厳しいと思います。

確かに料金の改正は経営者にとって大切なことだと思いますし、私は賛成をいたしますけれど、町民の皆さんに何かメリットのある価格設定などをしていただけるとありがたいと思いますので、そういったことを踏まえて賛成といたします。

議　　長　次に、反対討論ございませんか。

１番
浜田議員　反対の立場で討論いたします。

全協で諮るような内容であるならば、本会議で十分に簡単に議論できるものではないかと、なぜその方法を避けるのか、そこに私はある懸念を抱くものであります。議会は住民の代表であります。したがいまして、料金の値上げがどのような影響を与えるかについて議会の意見を求めるのはごく普通のことでありまして、それを省略するような改正には反対するものであります。

議　　長　次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　ほかに討論ございませんか。

５番
坂本議員　私も反対の立場を表明しますが、確かに指定管理者に預けたということで、活性化という点では変わってきていると思うし、その点は非常に評価いたします。

しかし、料金に関しては非常にセンシティブな問題でありまして、今までの経過を鑑みても、外の方に向かって開かれた公園であるとともに、やはり町民に対して造った、もともとはそういう公園なので、やはりこれは議会で議論した後に決定するべきだと思いますので、この条例案に対しては反対いたします。

議　　長　ほかに討論ございませんか。

７番
三浦議員　反対された前のお二人の議論に賛成の立場です。

住民の立場からすると、やはり税金が使われる中で指定管理者に対して管理をしてもらっているという中での利用料金ですし、やはり議会に対しては、全協で報告するだけではなく――報告ですと私ども議員の立場では何も物が言えません。先ほど浜田議員も言われましたけれども、住民の負託を受けて私たちは活動しているわけですので、ぜひ本会議の中で議論をして方向をきちっと出していくということで条例をきちっとつくっていただきたいというふうに思いますので、反対といたします。

議　　長　ほかに討論ございませんか。

３番
片桐議員　私は賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理制度を導入して、昔とはまた形が変わっている中で柔軟に対応していく、さらに指定管理者の意向を踏まえて早急に改正ができるということは非常にいいことかと

いうふうに思います。

キャンプ事業ですとかアウトドア事業は、これだけ大きく様変わりしています。潮流も早いですので、それに早期に対応する、それがひいては町民益につながろうかというふうに思います。

観光ということで飯島も打ち出していますので、多くの町外の方を招いて町に滞留していただくと、それが１つの町民益につながると思いますので、そのようなことから賛成ということで、討論とします。

以上です。

議　　長　反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　ほかに討論ございませんか。

２番
久保島議員　私は賛成の立場で討論させていただきます。

地方自治法で定められている事項であるならば、我々は重視しなければならない最大限のものであるというふうに思っています。我々の都合とか住民の都合ではなくて、そういうことだろうというふうに思っています。

そこで、料金改定については町長のほうでしっかり判断をしてもらうということになっているということでございますので、そこは我々信頼関係に基づいて、我々も提案をしながら、町長が正しく判断をしていただけるように、そんなシステムになるように求めまして、これには賛成したいと思います。

議　　長　反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これから第７号議案　飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　　長　御着席ください。（賛成者着席）

起立多数です。したがいまして、第７号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第 11……（浜田議員「議長」と呼ぶ）浜田稔議員。

１番
浜田議員　今日は欠席の通告を出しておりましたので、それについて一言説明の機会をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議　　長　本会議では認められませんので、御着席ください。

後の全員協議会の場でまた御連絡いただきます。

議　　長　日程第11　第８号議案　飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　第８号議案　飯島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正内容は、町営住宅への入居の是非に当たり条例本文に不足していた字句を明文化するとともに、引用条項等の誤りを改めるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

建設水道課長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

５番

坂本議員　改正条文に「入居者として適切と認める場合は」とあるわけですけれども、この適切の逆の意味、先ほど言われました、以前より入居の基準を見て判断していたという不適切というのは一体何をいうんでしょうか。というのは、もし適切という言葉を入れるんだったら、その適切の基準をちゃんと条例の中の１項の部分に入れたほうが私はいいと思いますが、その不適切は一体何だったんでしょうか、そこの点をお尋ねします。

建設水道課長　町内に該当はございませんでしたけれども、県内におきまして入居に当たり過剰なクレームを申される方がいらした現状がございましたので、様々な理由がございますので、当然、入居するときには審査をいたしますので、その具体的な項目というのではなくて、対外的にその文言を入れることによりまして入居する段階でお断りできると、また審査した結果お断りできるということで本文記載した次第でございます。

議　　長　坂本議員、案が示されておりますので、それに対する文言の追加の可否については討論の場で述べてください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第８号議案　飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第８号議案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩とします。

休　　憩　午前１０時３７分
再　　開　午前１０時３７分

議　　長　会議を再開いたします。
先ほど浜田稔議員、報告で申し上げましたが、欠席の通告がございましたが、日程第10　第７号議案の審議の途中で議場に入室されたことを議事録に残すように議長から発言を申し上げました。
これから休憩を取ります。再開を10時50分といたします。休憩。

休　　憩　午前１０時３８分
再　　開　午前１０時５０分

議　　長　休憩を解き会議を再開いたします。

議　　長　日程第12　第９号議案　飯島町営水道条例の一部を改正する条例
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕

町　　長　第９号議案　飯島町営水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、日曽利簡易水道を飯島町上水道事業へ統合するため条例を改正するものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げます。
よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕

建設水道課長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

１番
浜田議員　これは日曽利水道の実態が変わる、つまり物理的に何かが変わるという内容を含むのか、単に管理、会計の主体を一本にするというだけなのか、どちらなんでしょうか。お

尋ねします。

建設水道課長　現在、日曽利簡易水道につきましても会計もしてございます。

ただ、国のほうから簡易水道については水道事業のほうに統合しろという指示もございましたので、現実に合わせてこのたび改正するものでございます。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

４番
吉川議員　地元の日曽利地区の住民の御意見とか、何か御質問とか反対意見とかはあるんでしょうか。

建設水道課長　現実に何も変わりませんので、特にそういう御意見もいただいておりません。

改めて住民の御意見を聞くというよりも、法律に基づいてやるという形となります。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第９号議案　飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第９号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第 13　第 10 号議案　飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　第 10 号議案　飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和２年６月５日に公布され、同法附則第 65 条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、これに合わせて関係条文を整備するものでございます。

具体的には、消防団員が公務災害補償を受ける権利を担保する特例についてのただし

書の部分を削除するものでございます。
細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕

総務課長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第 10 号議案　飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決をされました。

議　　長　日程第 14　第 11 号議案　飯島町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕

町　　長　第 11 号議案　飯島町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。
新学校給食センター建設工事竣工に伴い旧給食センターから業務の移行を図るため本条例の一部を改めるものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕

教育次長　補足説明

議　　長　これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第 11 号議案　飯島町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第 11 号議案は原案のとおり可決をされました。

議　　長　日程第 15　第 12 号議案　令和３年度飯島町一般会計補正予算（第 13 号）
日程第 16　第 13 号議案　令和３年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第 17　第 14 号議案　令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第 18　第 15 号議案　令和３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第 19　第 16 号議案　令和３年度飯島町水道事業会計補正予算（第３号）
以上５議案を一括議題といたします。
それでは、本５議案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕
町　　長　第 12 号議案から第 16 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。
まず、12 号議案　令和３年度飯島町一般会計補正予算（第 13 号）について申し上げます。
予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 238 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 65 億 7,728 万 8,000 円とするものであります。
今回の補正につきましては、令和３年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるに当たり事業実績等の見通しによる調整、そのほか３月中に事業執行が必要な経費の補正を行うものであります。
なお、これから３月末にかけて流動的な事務事業がありますので、必要に応じて３月 31 日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度にわたって事業を実施するものが見込まれますので、精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。
主な収入の内容につきましては、高度情報化基金 2,700 万円、スポーツ振興くじ助成金およそ 2,500 万円、多面的機能支払交付金およそ 820 万円をそれぞれ減額する一方、町税およそ 2,100 万円、臨時財政対策債およそ 3,100 万円の増額補正を計上いたしました。

主な歳出の内容につきましては、農地・水・環境保全管理協定運営委員会交付金およそ1,100万円、エネルギービジョン改定業務およそ570万円、中学校吹奏楽器購入およそ470万円をそれぞれ減額する一方、体育施設改修工事等で発生いたしましたＰＣＢ処分料およそ1,000万円、道路除雪・融雪剤散布業務におよそ520万円、企業版ふるさと納税に150万円の増額補正を計上いたしました。

そのほか各種事務事業において決算を見込みそれぞれ補正計上したところでございます。

続きまして、第13号議案　令和３年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に178万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億1,054万2,000円とするものであります。

今回の補正は、国民健康保険税及び事業に関する諸経費を補正するものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税を103万3,000円、国庫支出金を２万1,000円、繰入金34万7,000円、諸収入を38万6,000円増額するものでございます。

歳出については、総務費を９万4,000円減額する一方、保険給付費を16万5,000円、保健事業費を１万円、予備費を170万6,000円増額するものであります。

続きまして、第14号議案　令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から３万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ１億5,500万4,000円とするものであります。

今回の補正は、令和３年度の上伊那広域連合負担金の変更に伴い事業費を補正するものであります。

歳入につきましては、繰入金を３万8,000円減額するものであります。

歳出につきましては、総務費の一般管理費を３万8,000円減額するものであります。

続きまして、第15号議案　令和３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に63万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,502万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、地域支援事業費に関する国・県支出金及び繰入金を41万7,000円、事務費繰入金を21万7,000円増額するものであります。

歳出につきましては、総務費の一般管理費に21万7,000円、また地域支援事業費を実績見込みにより54万1,000円増額し、差額を予備費の減額により調整するものでございます。

続きまして、第16号議案　令和３年度飯島町水道事業会計補正予算（第３号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出に関する補正であります。

最初に収入ですが、経営収益のうち給水収益の増加が見込まれるため90万円を増額し、収入総額を２億2,672万9,000円とするものでございます。

支出につきましては、営業費用のうち不足が見込まれる総係費の手当を 25 万 5,000 円増額し、支出総額を２億 1,581 万 3,000 円とするものでございます。

その他細部につきましては、第 12 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 13 号議案から第 16 号議案の特別会計等につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長　補足説明

総務課長　補足説明

住民税務課長　補足説明

健康福祉課長　補足説明

産業振興課長　補足説明

建設水道課長　補足説明

地域創造課長　補足説明

教育次長　補足説明

議　　長　これから本５議案について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

時間を取りますので、どうぞ。

１番

浜田議員　11 ページの繰入金の高度情報化基金繰入金、7,700 万円から 2,700 万円減額のかなり巨額の補正になっております。それがなぜこの時期まで分からなかったのかというのがちょっと腑に落ちないんですけれども、もっと早期に補正して別の使い道を考えたほうがよかったんじゃないかと、そんなふうに思うわけですけれども、この辺りはどうなんでしょうか。

企画政策課長　基金の繰入れにつきましては特定の事業に充てておりますけれども、この 2,700 万円の減額ですが、決算状況を鑑みまして、一般財源の確保等、そのところを見ながらしていく部分もございます。

事業の確定としましてはもうちょっと早い時期にしておりますけれども、今回その資金につきましては決算状況を見ながら基金の繰入れを調整させていただいているっていう側面もありますので、御理解いただきたいっていうふうに思います。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

５番

坂本議員　19 ページの 2613 の負担金なんですけれども、つくし園のほうはプラスということで、こども発達センターはマイナスという金額が出ておるわけですが、これらのコロナに関わる影響は去年と同じくらいの金額というふうな認識を持っていいんでしょうか。

健康福祉課長　こちらのほうの児童発達支援施設ですとかこども発達センターのほうは利用される子どもさんたちの状況により負担金が発生するものでございますので、コロナの影響というものは特段ないというように判断をしております。

なおかつ、この補正をさせていただいたこども発達センターひまわりについては去年

の実績でもって請求が来ますので、それで金額が確定した段階での補正となっておりますので、お願いいたします。

議　　長　ほかに質疑……。

７番
三浦議員　それではお聞きをしたいと思います。

14 ページの 1151 の旧丸井醸造の解体工事ということで、不足分は予想以上に廃棄物があったということなんですけど、その内容についてはどのような内容であったのかをお聞きしたいと思います。かなり大きな解体工事をしていましたので、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、23 ページの下段のじんかい処理費なんですが、上伊那広域連合の負担金が約 500 万円減額となっておりますけど、この内容、例えばごみが少なかったとか、何かそんな理由があるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

企画政策課長　まず 1151 の財産管理費の旧丸井醸造の解体工事の増額のところでございますが、あそこを解体する前に、あそこに、漬物の製造に関するおけですとか、そういったごみみたいなものがそのまま放置されていたっていうものになりまして、それの撤去とか片づけ処分、それから、そこにあった建物やコンクリート構造物の解体をして造成をしたという内容の工事になります。

今回増額をお願いしたところは、残地廃棄物――ごみですけれども、その見込みの量がちょっと思ったより多くて、その処分に費用がかかるので、その部分をお願いしたいということでございます。

住民税務課長　23 ページ、2921 のじんかい処理費の関係でございますけれども、上伊那広域連合の環境衛生費の中には、クリーンセンターであるとか八乙女であるとかの廃棄物の処理をするところ、それから処理費であるとか工事費であるとか、いろいろな項目がたくさんあります。その増減の中で全体の金額をお示ししておりますけれども、今、手元に明細がございませんので内容を十分お伝えすることができませんが、後ほど報告が必要でしょうか。

議　　長　議員控室のほうへ復命を回覧しておりますので、その中にて御確認ください。

ほかに質疑……。

４番
吉川議員　24 ページ、農業関係。ちょっと委員会のほうでは説明なかったので、農業委員会のタブレット購入の経過と目的、これをちょっと御説明いただきたい。

それから、新規就農継続、これの農業次世代人材投資事業、ちょっとこの内容の確認をお願いしたい。

それから、もう一つ、すみません、地域創造課、観光費、トレーラーハウス、５つの農業倉庫という形でありますけど、これの使途目的、よろしくお願いしたいと思います。

産業振興課長　それでは、私のほうで農業関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、3111 農業委員会費の関係でございます。

今回の備品購入費につきましては、国の補正が新たに出まして、国ではＤＸの推進の

ためにタブレット端末を配置していきたいという内容がございまして、これに対応するものでございます。

なお、国として――農水省になりますけれど、委員の全員分は確保できなかったということで、まず推進委員――４人ですけど、４人分の端末を設置していきたいという考え方のようでございます。

続きまして 3213 の新規就農者の関係になってまいりますけれど、これは当初予算で見込んでいた経営体と、経営体の中で他の補助――ＪＡのＵターンのほうを活用された方がいまして、その分が減、それと逆に年度当初ではなく途中から経営体として認めていただいて追加で頂いた分がございまして、今回、最終的な補正をさせていただきました。

地域創造課長　備品購入費の内容でございます。

トレーラーハウスは５棟ありますので、それぞれにコンクリートブロックを基礎にしてぽこんと置くような農業用倉庫、小さいものを各棟に１個ずつ計画しております。９万円掛ける５個っていうことですので、大きいものではございません。

農地がついておりますので、農作業をするときのくわだとか草かきだとか箕だとか、そういったものをそれぞれに置いておく必要があるということで計画しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

５番
坂本議員　20 ページの 2641 の需用費の給食材料費なんですけれど、その原因は何によるものなのか、それと……。

取りあえずそれだけお願いいたします。

教育次長　主な原因としましては、油の関係と小麦系の食材が値上がりをいたしまして、その分で不足が見込まれることから、今回補正をお願いするものです。

議　　長　そのほか質問ございませんか。

１番
浜田議員　まず 16 ページ、1801 交通安全対策費が減額になっていますけれども、町内で死亡事故が起こったにもかかわらず業務量が減ったというふうに読めてしまうんですけれども、それに対して特別なことを行うような増額という必要性はなかったのか、これが１番目の質問です。

また、その後何をしたのかということも併せて御説明いただければと思います。

それから２番目、25 ページ、3413 多面的機能支払い、補正前に比べて１割以上の減額になっています。私自身はかなり地域で頑張ったつもりでいるんですけれども、一体この減額に対して積極的な取組が町としてなされたのかどうなのか、またこの減額の背景は何なのか、この２点についてお尋ねいたします。

総務課長　この会計年度任用職員の減額ですけれども、年度途中に会計年度さんが諸事情によりまして御退職をされております。次の方を探す間――今は次の方に来ていただいておりますけれども、その間はいなかった期間がございます。その分の精算額として減額をしております。（浜田議員「答弁漏れです」と呼ぶ）

議　　長　それじゃあ事故のあった後の対応、充実。

総務課長　事故のあった後につきましては、ただいまは会計年度さんも補充をしておりまして、係で対応をしてきております。

産業振興課長　続いて25ページの3413の多面的機能支払いについてお答えをさせていただきます。

まず、町としましては、農地・水・環境保全管理の多面的機能支払いを十分活用しまして、草刈り、あるいは水路維持、こういったものに努めておるところで、農家の皆様に御協力をいただいておるところであります。積極的に取り組んでおるところであります。

今回の減額の理由ですけれど、算定基礎に農業振興面積――農振面積がございまして、その農振面積の減による減額ということになっております。

議　　長　ほかに質問ございますか。（三浦議員「議長。７番」と呼ぶ）ちょっと待ってね。

浜田議員、関連ですか。

１番
浜田議員　はい。

議　　長　それでは浜田稔議員。

１番
浜田議員　幾らなんでも農振面積が84対10になるという、マイナス10になる、10%以上も変更したというのは理由として説明になっていないような気がするんですけれども、それは正しい説明なんでしょうか。

産業振興課長　主な要因としましては農振面積の減でございます。

当初の農振面積としましては――当初10万5,350aを見込んでおりましたけれど、実績では10万5,195アールであったための減が主な要因となっております。

それと、細部の部分で言いますと、長寿命化小規模工事、これの要求に対しては県の予算の範囲の中で行われるため、その分も減額となっております。

議　　長　ここで暫時休憩とします。

休　　憩　午前１１時５９分
再　　開　午前１１時５９分

議　　長　休憩を解き会議を再開いたします。

ここで昼食のために休憩を取ります。再開を午後1時30分とします。休憩。

休　　憩　午後０時００分
再　　開　午後１時３０分

議　　長　休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き第12号議案から第16号議案を一括して質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

５番

坂本議員　26 ページの 4121 の商工業振興費の中の新型コロナ感染症対策に係る第２・第３弾として政策しているのが 138 万円、100 万円という形で減額になっているんですが、ちょっと詳しい内容を教えてください。

産業振興課長　事業継続応援事業につきまして説明させていただきます。

まず、第２弾については３号補正でお願いしまして 1,500 万円でございました。それに対しての実績については 50 事業者から出て 1,362 万円の支出を行い、残の 138 万円を今回減額するものでございます。飲食事業者を対象としたものでございました。

続いて第３弾でございますが、これは５号補正でお願いしまして 1,000 万円を予算計上させていただきました。それに対しまして 60 事業者から出てまいりまして 900 万円――これも飲食事業者等の関係になりますが――900 万円支出いたしまして、残りの 100 万円を今回減額するものでございます。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

２番

久保島議員　細かいところで申し訳ないんですが、30 ページ、5121 の予備費、17 備品購入費なんですが、モバイル無線ルーター、これを５台ということでしたが、この使い方等についてはどんなもんなのかということでございます。

もう一つ関連して、これがなぜここにあって学校ではないのかというようなこともちょっと、学校教育総務費なので学校に割り当てたらいかがかなあというふうに思ったりもしました。

もう一点、関連しまして、ちょっと子どもたちに第６波は非常に広がっているということで、オンライン授業っていうのが多分出てくるかなあというふうにちょっと思っているんですが、その際に多分Ｗｉ―Ｆｉ環境のない御家庭もあるだろうと、そういう支援について早急に検討してくださいねという要望も前々回してあると思うんですが、その辺の検討について、これがそうなのか、それも含めて３点お願いいたします。

教育次長　5121 の関係で備品購入のルーターの関係でございます。

これは教育委員会で保管をしまして、それぞれ必要な御家庭への貸出用として教育委員会として購入するものでございます。そういうことで、学校それぞれの備品ではなくて、ここのコードで購入をさせていただきました。

オンラインの関係でございますが、それぞれの学校で持ち帰りをしまして、まず通信テストですとか、そういった具体的な手続をしております。そういうことで、Ｗｉ―Ｆｉの環境がない御家庭も、これを貸出しすることで、オンラインのそういった学習が全員に行き渡るような体制を整えておるところでございます。

２番

久保島議員　理解できました。

それで、そうすると貸出し等についてはどのような、料金設定とか、そういうことをしているのかどうか。

それから５台で足りるということで設定されたんだというふうに思いますが、その辺

についてはいかがでしょうか。

教育次長　基本的に貸出料は無料で考えております。

ただ、通信料は御家庭で御負担いただくものと考えております。

台数ですけれども、新年度予算にも数台の予算計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　そのほか……。

７番

三浦議員　34ページの学校給食センターの関係なんですけれども、ここには任用職員や代替調理員の報償費について計上してあるんですけれども、今後、４月１日から新しい給食センターの稼働が始まるわけですけれども、調理職員の任用は十分できているのかどうかについてお聞きをします。

副 町 長　新年度予算の計上と同じ時期に教育委員会と協議をさせていただきまして、新しい学校給食センターの職員の確保ができるように待遇改善、処遇改善等を施しておりますので、また新年度予算の中で御覧をいただきたいというふうに思っております。

議　　長　そのほか質疑ございますか。

浜田議員、通常ですと３回の質問が済んでおりますので、特別に重要なことであれば議長が特別に許可をいたしますが。（浜田議員「じゃあ、はい」と呼び挙手）特別に重要ということですか。

１番

浜田議員　午前中の答弁で……

議　　長　未答弁がありましたか。

１番

浜田議員　はい。

議　　長　それじゃあ、浜田議員、未答弁のところをもう一度指摘してください。

１番

浜田議員　25ページの3413の多面的機能支払いが面積の減少によるものだという説明だったんですが、説明の中の面積はほとんどパーセンテージに比例していなかったんですね。これについてはまだ十分な説明だと思っていないので、その点についての説明をお願いします。

産業振興課長　それでは、多面的機能支払いの関係について再度説明をさせていただきます。

午前中の説明の中で、私のほうでは農振面積の減と長寿命化の県の予算の範囲の中での減額ということでお話をさせていただきました。

昨年も650万円ほど減額はしておりますけれど、今年度の1,000万円については、１つは農振面積の減による交付金の額の減で、農振面積の減というのは、今まで受けた過去の分についても返還が求められる、そういったものになります。具体的な数字で申しますと農振面積に関わる減が126万3,000円でございます。

それと、長寿命化の小規模工事の関係で、これは、当初、標準単価というのを国が示してまいります。それに基づきまして町は予算化をしていっておるところなんですが、

これが25%ほど実績では減になってきております。これに対します単価減による影響がおよそ970万円になります。

合わせて1,096万3,000円、今回の減額の金額となります。

説明は以上であります。

議　　長　よろしいですか。

１番
浜田議員　はい。

議　　長　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、第12号議案　令和３年度飯島町一般会計補正予算（第13号）について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はございますか。

１番
浜田議員　細部に対してはいろいろ理解しにくいところもありますけれども、全体としては年度末にふさわしいきめの細かい補正がなされているというふうに理解しております。

ただ、しかしながら、ただいまのように、何でしたっけ、面積要件だとおっしゃりながら、実際にはその理由はそうではなかった、こういう答弁はいかがなものかと思います。よって、これについては別途書面で内訳を議員に分かりやすく説明することを求めて、賛成といたします。

議　　長　反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　それじゃあ、ほかに討論ございますか。

５番
坂本議員　賛成の立場で討論いたします。

細かな点も精査しながらの補正予算になっておりますけれども、しかし、コロナはまだこれから続く中で、できなかった事業も多々ありますし、減額になっている部分もありますので、ぜひそれは新年度に向かって継続をうまくやっていくような形で事業を展開していただきたいことを求めまして、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第12号議案　令和３年度飯島町一般会計補正予算（第13号）について採決

します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第13号議案　令和３年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第13号議案　令和３年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第14号議案　令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第14号議案　令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第15号議案　令和３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第15号議案　令和３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第15号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案　令和３年度飯島町水道事業会計補正予算（第３号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第16号議案　令和３年度飯島町水道事業会計補正予算（第３号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第20　第17号議案　令和４年度飯島町一般会計予算

日程第21　第18号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第22　第19号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23　第20号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第24　第21号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算

日程第25　第22号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算

以上６議案を一括議題といたします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　令和４年３月議会定例会を招集し、令和４年度の一般会計予算をはじめ特別会計及び公営企業会計予算を含めた６議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

関係する各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書等を併せて御覧いただければと思います。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症が住民生活に大きな影響を与えている中、当町においては、臨時会の開催や専決処分により数回の補正予算による措置を講じ、感染拡大の防止と経済活性化の両立を図りながら、住民の生活を守るための取組を国、県との役割分担の中で進めてまいりました。議会の皆様にも多大なる御理解と御協力を賜りましたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、住民に対する新型コロナウイルスワクチンの接種におきましては、昨年５月に開始し、同年11月末までには希望者に対する２回目の接種がほぼ完了いたしました。そ

の後のオミクロン株の拡大による第６波に対応するため、先月から３回目の追加接種を開始したところであります。

長期化するコロナ禍の影響は、住民の健康や経済をはじめ、人との関わりが減ったことによる人間関係の希薄化や地域力の低下など、目には見えない部分への影響も懸念されるところであり、町民の皆様が一日も早く安全・安心な日常生活を送ることができるよう、また町の活力を取り戻せるよう、全力で各種事業に取り組んでまいります。

令和４年度におきましても飯島町第６次総合計画で定めた町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち　豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向け、８つの政策への取組はもちろん、環境循環ライフ構想プロジェクトと人口増プロジェクトにおいて具体的な一歩を踏み出し、幸せと生きがいを感じることのできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据えて、日々行財政運営に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様には、引き続きよりよいまちづくりに格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

内閣府発表の２月の月例経済報告によりますと、我が国の経済の先行きは、

> 感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

とされております。

こうした情勢の中、令和４年度の国家予算は、令和３年度補正予算と一体として新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算として編成されておりました。

その結果、一般会計の予算総額はおよそ 107 兆 6,000 億円、前年度に比べ 0.9%、およそ 9,900 億円の増となり、当初予算としては過去最大の規模となりました。

歳入については、賃上げによる税制措置の抜本的な強化等により前年度に比べ税収を 13.6%およそ７兆 7,800 億円の増額と見込む一方、公債金を 15.3%およそ６兆 6,700 億円の減額としています。

また、歳出については、社会保障関係費が高齢化による増加分等により前年度に比べ 1.2%およそ 4,400 億円の増のほか、地方交付税交付金等は地方交付税交付金を前年度並みに確保する一方、臨時財政対策債の発行を国及び地方の税収の回復により大幅に縮減しつつ一般財源総額を適切に確保することとしており、前年度に比べ 0.4%およそ 664 億円の減となっております。

また、令和４年度予算における公債依存度は 34.3%で、前年度より 6.6%減少したものの、依然として借入金に頼る財政運営に変わりはありません。

新型コロナウイルス感染症による影響や国家財政の現状を考えますと、今後も先行きは不透明であり、国民や地方自治体の負担が増えることが予想されるため、国の動向を注視しながら堅実な行財政運営に努めつつ、町民の皆様が元気になるまちづくりに取り

組まなければならないと考えております。

令和４年度における国の地方財政計画を見てみますと、歳入では地方特例交付金、地方債を減額する一方、地方税、地方譲与税、地方交付税を増額しております。

歳出では、国が地域社会のデジタル化を推進するため、令和３年度からの２年間で集中的に取り組む経費として地域デジタル社会推進費を引き続き計上するほか、公共施設等の長寿命化や集約化、複合化など適正な管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費の対象事業を拡充の上５年間延長するなど、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮がされております。

これらにより令和４年度の地方財政計画の規模は総額およそ 90 兆 5,900 億円で、前年度に比べ 0.9%およそ 7,900 億円の増となっております。

このうち地方交付税総額を見てみますと、およそ 18 兆 500 億円で、前年度に比べ 3.5%およそ6,100億円の増となる一方、関連する臨時財政対策債はおよそ１兆7,800億円で、前年度に比べ 67.5%およそ３兆 7,000 億円の減額となり、この２つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ３兆 800 億円の減額となっております。

次に、長野県の令和４年度当初予算案ですが、コロナ禍や自然災害等により基盤が揺らいでいる確かな暮らしを守る施策、脱炭素社会の構築などの中長期的な課題に挑戦する施策など、しあわせ信州創造プラン 2.0 の総仕上げを図る予算として編成されています。

具体的には、ワクチン接種体制の加速や中小事業者への資金繰り、またＧｏＴｏトラベルの実施など、新型コロナウイルス感染症対策におよそ 2,190 億円のほか、災害に強い県づくりとして道路等の老朽化対策や流域治水整備など国の５か年加速化対策を活用した防災・減災対策や長野県ＤＸ戦略など、６つの重点テーマを推進するため、予算総額はおよそ１兆 849 億円、前年度に比べ 4.1%およそ 425 億円の増となり、阿部県政下で最大の規模となっております。

歳入面の一般財源の見通しとしては、地方交付税が前年度に比べ 0.4%およそ９億円の減、臨時財政対策債は 73.6%およそ 435 億円の減を見込む一方、県税が企業業績の改善により法人関係税等の増を予想し 12.8%、278 億円の増を見込んでおります。

歳出の構造としては、令和元年の東日本台風災害からの復旧、復興が進み投資的経費が減少した一方、新型コロナウイルス感染症対策の経費が増加しております。

このような国、県の情勢の中、令和４年度の予算編成の考え方としては、近い将来に開通するリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通による伊那谷のリニア新時代を迎える中、大都市から１時間の地理的条件にある飯島町の自然豊かな田園風景に包まれた居住空間の魅力を大々的に発信することは、地方への関心が再認識されている今こそ戦略的に仕掛けるときと考えております。

このたびの令和４年度予算は、第６次総合計画に定めた将来像「新しい発想で考えるアルプスのまち　豊かな未来・自然・暮らし」の実現を目指し、特にプロジェクトにある人口増対策に力を入れるため、従来の移住定住施策を一段とチューンナップし、インパクトのあるオリジナルな施策を打ち出しております。その名を「故郷（ふるさと）回帰パワーアッ

プ予算」と銘打ち、飯島町を離れた若者がふるさとに戻ってくるきっかけにもなるよう、飯島でマイホーム、飯島で子育て等の施策を実施いたします。

まず、飯島でマイホームの施策では、49歳以下の若者世帯が町内に住宅または住宅用地を取得する場合に最大200万円を補助するマイホーム取得補助金や新築住宅を取得された場合に翌年からの固定資産税相当額を10年間交付するマイホーム取得奨励金、また飯島町で宅地分譲を行う事業者に対しても上限200万円まで造成費用の一部を支援する民間宅地開発補助金を実施することで定住促進施策を大幅に強化いたします。

また、飯島で子育ての施策においては、３歳以上の園児に対する保育園給食費完全無償化やゼロ歳から３歳児がいる世帯の上下水道料金の負担を軽減するため１人につき年間5,000円を支援する上下水道関連応援事業補助金を実施することで、子育て世帯に対する支援をさらに強化いたします。

そのほか、都市との交流人口を拡大させる飯島流ワーケーションなどを連続して仕掛けるとともに、子育てと仕事が両立する社会を形成するマジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言の推進を地域企業の賛同を得ながら官民一体で取り組み、交流人口の拡大、宅地確保、定住促進、子育て支援、働き場所の確保を連動させることにより、町の魅力が向上し定住につながるよう、立体的な施策を展開してまいります。

そのほか、引き続きコロナ対策、商業振興、地域医療の確保など課題は山積しておりますが、新年度予算は、第６次総合計画に基づき、住民要望等も総合的に対応する中で、各種補助事業や基金等を活用し、町の未来への持続性をしっかり確保できる予算を目指し編成いたしました。

それでは、今議会に提案いたします令和４年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。

各会計の予算規模と主な内容でありますが、一般会計は51億9,900万円で、前年度に比べ２億1,800万円、4.4％の増額となり、４年連続の増、平成以降では２番目に大きい予算規模となりました。

国民健康保険特別会計はおよそ９億5,400万円で、前年度に比べおよそ1,500万円、1.6％の減となりました。県の運営が定着し、歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しており、予算規模については保険事業納付金の増と保険給付費の減を見込み、全体では減額となっております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計はおよそ１億5,600万円で、前年度に比べおよそ110万円、0.7％の減となりました。令和４年度後半から医療費の見直しが予定されておりますが、予算規模は広域連合納付金の減額により 0.7％の減となっております。医療費の見直しに伴う町民の皆様への周知や手続など、適正に実施してまいります。

介護保険特別会計はおよそ11億2,900万円で、前年度に比べおよそ720万円、0.6％の増となりました。町の高齢化率の上昇に伴い保険給付費の増は今後も続く見込みです。介護保険の保険者として適正な事業運営を行うとともに、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止を進め、引き続き住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりに

取り組んでまいります。

水道事業会計はおよそ４億4,000万円で、前年度に比べおよそ1,700万円、3.7%の減となりました。老朽配水管布設替え工事費を計上し、引き続き安全・安心な水道の維持に努めてまいります。

また、広域連携として中川村との用水供給連絡管整備工事費を計上し、中川村への用水供給の準備を進めます。全国的にも事例が少ないことから、引き続き関係機関との連携を密に、確実に進めてまいります。

下水道事業会計はおよそ９億円で、前年度に比べおよそ1,200万円、1.3%の減となりました。引き続き維持管理経費が主な内容となっており、適切な維持管理に努めてまいります。

以上６会計の合計予算規模はおよそ 87 億 7,900 万円で、前年度に比べおよそ１億8,000万円、2.1%の増として編成をいたしました。

続いて一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による歳入の悪化を見込んだ前年度に比べ個人収入や企業収益の増を見込み、町民税が10.6%の増、また固定資産税はコロナ関連の減免特例措置が終了することにより 4.6%の増など、全ての税目で増を見込み、町税全体では前年度に比べおよそ7,200万円の増といたしました。

次に、地方譲与税と各種交付金、地方交付税につきましては、予算編成時における国や県からの情報、また前年度までの交付実績などから試算を行い、地方譲与税と各種交付金は、それぞれ増減があるものの、全体ではおよそ1,300万円の減とする一方、地方交付税は、普通交付税が7.3%の増、特別地方交付税は近年の実績等により33.3%の増を見込み、交付税全体で前年度に比べ１億5,000万円の増を計上いたしました。

次に、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金を活用した道路改良や道路更新防災対策事業による橋梁長寿命化修繕等の事業増により前年度に比べ17.3%およそ6,300万円の増のほか、繰入金につきましては、プロジェクトをはじめとする各種事業実施等による財源不足を補うため各種基金からそれぞれの事業への繰入れを計上し、前年度に比べ18.9%およそ6,000万円の増額といたしました。

最後に、町債は、国の方針により臨時財政対策債が前年度に比べ9,300万円減の5,600万円を計上する一方、道路や公共施設等の工事を目的とした起債についてはおよそ2,700万円増額するなど、財源不足に対応してまいります。

以上、歳入の主な点について申し上げましたが、制度改正やコロナ禍における景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報を基に精査の上、それぞれ予算計上したところでございます。

次に、歳出予算の概要について、第６次総合計画の基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向の８項目の内容に沿って、前段で触れましたプロジェクト以外の取組について御説明を申し上げます。

初めに、「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」について申し上げます。

飯島町の豊かな自然環境の中で将来にわたり町民の皆様が安心して暮らしていける町

を目指してまいります。

交通安全関連では、18歳までの南信交通災害共済の加入掛金を全額公費負担とし、保護者負担の減を含め、交通安全対策を充実してまいります。

防災関連では、非常用電源が未配備である体育館など指定避難所において計画的に設置を進め防災体制を充実するほか、消防団関連では、全国的に消防団員が減少しているという課題を解決するため、国がまとめた処遇改善策を踏まえ、年報酬や手当を改善します。

また、公共施設の長寿命化、コロナ対策として役場議会棟空調機更新工事のほか、継続事業といたしましては農水省、長野県東京事務所などへの職員派遣を実施してまいります。

「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」について申し上げます。

環境関連では、地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定し地球温暖化対策の方針を明確にするほか、再生可能エネルギー導入戦略を策定し、環境循環ライフ構想にある小水力発電や今後民間等を中心に展開される再生可能エネルギー事業の位置づけをしてまいります。

また、窓口業務関連では、マイナンバーカードの普及促進について令和４年度末までに全国民が取得という国の目標に近づけるため、コロナ禍の状況に配慮しつつ、地域へ出向いた申請サポートの実施など、積極的に普及率向上を図ってまいります。

２つのアルプスの麓で美しい自然に育まれた快適で豊かな暮らしを将来の世代に引き継ぐため、環境施策の推進と住民と行政の接点でもある窓口業務の接客ホスピタリティーの向上を図ってまいります。

「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」について申し上げます。

生涯を通じて安心して生活ができるよう、引き続き保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し適切な対応ができるネットワークの構築を推進してまいります。

新たな取組としては、お助隊とも関わりの深い重層的支援体制整備事業への移行準備に着手してまいります。現行の仕組みでは高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野に属性が分かれている各事業を各関係機関が一体的に相談支援や地域づくり事業を実施するというものであり、令和６年度までにこの体制整備の移行業務に取り組んでまいります。

そのほか、生活困窮者等に対する相談支援業務を社会福祉協議会で実施するほか、住民税非課税世帯の75歳以上の高齢者に対し補聴器購入補助金を創設するなど、支援が必要な方やその家族の方も安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」について申し上げます。

将来にわたり暮らしやすい町であるためには、生活のための仕事が必要になります。それぞれの地域の特性を生かしながら、新しい時代にも対応できる産業を創造してまいります。

農業関連では、国の補助金等の申請をオンライン化するなど農業者の利便性を向上す

るためｅＭＡＦＦの推進やラジコン草刈り機の導入などスマート農業の推進に取り組むほか、近年の異常気象に伴う農作物被害に対し農業者が加入する国の収入保険の掛金補助金を創設し、安心して農業生産に取り組めるよう支援してまいります。

また、令和５年度から県が着手予定としている新井用水トンネル工事の準備として概要書の作成業務に着手し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

商工関係では、地元滞留率の向上を図るため新たに商業用地の取得支援に着手するほか、事業承継事業においては、第三者に経営移譲を行う事業者が行うコンサルタント業務や第三者事業承継が完了し新たな経営者が行う改修費等への補助金を創設することで、円滑に事業承継ができるよう支援してまいります。

「暮らしを支える強靭で快適なライフラインの創造」について申し上げます。

道路､上下水道を中心とした公共インフラは町民の暮らしを支える重要な要素であり、今後はリニア新時代を見据えた整備や維持管理、強靭化を進めることが必要不可欠となります。令和４年度におきましても道路改良や町道・林道整備などインフラ整備関係の諸施策を講じてまいります。

まず、暮らしを支える道路や林道の整備では、継続事業として町道における社会資本整備総合交付金事業の南田切線改良工事、高尾原北線の道路舗装補修工事、広域１号線中田切ふれあい橋修繕工事、林道では企業局助成事業である林道横根山線整備事業等を実施してまいります。

また、住宅施策や空き家対策関連では、公共施設総合管理計画の個別施設計画に基づき入居者のいない豊岡住宅の一部について除却するほか、将来的な統廃合を見据え北梅戸住宅と陣馬住宅の一部について老朽化調査を実施いたします。

空き家対策におきましては、倒壊等のおそれのある危険な空き家については国の財源を活用した危険空き家除却支援事業補助金を創設し、住民の安全・安心な生活の確保と景観を守ってまいります。

「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」について申し上げます。

町の魅力を発掘し磨き上げることで交流人口、関係人口、定住人口の増加へつなげるとともに、将来を見据えた暮らしやすい地域づくりを進めます。

観光関連では､築 57 年を経過した御座松橋や雪なだれにより損壊した摺鉢窪避難小屋の改修工事のほか、千人塚の城ヶ池周辺の老朽化した照明設備の撤去及び遊歩道への照明設置など、主に観光施設の修繕、整備を実施してまいります。

また、自治組織への支援関連では、区や自治会からの申請に基づき交付していた自治活動保険加入補助金を地域づくり推進費と合わせて一括交付するほか、自治会においてはごみステーション管理費も併せて一括交付することにより支払いや窓口の一本化を図り、自治組織役員の負担軽減を図ってまいります。

「「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」について申し上げます。

次世代を担う子どもたち一人一人が確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身につけ、生きる力を育む学校教育を推進するとともに、町民誰もが生き生きと充実した人生を送ることができる生涯学習の環境を整えてまいります。

学校教育関係では、引き続き新学習指導要領で位置づけられている情報教育を学ぶため、ＩＣＴ支援員やデジタル教科書など教材機器等の経費を計上しております。

また、生涯学習関係では、飯島成人大学センターと田切体育館の長寿命化対策として屋根や外壁等の改修工事を実施し、指定避難所としての機能強化を図るほか、31 年を経過した移動図書館車を更新いたします。

「将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり」について申し上げます。

社会情勢の変化にも対応できる持続可能な行財政基盤の構築を目指し、人口減少、少子高齢化、住民ニーズの多様化などに創造力と実行力で応えられる簡素で効率的な行政組織を構築してまいります。

令和４年度においては、将来を担う児童や生徒の皆さんからまちづくりに必要な意見や提案をいただき、今後の町の政策の参考とするためこども議会を開催いたします。

行政改革では、さらなる情報発信の強化や情報化、ＤＸを推進するため、この４月の組織機構改革により総務課に秘書広報係を新設いたします。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げました。

令和４年度は、第６次総合計画の２年度目として町の将来像実現のため戦略的に各種事業に取り組んでまいりますが、各種事務事業を推進するに当たっては、まず新型コロナウイルス感染症対策を優先しつつ、町の将来を見据えながら時代の流れをつかむとともに、国県の各種補助事業の積極的な活用や交付税措置のある有利な起債の活用を原則とした事業の実施、また基金の有効な活用により適切な時期に適切な事業を実行することが町民の皆様に信頼される行政運営であると考えております。

町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が新たな発想と行動力を発揮し、全力で行財政運営に当たってまいります。

最後に、町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和４年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要説明といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議　　長　引き続き補足説明を求めます。

主要な事務事業を中心に要点をとらえた説明に努めていただくようお願い申し上げます。

企画政策課長　補足説明

総務課長　補足説明

住民税務課長　補足説明

健康福祉課長　補足説明

産業振興課長　補足説明

建設水道課長　補足説明

地域創造課長　補足説明

教育次長　補足説明

議　　長　ここで休憩とします。再開時刻を午後３時１５分とします。休憩。

休　　憩　午後３時００分

再　　開　午後３時１５分

議　　長　休憩を解き会議を再開いたします。

これから令和４年度会計予算６議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようにお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

１番

浜田議員　１点お伺いいたします。

環境循環ライフ構想の中で小水力発電が上げられていて、これから具体的な段階に入るもんだというふうに理解しております。

その一方、新井用水の改修計画の調査費が盛られる予定になっています。新井の危険な状態っていうのは私ども何回か見ておりまして、急いで手を入れなければいけないっていう状況はよく分かります。

ただ、その一方、新井は発電所としての有力な水源でもあります。具体的にいえば、丸紅の傘下にある三峰川電力をはじめ、ヤマウラさんですとか、あるいは、たしか岡谷かどこかの企業さんですとか、活用したいという話が以前に何回か町のほうにあったというふうに承知しています。町としては、それはやはり町民の資源であるからということで受け入れなかったというふうに私は聞いています。

それで、問題は、今回どちらも調査の対象になっている中で、新井が発電の対象ということを検討せずに、水路の改修だけを目的に検討が進んだ場合には違う修理になってしまうことがないのかっていうことを私は大変心配しています。つまり、発電に活用することも考えて水路全体をどうするかという話を含めなくて大丈夫なのかというふうなことを心配しておりまして、その両方を合わせて議論したほうがいいのではないかというふうに私は思っていまして、町側の見解をお尋ねしたいと思います。

地域創造課長　ちょっといろいろな課にまたがりますので、私の立場で答えられるだけまず最初に答えていきたいと思います。

ちょっと前に担当していたこともありますので、新井の状況は私個人的にもよく承知しております。

地元要望からすれば、一日も早く手をつけて改修してほしいという要望だと思います。これについて真摯に向き合って対応していると、来年度も対応していくというのが所管課の考えかなというふうに思います。

水力発電の研究につきましては、来年いろんなところを調査します。ちょっと私はその調査の箇所までは承知しておりませんが、議員のおっしゃるとおり昔から有効な水源

であるということはもう明らかになっておりますので、そこら辺の調査も入れられればいいのかなというふうに思っております。

実現性については、ちょっといろいろな複雑な事情もあることは聞いておりますので分かりませんけれども、調査はできたらやったほうがいいかなというのは私の個人的な考えですけれども、思いはございます。

したがいまして、工事と一緒にやれるかっていうと、ちょっと、協議はしておきますが、そういった一緒にやっておいたほうがいいことがあれば、そういうことも念頭に置いて横断的に情報共有をしながら検討したほうがいいかなというふうに思っております。

議　　長　ほかに補足はいいですか。

〔発言者なし〕

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

５番
坂本議員　予算概要 11 ページに重点的な住宅ということで表示されておりますけれども、先ほど発表された中では商業地として２か所ということの展開も考えているということでしたけれども、11 ページの図では住宅地をここの地域に誘導するというようなお話でしたが、商業地に関してはどのような考えの中で――場所とかはもう大体どこか、それは多分町内全域の中で商業地の２か所をどこにするかというような目安をつけられているとは思いますけれど、その点についてはどのように考えてそういう方向になったんでしょうか。

産業振興課長　商業地の関係ですが、これは企業誘致、地元滞留率向上を目的として行ってまいりますが、これは相手があってのことですので、ここという場所については今検討中であります。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

７番
三浦議員　先ほどの説明の中で、循環バスの運行についてはまだどんなような変更かというようなことが決まっていないで、これからだんだんに事業を進めながら新しい方向を探っていくっていうことで、今までとは変わらずの運行が行われるというふうに解釈をしてよいのでしょうか。

総務課長　次の新しい運行方法が決まるまでは現在の運行方法で、令和４年度もまずは今の方法で運行をしてまいります。

議　　長　そのほか質疑ございませんか。

５番
坂本議員　もう一点お尋ねしたいんですけれども、空き家対策なんですけれども、ここでは空き家対策の補助金として金額を載せておりますけれども、町内には以前から、一般質問にもありましたように、要するに相続がきちっとできていないけれども危険な場所っていう空き家が何軒かあります。それについての考えをお尋ねしたいと思います。

建設水道課長　危険空き家の関係につきましては、現在リスト化しております。

また、危険なお宅についての対策等については個別にお願いしているところでございます。

議　　長　よろしいですか、坂本議員。

５番

坂本議員　はい。

議　　長　相続ができていない危険空き家についても対処していくという、そういうお答えでいいんですね。

建設水道課長　はい。

７番

三浦議員　今の説明で、相続ができない場合でも、もう既に大変に危険な状態になっている家屋がありますよね。それに対してこの補助金対応はできないと思うんですよね、相続ができていない家屋を処理するには。それに対してはどういう考えを持っているのか、法的に対応するのか、その辺についてお答えください。

議　　長　相続できていない物件についてはどなたに支援をしていくか、その質問です。

建設水道課長　現在、町には空き家対策協議会がございますので、そういう識見者の皆様に御相談しながら今後は考えていきたいと思っております。

議　　長　よろしいですか。

７番

三浦議員　ということは、協議会で方向が出せなかった場合には危険なまんまがずっと放置されるという解釈になるのでしょうか。

副 町 長　今想定されております危険な空き家につきましては、全部大体の調査はしてございます。

相続関係につきましてもできるだけ追っていっている関係になっておりますので、そこで実際に相続がされなくても特定空家という指定がされれば町が責任を持ってやります。

ただし、あくまでも責任は個人というのが原則でございますので、相続想定者とか、そういう面もございますので、そこら辺のところでだんだんと交渉をしていくということになるというふうに思います。

それから、委員会につきましても、いろいろなものを見ていただいて、その中で判断をされていくんじゃないかというふうに思いますので、これからの委員会と、それから町との関係については、いろいろな法律を基にしてやっていくと、今回の 50 万円というのは国の補助金が出るということでございますので、活用してそういうのも解決できればという予算立てでございますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

第 17 号議案から第 22 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成をする予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、本６議案につきましては、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 17 号議案から第 22 号議案までの予算６議案をこれに付託して審査することに決定をいたしました。

議　　長　日程第 26　第 23 号議案　飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

日程第 27　第 24 号議案　飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について

を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副 町 長　それでは、第 23 号議案　飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定についてと第 24 号議案　飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

この３月末をもって指定管理者期間が終了いたします飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ及び同一敷地内にございます飯島町介護予防拠点施設コスモス園の２つの施設の管理及び運営について、地方自治法の規定に基づき指定管理者として社会福祉法人親愛の里を指定するものです。

細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔宮下副町長降壇〕

健康福祉課長　補足説明

議　　長　それでは、提案のありました２議案について一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

初めに、第 23 号議案　飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから第 23 号議案　飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第23号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第 24 号議案　飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 24 号議案　飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第24号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第28　第25号議案　飯島町道路線の変更について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副 町 長　第25号議案　飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。

変更につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更になった路線について道路法第10条第３項の規定により町道上島線ほか10路線の道路区域変更をお願いするものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔宮下副町長降壇〕

議　　長　これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第25号議案　町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第25号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日の会議を閉じ、これで散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散　　会　午後３時３３分

令和４年３月飯島町議会定例会議事日程（第２号）

令和４年３月７日　午前９時１０分　開議

１　開議宣告

１　議事日程の報告

日程第１　一般質問

質　問　者	質　　問　　事　　項
吉　川　順　平	１　新型コロナウイルスの感染症拡大防止について ２　コロナ禍の今、まちづくりをどう進めるのか ３　新カントリーエレベーター建設に伴う周辺整備について
久保島　　巌	１　令和４年度予算における町の取り組み姿勢、考え方を問う
片　桐　　剛	１　コロナの影響、現状と今後の対策を問う ２　アフターコロナに向けた施策を問う
宮　脇　寛　行	１　飯島流ワーケーション事業について ２　基幹産業の農業支援について ３　町内に移住する目的で住宅や土地の取得を補助するマイホーム取得補助について
星　野　晃　伸	１　町の生活道路の自治会からの工事等の要望と現状は ２　水道について ３　食育推進計画（第３次）について ４　柏木グランドについて
伊　藤　秀　明	１　百間ナギについて ２　町営住宅について ３　18 歳成人について ４　ツリーハウスについて

○出席議員（１２名）

１番	浜田　　稔	２番	久保島　巌
３番	片桐　　剛	４番	吉川　順平
５番	坂本　紀子	６番	星野　晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内　　学
９番	坂井　活広	１０番	伊藤　秀明
１１番	宮脇　寛行	１２番	折山　　誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委　任　者
飯島町長　　下平　洋一	副　町　長　　宮下　寛 総　務　課　長　　大島　朋子 企画政策課長　　座光寺満輝 住民税務課長　　松澤　京子 健康福祉課長　　藤木真由美 産業振興課長　　堀越　康寛 建設水道課長　　那須野一郎 地域創造課長　　久保田浩克 会計管理者　　松村　和夫
飯島町教育委員会 教育長　　澤井　　淳	教　育　次　長　　片桐　雅之

○本会議に職務のため出席した者　　議会事務局長　　林　　潤
議会事務局書記　　吉澤　知子

本会議再開

開　　議　令和４年３月７日　午前９時１０分

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「おはようございます」）御着席ください。（一同着席）

議　　長　おはようございます。（一同「おはようございます」）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　これから一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。

４番　吉川順平議員。

〔吉川議員質問席へ移動〕

４番
吉川議員　通告により始めさせていただきます。

質問要旨１「新型コロナウイルスの感染症拡大防止について」。

初めに、飯島町でも新型コロナウイルスの急拡大を受け、長野県全域に蔓延防止等重点措置が１月 27 日から２月 20 日までの期間で適用され、さらに昨日まで蔓延防止等重点措置が延長され、解除となっています。

世界の各地ではオミクロン株からステルスオミクロン株への変異が確認され、今後、日本も心配されております。

今回、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う防止のために、現在の町民の皆様の不安、心配、課題について、町民の命と暮らしを守る者として８項目の質問を第１項目ではしたいと思っております。

３月上旬には、この内容がしっかり解除され、スムーズにワクチン接種が行われ、少しでも明るい社会に進んでいくことを念じるものでございます。

始めます。

１―１、飯島町新型コロナウイルス感染症対策本部　下平洋一本部長としての現状の把握と今後の感染対策及び地域産業の活性化の両立の方向性についての所見はどうでしょうか。

また、正確な情報を町民の不安を取り除くために町民にリアルタイムで広報すべきですが、どうでしょうか。

さらに、感染症対策本部として県との情報を共有しつつ、しっかり対策を取っていただきたいと考えます。

よろしくお答えください。

〔下平町長登壇〕

町　　長　おはようございます。

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、皆さん御承知のとおり、オミクロン株による第６波の感染拡大により、蔓延防止等重点措置の適用と延長に伴う様々な対策が講じられてきたところでございます。

当町におきましては、第６波で本日現在34名の新規陽性者が確認されました。市町村別の陽性者数を見ると飯島町は低く推移しておりまして、これもひとえに町民の皆様お一人お一人の常日頃の基本的な感染対策の実践によるものと、改めて感謝を申し上げるところでございます。

町対策本部では、引き続き国や県の方針に沿って注意喚起をはじめ公共施設における感染対策、ワクチン希望者への接種の推進を行うとともに、周辺地域等でも問題となっている学校、保育園、高齢者施設等における集団的感染の発生事例などを踏まえて緊張感を持って対応してまいりたいと思っております。

最も重要な対策はお一人お一人の対応だと思っております。基本的な手指消毒、マスク等、また症状を感じた場合にはすぐにお医者さんに相談する、感染の拡大を防止する、その初動が非常に大事だと感じておるところでございます。

こうした感染拡大防止や医療提供体制の確保のための取組と並行いたしまして、社会を支える基本的活動の維持や地域経済、地域産業の支援についても取り組んでいかなくてはなりません。コロナ下における影響や実態を踏まえ、直近では、商工業者を対象とした新型コロナウイルス第６波対応事業継続応援補助金や農業者に対する米価下落減収農家支援事業等を実施してきたところでございます。

しかし、昨年末の経済状況、特に町内における飲食店関連は昨年末までの持ち直し傾向があったものの、今年に入っての蔓延防止措置、さらにはその期間の延長による営業自粛、あるいは外食自粛により、そのよかった傾向が今は非常に厳しい状況になっておると感じておるところでございます。我々行政が行う経済支援には限界がありますけれども、今後も可能な限りの対策を講じてまいりたいと思っております。

今回のコロナウイルス、２年ほど前に始まったんですけれども、当初は、このコロナウイルス自体が何者であるのか、非常に分からない不安な状況でございました。しかし、当初のデルタ株等の変異により、今はオミクロンに移ってきているわけなんですけれども、この２年余にわたるコロナのデータ、状況を分析すると、非常に、今、感染力は強いんだけれども、毒性が弱いと、感染したとしても軽症か無症状、こういう状況に移ってきている。

しかし、政府のコロナウイルスは、感染分類における第２分類に属するもので、非常に死亡率が高く、エボラ出血熱等の分類に属されている。それは、当初だから仕方がないと思うんですけれども、今は、このオミクロン株という、そういった現状を捉えますと、識者によると第５分類でもいいんではないかと、流行性感冒等の、そういった御意見もございます。２年ほどのデータがございますので、ぜひ感染力に相応した対策が望

まれるところというふうに思っておるところでございます。

なお、情報、広報等でございますけれども、町民に対するリアルタイムでの広報につきましては、現在、町のホームページやいいちゃんメール、防災無線等による随時発信によって行っておるところでございます。今後もその時々の状況を踏まえて情報発信を行ってまいりたいと思っております。

〔下平町長降壇〕

吉川議員　いずれにしましても、感染対策本部として、先ほど申し上げましたように県との情報は本当に共有していただいて、特に相談窓口の一本化という形の中で住民の相談に乗っていただきたいということで、各課で共有しながら頑張っていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に入ります。１－２。

これよりは非常に細かい内容で、既に国でも発表されている内容になり、分かり切っている状況でありますが、やはり住民の不安を取り除くために、細かい話でございますが御質問させていただきたいと思います。

３回目の接種については、政府は原則として２回目接種、65 歳以上は６か月、64 歳以下は７か月となっておるわけでございます。

恐縮ですが私の例を取りますと、スマホの接種証明書ができておりますけれども、２回目は昨年の７月 31 日でございました。３回目は、先だって接種の予約が来まして今月 19 日でございます。約８か月近い接種間隔の状況になっておりますけれども、６か月以上という形ではあるかと思いますけれども、もう少し早くならなかったのかなという部分があります。その点の飯島町の２回目接種からの接種間隔、実際はどうなっているんでしょうかということでございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長　それでは質問のほうにお答えいたします。

現在、新型コロナワクチンの３回目接種の対象となるのは、予防接種実施要綱では 18 歳以上の方で２回目接種を完了した日から原則８か月が経過した方となっております。

しかし、年末以降の感染拡大状況から、国より２度の前倒しの方針が示され、２月からは 65 歳以上の方で２回目接種後６か月経過した方、64 歳以下は７か月経過した方、この３月からは対象年齢全て２回目接種後６か月経過した方というようになっております。

町での集団接種につきましては、当初は３月から接種をする予定で組んでいたところなんですけれども、国のほうの前倒しというのを踏まえて２月からの接種を組むような形で前倒しの対応をしたところでございます。

実際は２月 19 日の土曜日より毎週土曜日を基本に集団接種のほうを開始させていただいたところです。

接種のほうにつきましては、２回目の接種を行った順に順次日時を指定して案内をさせていただき、接種を進めている状況でございます。

町での集団接種は、そうそう簡単にできるかというと、そうでもなくて、やはり体制をきちっと組む必要がございます。そのような中で、２月 19 日土曜日から集団接種を開

始させていただいているところです。

ですが、県のほうでも県民の方が接種できるような会場を設けておりますので、希望される方はそちらでも接種ができるように、接種券については対象となる方にはあらかじめ送付をさせていただいて対応をさせていただいたところでございます。

吉川議員　分かりました。

いずれにしてもスムーズに接種がいくよう、よろしくお願いしたいと思います。

１―３、飯島町の３回目ワクチンの供給量は十分にあるかと思うんですけれども、特に２月２日の政府の発表では、４月上旬までに8,500万回分を全国の各自治体に配送というふうに言われております。そのうちファイザー製が約3,660万回、それからモデルナ製が約4,850万回、５割以上がモデルナ製という形になっておるわけでございます。

特に飯島町でも１回目ではファイザーがほとんどでございましたけれども、３回目になりますと交互接種ということでモデルナになるわけでありますけれども、全国的には接種が滞る可能性があるという形が言われておりましたが、飯島町の供給量はどういうふうになっているんでしょうか、お答えください。

健康福祉課長　ワクチンの供給量についてでございます。

国では、必要なワクチンについて、ファイザー社ワクチンと武田／モデルナ社ワクチンを合わせて十分な量を配分することとしております。

ワクチンの供給は、国よりファイザー社製及び武田／モデルナ社製ワクチンが１・２回目に接種したワクチンの種類に関係なく供給されるため、県を通して町へは国から供給されるワクチンの種類の比率に応じて配分されることとなっております。

当町へ配分されるワクチンについては、必要な回数の半分以上が武田／モデルナ社ワクチンの予定となっておりますけれども、今後の状況により変更となる可能性もございます。国、県から提供されます情報に注視し、県と連携しながら対応を行ってまいりたいと思います。

吉川議員　変更しつつあるという形でありますが、１―４のほうに入りますけれども、町では１・２回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ｍＲＮＡワクチン、武田、それからモデルナの接種を実施しておりますけれども、国の供給には今言いますように変動があるという形でございました。

国会等でも論戦がありますけれども、交互接種についての効果と考え方が非常にクローズアップされておるわけでございます。

若干ここで御紹介申し上げます。

２月18日の厚生労働省の専門部会、３回目の接種後に38度以上の発熱があった人は、３回ともファイザーの場合は21.4％、それに対して３回目だけモデルナだと49.2％という結果が出ております。

全身の倦怠感は３回ともファイザー69.1％、３回目だけモデルナだと78％、頭痛は３回ともファイザーが55％、３回目だけモデルナが69.6％ということで、いずれも症状が出るのは――２回目もそうでしたが――接種の翌日がピークでありまして、二、三日後にはほとんど収まっておるという状況でございます。

新型コロナワクチンの３回目接種について、ファイザーを２回打った後にモデルナを交互接種した人は約７割が発熱し、３回ともファイザーの人の約４割よりも高かったと報告されております。その反面、３回目の接種で得られた抗体の量はモデルナのほうがファイザーより多く、効果が高いと報告とあります。

別紙のお手元の資料１を御覧ください。

厚生労働省、あるいはＮＨＫでも出されました交互接種の資料１、交互接種の有効性、この４番目、ほとんどの方が飯島町については１回目２回目がファイザーということで、今回の交互接種っていうのはファイザーにするのかモデルナにするかということでございますが、接種から 15 日目の中和抗体の値ということで、３回をずっとファイザーでやった場合については 20 倍と、それから３回目についてはモデルナを打った場合についてはさらに抗体量が多いっていうことで、31.7 倍ということで、かなり抗体量が多くなるという結果が出ております。

したがって、何を言いたいかといいますと、今後の３回目はほとんどがモデルナになるかと思いますけれども、どちらのワクチンを打つかは――先ほどありましたように２回目にファイザーでかなり熱が出た方、モデルナについてはさらに熱が出るということでありますので、熱が出た方については副反応を非常に拒否しているという状況でありますが、抗体量を見ますと、長い目で見ますと抗体量がかなり上昇しますので、やはりそのことについては、バランスといいますか、本人の考えかと思いますが、どちらを取るかということになってくるかと思います。そこら辺の見解、それは個人の自由ということでありますが、ただ、飯島町でファイザーとモデルナのどちらかを選択ができるかどうか、今のことも含めてお答えください。

健康福祉課長　交互接種についての質問でございます。

１・２回目と異なるワクチンを３回目に接種することを交互接種というように言っておりますが、国からの情報によりますと、３回目の接種について１・２回目と同じワクチンで接種しても異なるワクチンで接種しても抗体価の上昇は良好で、高い有効性が期待されております。

副反応は、１・２回目の接種で報告されたものと発生頻度は同程度で、同じワクチンでも交互接種でも安全性に差はなかったと報告がされているところでございます。

したがって、ワクチンの効果や安全性に大きな差はないとのことですので、そのときに打てるワクチンでの接種をお願いしているところでございます。

やはり配分されるワクチンによりまして町では接種の体制を組んでいきますので、ワクチンが確定した段階で接種の案内を行っており、集団接種の期日指定をさせていただいておりますので、その際に使用するワクチンを明記して案内をさせていただいているところでございます。

町の接種態勢の中では、ワクチンの選択についての対応は難しいところかなと思います。御理解いただき、御協力をお願いしたいところでございます。

吉川議員　これを今手元に持っていますが、２月 27 日の信毎の記事であります。今の関連ですが、長野市――よそのことはどうでもいいじゃねえかっていうことですが――長野市が交互

接種については評価しないということで、モデルナは今言った内容で非常に危惧しまして、ファイザーにしてくれというふうに保健所が言っておるということでありますが、このことはこのこととして、今言った内容であります。

特に熱が出る方が非常に嫌だなという関係がありますので、そのことをやはり広報を上手にしていただいて、モデルナでも接種していいよと、抗体のことがあるということで、ぜひとも広報していただいて、よろしくお願いしたいというふうに思っておるわけであります。

次、１―５であります。

資料の２のほうを見ていただきたいと思います。右側です。

「“感染主体　若い世代から子どもに移ってきている”」これは全国版であります。ちょっと飯島町はどうなのか分かりませんけれども、10代が27.1%――これは１月時点です、全国の。それで20代は23.9%という形で、約半分の新規感染者が若い方に移ってきているということであります。

したがいまして、飯島町も言うまでもなく、先ほどもあった34名ですか、感染者が増えているということでありますけど、その累計としての――名前は公表できないわけですが――感染者の飯島町の現状の世代別の実態っていうのが分かっているのかどうか、お答えください。

総務課長　世代別の実態はということですので、お答えをいたします。

飯島町におけます新型コロナウイルス感染症の陽性者の状況でございます。こちらは毎日発表されておりますが、３月６日現在、これまでに40人の方が陽性者となり、うち34人の方が第６波での陽性者となっております。

第６波の陽性者につきましての世代別の実態ということでございます。こちらは県の発表に基づきましてですけれども、３月２日現在でございますが、10歳未満が３人、10代が２人、20代が３人、30代が６人、40代が５人、50代が３人、60代が４人、70代が２人というふうになっており、幅広い年代での感染が確認をされております。

オミクロン株による第６波は感染拡大の速度が速く、２次感染リスクも高いと言われておりますが、その一方で重症化しにくい可能性が示唆をされており、県内でも学校や保育園、また高齢者施設等において集団的な感染が発生をしております。

飯島町においては、現在までにそのような事例は確認をされておりません。皆さんの御協力によるものだというふうに思っております。

吉川議員　幅広い世代ということでございましたが、いつクラスターが発生するかとか、若い方が本当に心配でございます。

したがいまして、１―６にありますように、まだまだクラスターの発生は特に学校、保育園にはないかと思いますが、そこの資料にありますように、全国版では、発生件数は１月時点で昨年の８月から今年の１月にかけて703件ということで、全国的には学校と教育施設にかなりクラスターが発生してきている。

それから、裏面にありますように、小学校のクラスターの発生件数は昨年の８月が92件、今年の１月末で174件ということで1.9倍にも上ってきている――これは全国版で

ございます。

また、学級閉鎖も左にありますように全面休校が 1,100 校余、それから学級閉鎖が 4,700 校余ということで非常に多くなってきておるということです。

飯島町もいつなるか分からんという部分がありますので、やはりそこら辺の保育園、学校へのそれぞれの感染症対策をしっかり取っていただくということで、その対策についてお聞きをしたいと思います。

教育次長　お答えいたします。

初めに、当町の学校、保育園などで新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生していない現状につきましては、ひとえに御家庭の御協力あってのことでありまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

御質問のクラスター防止につきましてでございます。

まず、学校では、登校前の健康観察、学校では換気、アルコール消毒、マスクの着用、離隔距離の確保、黙食に加え、感染レベルに応じた課外授業中止等の対応、さらに御家庭には感染症対策フローを配布し、万が一身近な方の感染等があった場合の対応の案内を行っております。

また、緊急対応に備え、分散登校の検討や昨年度導入いたしましたタブレットを活用した持ち帰り学習、Ｚｏｏｍの接続テストなどを実施し、子どもたちの学びと感染症対策の両立を目指して運営をしております。

保育園につきましては、年齢も低いことから、園児全員にマスクの着用を徹底するのは難しい点もある中、でき得る限りのことを職員一丸となって実施をしておるところでございます。

基本的な健康観察や手洗い、消毒、換気の徹底をはじめ、他の学年が一緒になっての活動は行わないといった取組、給食時は年齢にもよりますが対面式にしない、降園後のおもちゃの消毒のほか、蔓延防止等重点措置期間中については御家庭で保育可能な方は家庭保育の協力をお願いもしてまいりました。

あわせまして、本人や御家族に風邪の諸症状があった場合や接触者になった場合は、できる限り登園､登校を控えていただくよう協力をお願いしておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止には、御家庭への協力もお願いしながら、町としましても今後も引き続き徹底してまいります。

吉川議員　特に保育園、小さいお子さん、保育園は子ども同士の接触が多いわけであります。熱があると、やっぱりちょっと元気がないなということを先生が見ておるわけでありますけど、特に小さい子どもはくっつきますので、そこら辺も非常に問題になるかなあという形がありますので、そこら辺はちょっと先生が注意していただく、保母さんが注意していただくという形になるかと思いますけれども、ぜひともクラスター発生防止には努めていただきたいというふうに思っております。

１―７、資料３、そういうことで、５～11 歳、今度は子どもの接種のことであります。

これもまた古い資料でありますが､日本トレンドリサーチという会社があるわけです。この表につきましては、上のところの表でありますが、親が「自分は接種した」あるい

は「接種するつもり」ということで、そういう接種した方が子どもさんには接種させたくないっていうのが41.3%に上っておるという状況でありまして、「接種していない」っていう親もおるようでありますけれども、そういう方々は子どもにも接種させたくないという、当然のことかと思いますけれども、いろいろな親としての子どもに対する理由、リスクがあったりする、いろいろあるということで、副作用があったりするということで心配ということであるという結果であります。

今後、町では５～11歳のワクチン接種が始まってくるわけでありますけれども、強制ではないという形では言っておるわけでありますが、今後、町としてどのように対処していくか、よろしくお願いしたいと思います。

健康福祉課長　５歳～11歳以下の小児への接種についての質問でございます。

町では、伊南４市町村共同で実施するような体制を整えているところでございます。

小児の接種について、国では努力義務を適用せず、強制するものではなく、希望する児が接種できるように準備を進めているところでございます。接種をしない児への圧力等が生じないように配慮して進めてまいりたいというふうに考えております。

接種のスケジュールといたしましては、まず対象となる保護者向けに情報提供と同時に基礎疾患の有無、かかりつけ医療機関、接種の意向等についての事前調査を行い、その調査を基に希望する児へ優先順位等により接種を進めてまいりたいと考えております。

吉川議員　よろしくお願いします。

１―８、特にこういうことが問題になるんですね。幼い子どもを持つ共働きの夫婦がおるわけであります。その方が感染した場合、残された幼い子どもさんはどのようにふだんの生活をしていったらいいのか。町では、その家族、残された子どもさんへの対応、支援をどのように考えておりますか。よろしくお願いします。

総務課長　新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合、陽性者への対応は基本的に保健所が窓口になって一元的に対応をされております。

また、新規陽性者にかかります個人情報は、県で発表される内容以上のものは町では確認できないため、陽性者の方に対しまして町側から主体的に支援を行うことは、現実的には困難でございます。

しかしながら、仮に陽性者の方から町への支援が求められた場合、町として対応可能と判断したときには、関係各課とも協議の上、安全に配慮して対応できればというふうに考えております。

吉川議員　残された子どものために、ぜひとも支援をお願いしたいというふうに思っております。

以上、細かい内容、ワクチン接種を含めて、コロナについてでありましたけれども、今後も刻々と情勢は変わってまいります。それぞれ注視していきたいと考えておりますし、また後続の同僚議員からもコロナの問題についてはいろいろの角度から質問があろうかと存じますので、私のほうはこのぐらいにしておきます。

時間がありませんので２―１、コロナ禍の今、まちづくりをどう進めるのか。

見た方がありますか。ここに情報紙があります。下平洋一町長、１月28日付「月刊かみいな」における新春インタビューの中で下平町長は「2022年の町政において、環境循

環ライフ構想の４本柱の事業は着実に前へ進めたい。」と強い姿勢で述べております。他の行政首長と比べて今後のまちづくりを具体的に考えていると安心しました。

しかし、これからでございます。特に４本柱の１本の柱が立てかけられましたが、まだまだ始まったばかり。この４本の柱がしっかり立って初めて循環ライフ構想が完結するものと考えております。

特に水力発電、バイオマス発電につきましては、環境整備が先決であると述べられておりますし、特にバイオマス発電事業につきましては森林のチップ問題等の問題があります。

一昨年の議員からの一般質問の中で規模を縮小してでも実施していくと副町長の答弁がありましたが、存じておりますね。

私が昨年の６月の一般質問で述べたように、もうかる農業、若者が参入できる農業アグリイノベーション 2030 のために、ぜひ発電した排熱利用の施設栽培を実行に移してもらいたいと思います。新年度予算でも調査費を盛り込んであるようでありますが、早急に計画立案のスケジュールを提出していただきたいと思います。

また、後ほどＪＡからの要望事項がありますが、当初計画した旧果実選果場への発電場所として要望するものでございます。

町長の答弁をお願いしたいと思います。

町　　長　ただいま環境循環ライフ構想の大目標についてのお話をいただきました。

飯島町が 10 年先を長期展望したときに町民が共有していただける大きな課題として何があり、どういう目標を持つべきかということを考えたときに、課題をいろいろ精査し、政策を立てていくと、１つの方向性が見えてきた。それが具体的な事業としてあの４本柱になっているわけでございます。10 年先を見据えた計画でございますので、じっくりと環境整備を整えながら進めていかなければならないというふうに思っております。

今、４本柱のうちスタートして進んでいるもの、今はどういう計画で進んでいくかということを考えているもの、それぞれまちまちではございますけれども、着実に進めたいと思っております。

一方、コロナもございますので、それにも対応し、両面を見ながらこれをやっていく必要がある。しかし、将来に向かっての投資、事業計画は着実に進めなければならないと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

地域創造課長　それでは、私のほうからアグリイノベーション 2030 におけます答弁をさせていただきます。

アグリイノベーション 2030 でございますが、こちらでは、排熱を活用した農業、これについては、木材の資源量や園芸施設の規模、また立地、それから品目、これにどれぐらいの熱量が必要なのかなどをしっかり計画を立ててから進める必要があると考えております。

熱供給における計画立案につきましては、令和４年度――来年度の総務省の交付金を活用しまして公共施設等への電力や熱供給なども含めた事業計画マスタープランを策定

するように取り組む予定でおります。この事業計画を基に採算性を確保できる熱供給に見通しがつけば、担い手の確保、品目の選定、資金面等の計画を進めていかなければいけないかなあというふうに思っております。

吉川議員　いずれにしましても町長の生命線でございますので、ぜひとも計画を立てて実行に移していただきたいと思っております。

最後の質問になります。

今日も大勢ＪＡ関係の方々に傍聴していただいておりますが、新カントリーエレベーター建設に伴う周辺整備でございます。

ＪＡの計画によりますと、新カントリーエレベーターの建設地として現在の上ノ原にあります旧果実選果場に建設予定であり、令和５年の９月――来年の９月の刈取りから新カントリーエレベーターを稼働する予定でございます。

規模につきましては､新カントリーは今現在あります赤穂カントリー､宮田カントリーを集約し、新設後は飯島カントリー3,389 トン、新カントリー4,000 トンの規模となり、現在の飯島カントリー扱い数量の 3.15 倍となります。

そこで、３―１、カントリーエレベーター周辺の道路は地区外からの搬入トラック等で交通量が３倍以上になるというふうに聞いております。地元自治会から交通事故を懸念する声がＪＡに寄せられておるとも聞いております。

特に南側の公道は拡幅が必要と思われますが、住民、生産者の安全確保についてどのように対処していくのか、また工事をするのか、お聞きをしたいと思います。

建設水道課長　それではお答えいたします。

議員の御質問の南側の公道でありますけれども、町道山久線でございます。そちらのほうですが、ただいま議員から申していただいた新カントリーエレベーターまでの間ですけれども、広域農道の交差点から延長で約 500 メートル、幅員で約４メートルの状況でございます。

御指摘のとおり、地域外、地区外からのトラック等が増えましたら交通量も増えてくるかと思います。

また、地元の車両と大型車両とのすれ違いについては十分な幅員とは言えない部分もございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、延長 500 メートル、幅員４メートルの道路の改良をするとなりますと、当然、多額の費用がかかります。

そこで、本当に拡幅が必要なのか、あるいはほかの路線を利用していただけるのか、その点につきましては、今後、事業者でありますＪＡ上伊那の皆様と調整させていただきながら検討してまいりたいと思っております。

吉川議員　もう既に総代会あるいは地元の懇談会を行いながらカントリーにつきましては決定を見ておりまして、いずれにしても交通量が増えるのは確かでございますし、先ほどは調査をするということでありますので、ぜひとも住民のためによろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問になります。

関連する３―２、新カントリーエレベーターに伊南地域の米が集約されますことから、一帯は現在のキノコ、野菜、果樹の集荷所と農産物の流通基地となるわけでございます。飯の町飯島をＰＲし、外から人を呼び込むチャンスと捉え、行政として周辺に新たな６次産業化施設、カントリーが来ますので、特に今ずり米といいますか、米を中心とした、例えばおむすびの販売ができる加工施設、あるいは、今のウクライナ等もありますけれども、小麦粉がかなり不足してくるという事態を考えながら、やはり小麦のパンではなくて米粉のパン、今そういうのもはやっておりますけれども、そういった加工施設、あるいは餅加工を含めた加工施設、あるいは、上伊那管内では大型直売施設がなかなか南部のほうには――道の駅はあるわけでありますけれども、やはり大型直売施設っていうのはなかなかないわけであります。そういったものも含めるもの、あるいは私が前にも言ったように学校給食、食農教育という形の中で子どもたちがやはり収穫体験をする農場、そういった収穫体験も含めた農場の確保、このようなものが周辺にできないだろうか。あるいは先ほどあったバイオマス発電基地の建設。あそこの周辺を一体的にＪＡの施設を活用しながら計画ができないだろうかという内容でございます。

町長の見解をお願いしたいと思います。

町　　長　まず初めに、ＪＡ上伊那の皆様方には、選果場の跡地へカントリー施設を建設する計画を立てていただいたということに非常に感謝を申し上げるところでございます。地域の大きな経済の発展の礎になろうかと期待しておるところでございます。

選果場がなくなってしまってから非常に寂しい思いをしていましたけれども、あの大きな跡地へそういった計画を持っているということで、非常に期待をしているところでございます。

まずは、カントリーエレベーターをしっかり建設していただくということで、まだ余地がたくさんあろうかと思います。その部分におきましては、ただいま吉川議員がお話しされたように、吉川議員もいろいろすばらしいアイデアをお持ちじゃないですか。またそれを行政のほうへお話しいただいて、共にそういったことが実現できればいいなあというふうに思っています。

特に先ほどの環境循環ライフ構想の中のアグリイノベーション2030、20代30代の若者によるアグリイノベーション、農業改革、この部分については、非常に、そういった新しい６次化された産業、１次とつながって２次のそういった加工品を作る、３次の小売、１次２次３次がつながっていくという６次産業を構築する上においてもいい場所になるかなあと、ＪＡの方々とも相談しながら、また地域の若者も興味の持てるような産業を興していければいいなあというふうに思っております。

今後ともいろいろと御指導いただきますようにお願いいたします。

吉川議員　ぜひとも一緒になってまた考えて、あの周辺をやはり有効利用っていうことが大事になってきますし、また飯島町民の憩いの場ということで、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上、町民の命と暮らしを守り、さらなる飯島町の発展のため、改革と挑戦で町政が住民のために少しでも前に進んでいくことを熱望し、私の一般質問を終わります。

〔吉川議員復席〕

議　　長　２番　久保島巌議員。

〔久保島議員質問席へ移動〕

２番
久保島議員　それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。

今回は大きく１点、令和４年度の予算につきまして町長の考え方、町の取組姿勢についてお伺いをいたすものでございます。

全協の予算概要説明におきまして発表されました。また、新聞でも大きく取り上げられました。故郷（ふるさと）回帰パワーアップ予算、こうキャッチフレーズがついて、お、これはと思って聞いていたわけでございますが、これをよく見ますと、私が察するところ、49歳以下の住宅補助とか、それから住宅の奨励金とか、それから宅地造成の補助金とか、保育園の３歳児以上の給食副食費無償化とか、この辺のところを指しているのかなあと思って聞いておりました。

そこで、パワーアップっていうので、もうちょっと金額的に大きいのかなあと思ったら、そんなにでもないなあと思っているんですね。というのは、一般会計でいきましても４％増、それから全体では２％増ということで、ただし、もしも比較するならばということでちょっとあれしたんですが、今議会の初日に可決された13号補正、それを含めますと13億7,800万円ほど少ないということで、そこは比べるんじゃないよと言われるかもしれませんけど、大きくパワーアップしたというふうには見えないかなあと思っているんです。

ただ、下平町長独特の少し強いメッセージを持たせて、町はここを一生懸命やるんだぞというキャッチフレーズであったかなあというところでございまして、ここはしっかり受け止めていきたいというふうに思っています。

従前から、議員の中から、住宅補助とか、それから宅地開発ということについては取り上げてきております。また、保育園のみならず、給食の無償化っていうことについても議員の中から提案があったところでございます。それについて取り組んでもらったということにつきましては、非常によかったなあと溜飲の下がる思いでございまして、そこは一生懸命応援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そこで、先ほどの故郷（ふるさと）回帰パワーアップ予算は、もともと町長がここの部分はしっかり予算づけしてちょうだいね、方向性を出してちょうだいねということで予算編成が始まったのか――当然、２つのプロジェクトの実効性とか、それから実現性を目指すものとしてやっていかなきゃならないよねっていうところはあったと思うんですが――予算編成をしてみて今年の目玉は何だったのかなあと、お、これじゃないかっていうことでついたフレーズなのか、そこのところによって多少ちょっとニュアンスが違うかなあというふうに思っているんですね。

町長が令和４年度の予算編成をするに当たってどういう思いだったのかっていうところをもう少し、時間もありませんので端的に短くお答えをいただければというふうに思います。お願いします。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

令和４年度予算につきましては故郷回帰パワーアップ予算と表現させていただきました。

住宅補助、住宅造成補助、保育園給食費無償化の各事業は、この表現で示す代表的な事業でございます。そのほかにも交流人口の拡大を目的とした飯島流ワーケーション事業や企業誘致関連で予算計上いたしました地元滞留率の向上を図るための商業施設用地造成等整備事業、第三者事業継承支援事業など、町の魅力を向上させ、飯島町を離れた方がふるさとに戻ってくるきっかけとなってほしいと考えておるところでございます。

また、飯島町と何らかの関係を持っていただいた方々にも飯島町に移住してほしいという願いを込めてつくられております。そういった人口増につながる事業全般を指しておるものでございます。

人口増対策という課題につきましては、第６次総合計画のプロジェクトとして今年度当初から各課を横断した職員によるプロジェクト会議で効果的な事業の検討を重ね、事業化してきたものでございます。ですから、政治課題の現状と、それを分析し、その対策として事業が立案されたものでございます。

したがって、故郷回帰パワーアップ予算、この命名は、子どもが生まれてから普通は命名が後でされるということでございます。

しかし､人口増対策のいろいろの事業に私の思いが込められているわけでございます。

例えば、報道をするときにいろいろ申し述べたとしても、それが言葉に表れるわけではございません。１つの広報戦略としてショートフレーズでこれを表現するっていうことは非常に大切なことだなあというふうに私は思っております。

町の職員に対しても、事業に対して、やっぱりワンフレーズで説明するには何なんだと、まずそういう訓練をつけることが大事であると思っております。

でありますから、これは私流の１つの広報戦略の一環であるというふうに捉えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

〔下平町長降壇〕

久保島議員　分かりました。生まれてから名をつけるもんだと。なるほど、それは言い得て妙でございますね。非常にいいだろうと。

要するにプロジェクトチームがいろいろ練ってきて、これが有効じゃないかっていうことで町長を説き伏せたと。そこで、おお、それはいいぞということで町長が認めて、町長の考え方と一致したというのかな。それはとにかくとして、それで名づけたということで、ワンフレーズっていうことはやっぱり大事だというふうに私も思っておりまして、「名は体を表す」これはやっぱり必要なことだというふうに思っています。

今回、私が注目しているのは、49 歳まで年齢を上げてくれたということ、それから金額も当時 100 万円だったのが 200 万円に改定されたと、これは非常にいいなあと思っています。

ただ、予算の説明を聞いていると、２人以上の世帯で５年間住んでもらえば200万円の元が取れるっておっしゃったんですよね。これはちょっと発想が違うぞと。行政サイドの考え方じゃないの、それは。

私的には、もらってうれしい、それなら飯島町に行こうかよっていう、踏み出させるような魅力っていうことではどうなんだろうかっていう視点でやっぱり捉えてほしいなあというふうに思っているんですね。やっぱりそれがパワーアップ予算の魅力発信というようなことにつながってくるかというふうに思っているんです。

シミュレーションしてみます。

今は、親町で民間の事業者が売り出している土地が371平米、約122坪ですかね、これが673万円で売り出されています。そこに新築の住宅を建てようということにしますと、坪単価で30万円～50万円ぐらいだろうと、平均して40万円として40坪ぐらいのうちを建てると1,600万円、これに消費税を加味して土地代と建設費で約2,500万円かかります。

ところが、それに家具とか家電とか、やっぱりそれも必要になってきますよね。それでまた、ちょっとソーラーをつけたいなあとか、エコキュートにしようかなあっていうと、またちょっと上乗せになってきて500万円近く、少なく見積もっても460万円ぐらいかかるというふうに計算されております。

そうすると合計2,960万円になっちゃうわけですよ。ここで200万円の補助が交付されますと6.7%。もしこれで補助金が300万円だったら10.1%になるんですよ。10%もらえると、これは、もらったほうはうれしいですよね。こういう感覚がなかったのかなあと思っているんです。残念だなあと。これからでも遅くないので200万円を300万円に上げませんか。

要するに、視点として、行政側としてこれだけ出しても大丈夫だねっていう考え方と、もらってうれしいから、魅力になるからこれをやりましょうよっていうのとは、ちょっとわけが違う。

ぜひともそういう考え方にしてほしいと思うんですが、この辺の考え方について基本的なものを聞かせいただきたいと思います。

地域創造課長　まず200万円の算出根拠でございますが、定住者を増やすための思い切った施策を検討する中で、現行制度の拡充の観点、それから近隣市町村の補助制度や予算枠との兼ね合いから、町の単独費用で継続可能な金額としては上限を200万円ということで設定したものでございます。

行政サイドの考え方という御指摘もございましたが、町としましても単独事業で補助を行うことから財源の検討はしなければいけない項目かなというふうに考えております。

また、今、増額の御提案をいただきました。200万円より300万円、300万円より400万円、そういうことになろうかと思いますが、限られた予算の中で多くの方に制度を利用していただく、そういった思いもございますので、現状では増額は考えておりません。

今後運用していく中で、制度の見直し等も含め検証していきたいと思っております。

久保島議員　ぜひ効果が表れる施策にしてほしいというふうに思っていますので、検証をしていた

だいて、400 万円 500 万円ってどんどん上げていくことは希望しませんけど、でも 10%ぐらいもらえると、消費税があるじゃないですか、その分だけでも還元されると建てる人たちはうれしいかなあというふうに思っての提案でございます。何とぞ久保田課長の英断を町長に進言していただきたいというふうに思うところでございます。

今まで39歳だったものを49歳まで上げてもらったっていうこと、これは非常によかったなあと思っています。

ふるさと回帰であれば、町長もおっしゃっていましたが、飯島町に縁のある方、もしくは飯島町に来てああいいなあと思う方も移住してもらったらいいなあと思っているんですね。出身者や田舎暮らしを求めているＩターン者もいいかなあと。そうすると 49 歳だとちょっと対象を外れちゃうよねっていう人もいます。私の知り合いでも、60 歳で定年して、それからこちらにうちを建てたいという人もいたんですが、全然補助がないので寂しいなあということも言っておりました。

現在、60 歳～65 歳のシニア層でも平均寿命からいくとかなり町に長く住んでもらえるということもありますので、満額でなくてもいいかもしれませんが、多少割り引いた中で補助金があると、これは有効性があるんじゃないかなあと思っています。

シニアの世代の方でも町に来ていただいて非常に活発に活動してくださっている方もいらっしゃいます。それは、やっぱりまちづくりのためにも、町の活性化のためにも非常にパワーになっていると思いますので、パワーアップということであれば、ぜひともシニア層に対しても拡大していただきたいなあ、特別枠を設けていただきたいなあと思いますが、その辺の考え方についてお聞かせいただきます。

地域創造課長　今回の補助事業につきましては、町の第６次総合計画の「若者や子育て世代の人口を増やす」という施策の拡充を行ったものでございます。定住いただくことを大前提というふうに考えております。また、ある程度長い年月を飯島町で暮らしていただきたいという考えもございます。

今回は、若者世代、いわゆる生産年齢の中の合計特殊出生率の算定で使われております基礎年齢というのがありまして、これに 15 歳～49 歳、これが使われていることから、今回 49 歳というものを基準に設定させていただきました。

先ほども申し上げましたが、今後、制度の運用をしていく中で全体的な検証は行ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

久保島議員　やっぱり多少年齢は上がっていても町に対して非常に情熱を持って取り組んでくださる方もいらっしゃるということを考えると、町のパワーということにもなってくるというふうに思いますので、その辺も考えて、６次総の中に若者・子育て世帯のっていうのが明記されている、そこに沿ったものだということでございますけれども、ぜひともその辺も――きっと私はもうシニアは過ぎているのかな、後期高齢者になったからあれですけれども、この世代で来てうちを建ててもちょっとあれかもしれませんが、リタイアしてすぐの人たちはまだまだ働けると思いますので、ぜひともその辺も考慮いただきたいというふうに求めておきます。

４番に入ります。

子育て支援策で２つの新規事業が提案されました。給食の無償化、それから上下水道の応援補助金っていうことで、これも一般質問で取り上げられたものでございます。

上下水道につきましては、やっぱり生まれてすぐの赤ちゃんまで人数に入れているということについては非常に懸念もあったということもございまして、その辺のところについて実態に合ったものにしていっていただけるということでございますので、そこはぜひとも期待をしているところでございます。

もう一つ、保育園の給食費完全無償化と言っているんですが、主食はやっぱり個人負担になっていますよね、私の記憶によると。それから、３歳未満児については対象外ですよね。これはちょっと完全無償とは言えないんじゃないのっていうふうに私的には思うんです。現在の方策っていうのを変えることなく、要するに御飯は持ってきてねっていうことはちょっと変じゃないかなあっていうことも思っているんですね。

園児がそんなにたくさん食べるわけもなく、そんなの、御飯を炊いてよそってあげるぐらい、そんなに費用も手間もかからないんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺ができないのはなぜかなあというふうに思うところです。

それから、３歳未満児については――３歳児以上でも保育園に通園されていない人については子育て支援の補助を出すということが説明の中にございましたので、そこはよかったなあと思うんですが、それと同じことが３歳未満児でも言えるんじゃないかなあと。要するに、そこのところにも給食補助をしたとしても、それは子育て支援の補助金なり手当なりを出している、養育手当ですかね、そのところから引くことによってできるんじゃないのかなあというふうに思っているんですね。そうすると、不公平感、通っている人だけ優遇されているじゃないかというところがなくなるかなあというふうに思っています。

子育て支援っていうことを前面に出していく、給食費完全無償っていうことになるならば主食についても３歳未満児についてもぜひとも取り組んでいただきたいというふうに私は思うんですが、教育長の考え方をお願いいたします。

教 育 長　お答え申し上げます。

保育園の給食費の無償化についてでございますが、今おっしゃっていただいたように、子育て世代の経済的な負担軽減を考えて、現在は３歳以上児のみ徴収しております給食にかかる費用の部分を無償にするというものでございます。これに伴って３歳以上については園が徴収する給食に関するものはなくなるという意味で給食費を無償にしたという表現をしております。

３歳以上児は、現在は主食である御飯は持参しているわけでございますが、これは、保育園の設置に関する厚労省の基準の中に３歳以上児に主食を提供することが入っていない。もちろん自治体の努力で提供してもいいんですけれど、基本的にはそれがない形で制度設計されておりますので、近隣を含め主食は持ってくる前提で保育園の施設だとか費用が構築されている。都市部では主食も提供している保育園もあるというように聞いておりますが、その部分はプラスアルファの、施設にしてもお米代にしても徴収になるという、そういうふうに思います。

ということで、現在、御飯を調理する施設が各保育園にはございませんので、主食を出すということになると、その部分の施設、かなり厳格な衛生基準を満たすものを作らなきゃいけないということもありますし、調理員さんもそれなりに増やさなきゃいけないっていう、そういう物理的な要因もあります。

一方で、個人差が大きい成長の途中段階でありますので、保護者の方がその日の体調に合わせて御飯の量を調整していただくっていうことも１つには大きな意味があるのかなあというふうに思っています。

主食・副食費っていう概念が出てきたのは、令和元年の保育費無償化のときに国が副食とおやつで 4,500 円っていう枠をつくったわけでありまして、それ以前は全部保育料っていうくくりの中にありましたので、多分、町の皆さんも保育料を上げないために御努力をいただいたという側面もあろうかというふうに思っています。先ほど申しましたように、子どもの御飯を用意するっていう、ちょっとしたことなんですけれども親子のつながりを感じることも大切にしながら現在に至っているというふうに思います。

また、未満児につきましては、これも条例の中で子どもたちの年齢に応じたものを用意するとなっておりますので、未満児については柔らかいようなものを出せるんですが、これは大きな施設が必要なく、炊飯器程度で済むもんですから、現在でも提供できているということで、未満児はそれなりの柔らかい御飯を用意しているという状況でございます。でも、大変これも未満児が増えてきて人手が足りないという状況はございます。

議員のおっしゃっている真の無償化については、そういう施設や人的なもの、財政的な面も含めて慎重に検討せざるを得ないので、即その分を無償化、国は主食に関する分をもし取るとすれば 3,000 円というふうに言っていますので、その部分まで支援できるかっていうと難しいところもありますし、じゃあ 3,000 円を新たに保護者から徴収するのかっていうこともまた議論しなきゃいけないということがありますので、慎重に今後検討していくということになろうかと思います。

久保島議員　やっぱり飯島町で子育てしましょうよというんであれば、多少ちょっと見ませんか。そこのところは、ぜひとも教育長、最後のお土産として町長に進言していっていただきたいというふうに求めておきます。

何しろ若い人たちはね、お金かかるんですよ。給料もそんなに高くないですし、大変だと思いますので、できる限り支援をして、飯島町で子育てしようという方が増えるということを望んでいるところでございます。

５番に入ります。

今回は、人口増プロジェクトにスポットが当たっていて、昨年度、私も含め集中砲火になった循環ライフ構想っていうのは少し影が薄くなったかなと思っていたんですが、先ほどの吉川順平議員の質問の中にもアグリイノベーション 2030 の話が出てまいりました。金額的に見れば 2,000 万円以上が見込まれているということで、ここも重要なポイントの１つだなあというふうに思っているんですね。

アグリイノベーション 2030 は、ちょっとどこにあるのかなあって探すのが苦労なくらい小っちゃくなったんで、あれ、どうしたのかなあと思っていたんですが、先ほどの話

によると、公共施設等に、バイオマス発電、それから熱利用等をやるマスタープランをつくると、それができた段階で、じゃあどういった活用が、どういった品種が適当なのかということも考えてアグリイノベーションが出るんだということで、今年度は少しアグリイノベーション2030については研究段階と、足踏みというような状況で、その基礎固めをしていくんだということになるのかなあというふうに、先ほどのお話を聞いていてそう思ったところでございます。

だけど、よく考えてみると、循環ライフ構想のときには、結構大きな施設、バイオマスの発電所を造って、それで大規模なハウスができるというような話があったんだけど、今度は小規模で、各公共施設で電気それから熱利用ができるようなことを考えていくっていうことになると、もう循環ライフ構想は少し見直しがされたのかなあ、変更になったのかなあというふうにちょっと思うところなんですね。

アグリイノベーション2030の扱いも含めて、この辺の見直しがあったのだとすると、やっぱりそれは、こういう方向転換をしましたとか、大規模なものは諦めたんで小規模なもので町ができるものに変更しましたとかっていうお話をいただけたらうれしいなあと思うんですが、その辺の見直しがあったのかどうか、それからアグリイノベーション2030の扱い等についてお答えをいただきたいと思います。

町　　長　バイオマス発電について、いい機会に説明のタイミングをいただきました。

そうですね、もう足かけ３年ほど前から、バイオマス発電については、日本の名だたる大手の企業が飯島町の地でバイオマスによる発電、２メガワットの発電を行いたいという計画で進んでまいりました。いろいろ許可等が必要なんですけれども、その中で、結論を言うと、それが実現不可能になった。

その理由は、バイオマスの原料、木材、その計画自体を集める力はあったんですけれども、一方、近くの塩尻市で長野県の経営によるＦ・ＰＯＷＥＲというバイオマスの発電所がかねてからできておりまして、県でも大きな資本投下をしていたと。そこへ原料としての材木を集めなければならないという県の大きな命題があったわけでございます。その最中に、その渦中にあって、町が２メガワットという民間企業の発電施設を造る、その材があるんだったらＦ・ＰＯＷＥＲの原料として供給してほしいという、ここを優先された。

飯島町で事業を行う企業は、ＦＩＴの契約、発電した電気量をお金に換算するときに特別に高く買っていただけると、こういう日本のシステムがあるわけなんですけれども、ＦＩＴの申請をするに長野県の許可を取らなければ国へ上がっていかないと、こういう申請上の手続があって、そこでどうしても県のＦＩＴ申請の許可が得られなかったということでございます。

実は、その事業のほかにもう一つ有名な発電会社の肝煎りで飯島町に同じレベルのバイオマス発電が実は計画して進んでいたんです。ところがこれも、いわゆるＦＩＴの規制には合っているんだけれども、長野県の許可が得られなくて国への申請ができなかったということで、発電所を建設したとしてもＦＩＴ価格で売電できないと、こういう状況が最終的な結論で、２つの事業者は諦めたという経過がございます。

町としては飯島町の発展の１つの大きな起爆剤になるかなと思いましたけれども、民間事業者による計画は白紙に戻ったと、こういう状況でございます。

しかし、大き過ぎると県が認めないんだけれども、小さなものを幾つか造れば、それは申請しなくてもいい範疇でございますので、じゃあ、そういった地域に密着した、先ほど申し上げました農業に使う、いろいろな場所で使う小さな 50 キロワット程度のものを幾つか造るっていう戦略もあるよねということで、方向転換を今はしておるところでございます。

したがいまして、議員の皆様方にもバイオマス発電をしている現場を見に行っていただいた経過がございましたけれども、大きな期待をいただいていたかと思います。

しかし、そういった経過で、多分これは全協でお話ししたんじゃないかなと思うんですけれども、そういった経過で断念し、新しい方向に――新しい方向に進んでいるということは今お話をすることなんですけれども、小さな 50 キロワット程度の発電で、農業、そのほかに使えないかということを今は考えているところでございます。

事業自体は、あれは２メガをやると 30 億円ぐらいの投資の仕事なんですよね。金額規模で言えば小さくなりましたけれども、志は大きいままでございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

久保島議員　全協で説明いただいたんですかね。大規模なあれについては非常に難しい状況にあるという話は聞きましたけれども、それを諦めたという話はお聞きしていないように思うんですが。

そうすると、町長の言っていた環境循環ライフ構想の見直しっていうのか、少し構築し直さないといけないんじゃないかなあと思うんですが、その点はどうなんですか。今、規模は小っちゃくなったけど夢は大きいんだということで、内容は一緒だよっていう話だったんですが、その辺のところについてもうちょっと説明いただけますか。

町　　長　基本的には、この地域の山林資源を有効利用しようと、そのためには整備しなければならない、それで、それを整備するには使い道がなければ整備できないと、これが基本的な考え方でございますので、地域の山林整備ということが大きな目標でございます。

先ほど私がしゃべってから課長が詳細について説明するという手はずで合図をしたんですけれども、回さなくて終わりにしてしまったので、ぜひ課長が説明する機会を与えていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。（久保島議員首肯）

よろしくどうぞお願いいたします。

地域創造課長　町長の申し上げましたとおり、大手民間企業における発電事業が白紙になった時点で、その仕組みづくりは計画変更せざるを得ない、これは本当のことだと思います。

ただ、今言いましたとおり、飯島町の森林資源を使って発電して、それを農業に使えないか、この考え方を変えたことはございません。したがいまして、先ほど吉川議員のときにも答弁しましたけれども、農業団体と、まさにこれから、そういったものを活用しながら、アグリイノベーション 2030、それ以上のものをまた検討していかなきゃいけないっていうことで進めております。

また、それを含めた中で、アグリイノベーション 2030 という 20 代 30 代の若者が農業

に携わっていくという観点から考えますと、熱利用だけを考えるのではなくて、スマート農業による整った労働環境の整備をした農業、また女性が参画しやすい働きやすいレディースファームのような仕組みづくり、こういったものもアグリイノベーション2030に位置づけられるんではないかということで、その点についてはプラスアルファとして検討しているところでございます。

久保島議員　そうしましたら、やっぱり環境循環ライフ構想は、もう一度見直して、少し膨らませたり削ったりしませんか。このプロジェクトについては少し修正が必要だなというふうに思っています。

６に入ります。

課長が今おっしゃっていたアグリイノベーション2030は、私も排熱利用だけじゃないなと思っているんですね。

営農センター長もいらっしゃるので――前の営農センター長はもう帰られちゃったか――いますので、話もちょっとあれなんですが、農政のほうのスマート農業の取組、これは全国的な規模で見ても非常に斬新的なものであって注目されているというところでございます。

そこで、今回の予算概要の説明書の中には記載されていないんですが、新規就農・経営継続総合支援の中の農業次世代人材投資事業っていうのが1,275万円盛られているんですね。これはＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳを使った農業者の支援事業になるというふうに期待しているものです。

ほかにも予算概要の中にはｅＭＡＦＦのオンライン申請とかラジコンの草刈り機とかいったようなものも盛っていると。それは我々でも目を引くところです。

それから、ＧＰＳアンテナを前に設置したんですが、それによる農機の自動運転等、この辺も全国的に非常に注目を浴びているところでございます。この辺のところについては、非常に、大いに期待する、評価をいたしたいというところでございます。

そこで、これは町長流にいうと飯島流スマート農業ということになるじゃないかなあと思っています。ここを全面的に押し出して、若者が農業をやりたい、飯島で先進的なスマート農業ができるよっていうところをぜひアピールしていただいて、ここも若い人たちの移住・定住・人口増対策についても大きなアピールポイントになるんじゃないかなあと思っているところです。

この辺のアピールについて、併せて移住・定住に上乗せしたらどうかというふうに思っているんですが、町長のお考えをお聞かせください。

産業振興課長　スマート農業につきましては、農業活性化はもとより、農業者がそれぞれの向きに合った農業が続けられる体制づくりや多様な農業の担い手を育成する１つの手段として、来年度は拡充しながら推進してまいります。

スマート農業によって全ての農業者がスマート化する計画ではございませんが、御質問にもありましたように、農業を志す若者にとっては、スマート農業化への基盤――今お話にあったＲＴＫ基地局、これは近隣にはございませんが、飯島町は独自に設置しております。また各種手続が電子的に行える仕組みなどが整っていることなどは、飯島町

にとって大きなアドバンテージとなると言えます。

これらスマート農業の取組については、より広く分かりやすく伝えていくことにも力を入れながら、前面に押し出して取り組んでまいりたいと考えております。

久保島議員　ぜひとも、この独自の取組を前面に押し出して、住宅補助と、それから子育て支援と並んで、農業をやるなら飯島町に来てねというようなことをアピールしていただければというふうに思っています。これは大きな力になるというふうに思いますので、御期待を申し上げておきたいと思います。

７に入ります。

予算の概要説明の中では特段説明はなかったんですが、長野日報さんで新聞に取り上げられて町民の注目となっているのが――ちょっと総括質疑の中には出てきましたが――企業誘致の商業施設用地造成等整備事業でございます。従前から町長は中型スーパー誘致っていうのを明言しておりまして、その実現の見通しが立ったのかなあということで話題になったところでございます。

報道によりますと日用品というふうになっているんですね。町にはホームセンターが２軒ございますし、日用品雑貨を扱っているお店も数店あるわけでございます。日用品ではそんなには困っていない。欲しいのはやっぱり食料品だよねという声も私のところに聞こえてきております。

若者の住宅建設補助金を出すからには買物の環境っていうのもやっぱり整備しないといけませんねっていうことからこの話が出てきたかなあと思うんですが、そうであるならば、やっぱり食料品ですよねと。

２か所分が想定されているということなんですが、これは具体的なものがあるのかどうか、お話しいただけない部分も多いかと思いますけれども。

この件をスムーズに進めていくには、やっぱり商工会の皆さんとか商業部の皆さんとかと少しコミュニケーションを取っていかないといけないのかなあと。今は大店法もないですし、それからそもそも大店舗には当たらないかもしれないのでそんな協議の必要はないんだということであればそういうことなんでしょうが、しかし、あまりぎくしゃくしたものになるといけないのかなあと思いますので、その辺の具体的な計画があるかどうか、それから今後の進め方について方法等をお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長　これまでも商業施設の誘致については議員の皆様や町民の皆様から数多く御意見をいただく中、鋭意努力してまいりましたが、商業施設の誘致には至っていない現状があります。

そこで、町としましては、この現状を打破し、地元滞留率を高められるように、企業誘致の支援として商業用地の取得支援に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、令和４年度予算の中で町が用地の造成を計画するための測量設計、監理等の委託料の予算を計上させていただき、まずは芽出しをしていきたいと考えております。

今後については、明確になったところで議会の皆様にも報告をさせていただきたいと考えております。

それと、御質問の中で今回のこういった事業については商工会とも十分協議をというお話がありました。これについても、今月の商工会と町との会議の中でも話をさせていただき、今後についても連携また協議を深めていきたいというふうに思っております。

久保島議員　ぜひとも、食料品店は欲しいよっていう話は聞いていますので、その辺を目指していただきたいと。

今のお話を聞いていますと、課長の話ですと、土地を用意してここに来ませんかっていうことの働きかけをしていくという方向で、どこかがここに土地が欲しいんですけどということではないということで理解してよろしいんでしょうか。

産業振興課長　ただいまの御質問ですけれど、町が用意してここに来てくれませんかということでなく、やはり、これは交渉事といったら変ですけれど、相手の意向も踏まえた中で土地の選定は進めてまいりたいというふうに考えております。

久保島議員　そうしますと、これは造成費用と、それからその辺のところについて予算を持っておいて、そういう希望の事業者がいたらそれに即対応していくということだというふうに理解してよろしいですか。

産業振興課長　今回の当初予算については測量設計等でございます。

今後の交渉の流れによって、また造成費等の予算をお願いしていく場合がございます。

久保島議員　それでは、ぜひともそれが実現するように御努力をいただきたいというふうに思っています。

さて、８番に入ります。

総括質疑のときですかね、予算概要の説明のときですか、私からもちょっと言わせていただいたんですが、飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金、飯島町に光をそそぐマイホーム取得奨励金っていうネーミングについてちょっと気になっているんです。これは、飯島町に光を注ぐことは結果的には分かるんですけど、ここも先ほど申し上げましたように行政目線じゃありませんかということなんですね。

マイホーム取得者は、町のために住宅を建てるわけでも、こちらに住んでくれるわけでもないんですね。飯島町にあなたのマイホームを建てませんかと、町は精いっぱい応援しますよと、そういうフレーズであってほしい。

町長もワンフレーズ、キャッチについては非常に重要視されているというところでございますので、ぜひともこの辺のところをキャッチなものにしていただきたいなあということを思っているんです。

町を豊かにするために、町を活性化するために若い人だけ来てくださいねっていうふうに見えちゃうと、これはまずいと。やっぱり、私が若者の世代で、そう考えていったとすると、何を勝手なことを言っているんだよと、私は好きなところへ行きますよって言いかねないんですよね。

町長のおっしゃるようにキャッチフレーズが大事でございますので、ぜひ見直しを御検討していただきたいというふうに思います。

前段で質問いたしましたスマート農業関係とかアグリイノベーション関係も含めて、住宅補助、それから奨励金、商業地の誘致、それから保育園の給食費無償化と、この辺

のところも含んだものにしていったらよろしいんじゃないかなあと。つまり、私は人口増プロジェクトのキャッチフレーズをつくったらどうかというふうに思っているんですね。そこで補助金とか施策等に冠をかぶせていくということにしたらどうですかというふうに提案をさせていただきます。

全てのものにかぶせていくと非常にうっとうしいので、取りあえずとしては住宅補助と奨励金だけでもいいんですが、私の稚拙な考え方でちょっとやりますと「そうだ！飯島町に住もう」とか、どこかで聞いたことありますけどね、それから、または「やっぱり飯島町に暮らそう」とか、補助金がいっぱい出てきますので「おせっかいな飯島町でみんなが幸せ」とか何とか、そういった移住・定住でうちを建てるなら飯島町に来たほうが家族のためにもみんなのためにもいいんですよっていようなことをアピールしたいというふうに思っているんですね。

さっきも言いました、例えば人口増プロジェクトを「そうだ！飯島町に住もうマイホーム取得補助金」とか、「そうだ！飯島町に住もうマイホーム取得奨励金」とか、「そうだ！飯島町に住もう新規就農者支援金」とかいったように冠をつけると、これはずっと一体的になって面白いかなあというふうにふと思ったんです。

これは私の案でございますので、ぜひとも町長の語彙が豊かなところでもう少し飯島町をアピールする、お客さんに訴求する、若者たちの心をつかむ、そういったフレーズをつけていただきたいなあと思うんですが、町長のお考えをお聞かせいただきます。

町　　長　キャッチフレーズの捉え方、感じ方というのは千差万別であると。久保島議員さんはそういう捉え方をされるんだなあと。決して否定はしません。

このキャッチフレーズは職員が考えた、それを尊重しております。まあ、そういったことで、私自身はもっと頭を柔らかく柔らかく柔らかくというふうに思います。久保島さんのように発想を豊かに、柔らかな考え方の中からワードを選ぶ。ワードを選ぶっていうのは非常に大事なことなんですよね。これも訓練かなというふうに思っております。私もちょっと引っかかるところがないわけではございませんけれども、職員が考えたということで、よくやったとここは褒めて、次に頑張ってもらいたいなあというふうに思っております。

久保島議員　職員が考えたことについては大事にしたい、そういう気持ちは分かります。ぜひとも職員の皆さんにも柔らかな感じでキャッチフレーズ等をつけていただいたらよろしいかなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

〔久保島議員復席〕

議　　長　ここで休憩を取ります。再開時刻は 11 時 10 分とします。休憩。

休　　憩　午前１０時４８分

再　　開　午前１１時１０分

議　　長　会議を再開します。

一般質問を続けます。

３番　片桐剛議員。

〔片桐議員質問席へ移動〕

３番
片桐議員　それでは通告内容に従って一般質問を開始いたします。

今回は２点お伺いをいたします。１つ目はコロナの影響、また現状と今後の対策について、もう一つはアフターコロナに向けての施策と、こういうことで大きく２つお聞きをいたします。

新型コロナウイルスの猛威がとどまることを知らない現状の中、町内も第６波の影響の真っただ中にあります。特に飲食業、観光業、その附随事業者は大きな影響を被っています。

１―１に入ります。

長期にわたるコロナ禍ということで、町内事業者への影響と現状について調査の公表をということでお願いをしたいと思います。

コロナについて一般質問ではこれまで何回か質問されておりますが、町側では事業者に対して調査を行ってきたという旨の発言を行っております。

ここで改めて商工業に対する調査は現在までにどのような調査をどのタイミング、時期で行ってきたかをお教えください。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内で発生してから足かけ３年が経過し、長期化しているところでございます。

コロナウイルス自体の完全消滅が不可能と言われる中で、感染症分類が第２類として医療や経済対策の対応が行われている現状下では、今後も変異株が出るたびに外出や経済自粛が要請されることと予想されるところでございます。

先日までの蔓延防止等重点措置が終了しても現在の警戒レベルが５であり、先ほど言われました飲食・観光関係の事業者の皆様への影響が和らぐ方向になるとはなかなか思えない状況でございます。

このような状況におきまして、町の支援には限界はありますが、事業者へ届けるため町内事業者の現状把握に努めておるところでございます。

町内事業者への影響と現状についての詳細は担当課長より説明させていただきます。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長　長野県に新型コロナウイルス第６波が到達し、特に長野県において蔓延防止等重点措置が検討されている時期に、事業者の皆さん、また商工会や町内金融機関に対してヒアリングを行ってまいりました。

売上げを報告いただく調査は行っておりませんので公表できる統計データはございませんが、いわゆる第６波による影響が最も強いのは飲食店の皆様であり、特に宴会を中心として営業をされている飲食店においては新年会の予約が一気にキャンセルされたと

聞いております。

また、附随してタクシー事業者や飲食店に納品する酒販店――お酒の販売店や小売店などの影響も強く出ており、その影響はこれまで以上であると伺っております。

一方で、以前からの状況と大きな変化はありませんが、多くの製造・建設業等ではコロナによる影響は少なく、間接的な材料費の高騰や資材不足などによる生産性の低下が課題とされております。

これらの状況を的確につかみ、町の支援制度の構築へつなげている状況でございます。

片桐議員　お手元に資料ということで配付をさせていただいておるかと思います。Ａ４の３枚とじのものになります。

今回、町内の事業者、特に飲食関係の事業者を中心に独自のアンケートを実施したものとなります。

調査期間とすると 2022 年２月 12 日から２月 28 日までの間で行っております。

調査対象としまして、町内飲食店、その附随事業者、旅行関係業者の回答いただきました９社の集計データとなっております。

全 10 問という形ですけれども、まずコロナウイルスによる影響についてということで、「大いにあった」が約 90%、「あった」が約 10%ということで、この２つで全てを占めている形になります。

また、コロナ前と比べて最も大きく影響した時期についてということで、2020 年と現在、コロナが出てすぐと現在、そして現在が一番影響は大きいということで、約８割の皆さんになっております。

そして裏面へ参りましてコロナの影響についてですけれども、収入の影響について「５～６割減」が 56%、「７～８割減」が 33%、あとはそのほかの回答で、５割以上減が 90%を占めております。９割以上の皆さんは収入が 50%以上減ということで、かなり大きな打撃を受けている現状が分かるかと思います。

そして次の問いですけれども、客数の減少についてになります。これは１割～８割以上減、それ以上減ということで様々に分布をしているところでありますが、３割以上８割以下という部分が一番多いのかなあというふうに見て取れます。

そして、あとは町の補助金制度等を利用したか、また今後の取組について何か検討されているかというような問いになっております。

そして２枚目以降になりますが、自由記入欄ということで、町に求める対策について、支援についてが３ページ目となっております。

頭に色分けをさせていただきましたが、下にある分布についてですが、町独自の施策・経済支援を求めるのが黄色、町独自の施策・その他の部分が緑、全般的な経済支援が赤、青がアフターコロナの取組、グレーがその他という色分けになっております。

そして４ページ目は、その他現在求める支援について、またその他の意見についてということでまとめさせていただいております。

この記載の中にもありますけれども、各事業者の皆さんも、今、町がどの程度把握しているのかっていうものを明らかにしてほしいというような内容のものがあります。

今、答弁の中で聞き取り調査等を行っているというものがありました。ぜひまとめて公表していただく、また対象の皆さんにフィードバックをしていただくということをお願いしたいというふうに思います。

それでは次の質問に参ります。

金融機関との綿密な連携の中で、返済に対する優遇措置という部分になります。

今のアンケートの回答の中にもあるように、経済的な不安を感じている、または困窮しているという声が多くありました。

以前、町ではコロナ施策の１つとしてコロナ対策金、商工業振興資金融資等がありました。条件とすると非常によく、利用者も多かったのではないかと思います。

時期的なことを考えますと、利用者の多くは既に返済開始、またはこの３月末から返済という事業者もあろうかというふうに思います。

この部分に対しての事業者からの問合せがあったか、また金融機関との情報交換は密にされているのか、また問合せがあったということであれば、その内容によっては優遇措置も早急に検討する必要があるかと思いますが、併せてお答えをお願いします。

産業振興課長　融資制度につきましては、随時、町内の金融機関等とも連携、また情報交換をしながら今までも進めてきておるところでございます。

まず、町内事業者の資金に対する支援として商工業振興資金融資の追加支援を本年３月末までの期間で実施しております。概要については、令和２年度にコロナ対策として拡充した経営安定対策融資の元本返済が開始される令和３年 10 月からの半年間に金融機関が真に返済困難と認める場合に限り借換えを認め、元本返済の開始時期を最大 24 か月先まで延長できる内容となっております。

現時点ではこの条件による申請はございませんが、長期化するコロナの影響により返済が困難となった場合には、まずは金融機関へ御相談をいただきたいというふうに考えております。

町では新年度以降の優遇措置は予定しておりませんが、景気動向に注視して、制度の見直し、また拡充等も検討してまいりたいと考えております。

なお、長野県でありますけれど、長野県においても令和４年に向け借換えを認める制度資金の拡充を図る予算要求がされておりますので、有利な金融制度を御活用いただければというふうに考えております。

片桐議員　追加支援という中では、今のところ申請はないというようなお話でありました。

今お答えいただいたように、コロナが長期化する、これからも続いていくところでありますので、引き続きの金融機関との連携をお願いしたいというふうに思います。

次の問いに移ります。

これまで町では県等の対応に倣い売上げ減少幅による支援金の実施などを行ってきました。また、事業実施時には速やかな議案提案、迅速な実施ということで、町内事業者からも評価が高かったかと思います。

一方、第６波では、まだこの先も事業継続に対して不安を抱える事業者が多いことは先ほどのアンケート調査からも見て取れる部分であります。

そこで、町の独自対応についてお聞きをしていきます。

まず１つ目といたしまして、きめ細やかな支援体制の確立という部分になります。

今後、コロナの影響に対する事業者支援という部分では売上げの規模、売上げ減少幅、さらに関連要因という部分で申請枠などを計画されていますでしょうか。

また、ほかに何か独自のものを計画されていれば、実施内容、実施時期についてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

産業振興課長　支援制度につきましては、今後も国県の交付金等を活用し、町内事業者に対して最大限にしてその時点の状況に応じたきめ細やかな支援を検討していきたいというふうに考えております。

令和３年度におきましても特に影響のあった飲食店については３回の継続応援支援金を交付してまいりました。また、それ以外の産業に対しても行ってきております。

こういった状況を踏まえながらまた対応を図っていきたいと思いますが、一方で、国県の制度、こういったことも併せて考えていきたいと思います。今、国では事業復活支援金、昔の持続化給付金に代わるそういった制度を構築して、今その取組を行っております。こういった取組、また町の状況を踏まえまして制度の構築を今後図っていけるよう努めてまいりたいと思います。

町　　長　長期間にわたるコロナ禍の町内の事業者に対する影響は、当初、行政が支援する経済対策、これはやはり基本的には応急的な措置でしかできないと思っております。その都度その都度いろいろ手は打ってきておりますけれども、やはり表面的な支援にとどまらざるを得ない部分でございます。

借換え融資等もありますけれども、それは、各事業の経営状況においてそれを追加するかしないかは経営者が決めることであり、銀行も、やはりコロナ禍であるから、融資、お金を出しますよと言っていますけれども、本当の経営者はこれ以上借りられないと、借りたら返さなきゃいけない、そっちの負担が大きいと。

こういうところまで今来ておる段階において、行政はその都度しっかりと国、県と連携して支援はしてまいりたいと思いますけれども、やはり、今ここ３年続く中、また将来的にもこういうことが予想されるとなると、やはり自分自身の経営の基盤の強化、それと、やっぱり独自のどういう状況でもお客さんが来る、こういう商品の開発ということにもやはりしっかり力を入れていかなければならないんじゃないかなあというふうに思っております。

ぜひそういった場合の支援等もしていきたいと思っていますので、行政の補助に――当然、今まで完璧にお救い申し上げるっていうところではないかと思いますけれども、やっぱりそれを 100%当てにすることなく、自分の改革、体質改善、コロナにもならない人間の体、免疫力を高めることがまずは大事でございますので、経営もそのとおりだというふうに思っています。やはり自分の力をしっかりと蓄える、そして独自の、あのお店がなければならないんだ、あそこへはどんなことがあっても行くんだと、あの商品を買うんだと、こういう方向性をしっかりとつかまなければならない今は時代ではないかなというふうに考えております。

片桐議員　今、町長がお答えいただきましたように、やはり最終的には経営者の判断というものに委ねられるかと思います。

しかし、選ぶ選択肢というものは多くていいと思いますので、ぜひ今後もきめ細やかな部分で施策を立案していただきたいというふうに思います。

また、先ほどのアンケートのほうに戻るんですけれども、４ページの部分に経営者の皆さんからの切実な文言があります。

４ページのポツ３つ目になりますけれども、「今どう乗り越えていくのか日々深刻な状態にある事業者が多くあることを忘れないでほしい。」ということで、やはり長期的に経営を考えるということは大切かと思いますが、もうそれすらも考える期間がなくなってきているという事業者も恐らく発生している状態かというふうに思います。ですので、この点につきましては早急に対策をお願いしたいというふうに思います。

続きまして独自対応の２つ目に参ります。

コロナ対策としての事業者への改修工事、これまで改修工事ということで空気循環のためのエアコン設置等補助を行ってきたかと思います。

現在は第６波、そして今後はステルスオミクロン等による第７波が想定されます。

日本では、2020 年１月 16 日、初の陽性者が発見されてから既に２年が経過し、今後も全く先行きが見通せないという現状にあります。恐らくあと数年はなくならない、先ほどもありましたが、長期的に見てもなくならないのではないかというふうに想定されます。

それであれば、コロナ対策をしつつ、今こそウィズコロナ策を一日も早く出し、事業者にも住民にも安心を届ける必要がある時期にあるかと思います。

これは、ぜひ町長にお伺いしたいと思います。

そこで、国、県とも歩調を合わせることはもちろんですが、町独自のウィズコロナ策、何かお考えがあればお聞かせください。

町　　長　議員の御提案にあります町内業者に対して町が一括して環境整備を行い町内どこでも安心して飲食やお買物ができるという売り出し方は有効かと思いますが、これまでも町内事業者が感染対策を講じるための設備更新等に対する補助を行ってきております。

また、長野県が進める信州の安心なお店認証制度は、多くの飲食店等が申請し、その基準に合った環境整備が既に進められてきております。

そのため町が一括して事業者の環境整備をすることは考えておりませんが、これまでの取組内容をさらにアピールし、多くの消費者が飯島町の店舗は安心して利用することができると評価していただけるよう、商工会等と連携して経済対策を検討してまいりたいと思っています。

この効果的な経済対策につきましては、今の警戒レベル５とか４とか、こういう外出自粛を要請されている状況の中では効果は少なかろうと、このように思います。これがもう少し和らいで消費者が町に出ていけるような状況のときに、そのときを見計らってしっかりとした対策を取るよう、今、各課に指示をしておるところでございます。

片桐議員　時期を見てというお話がありました。

今言われたとおり、今はなかなか皆さんの意識も外に出ていくという時期ではないのかもしれません。ただ、その時期を見て施策を実行する上では、今から手を打っていくということは非常に大事なことかと思いますので、そこの部分も併せてお願いをしたいというふうに思います。

また、これもアンケート内にありますけれども、整備をする部分プラス、要はＰＲ、もう自社だけでは店舗だけではお客さんに訴えることができないというような声も多くありました。ですので、ぜひ商工会等とも連携をして、飯島の店は安心なんだという部分を多くの皆さんに届けていただく、そんなＰＲを合わせてお願いしたいというふうにお願いします。

続きまして１―５に入ります。

町は、これまで３回にわたるくらし復興券を発行し、一定の効果を上げてこられたと認識をしております。

一方で、利用先の偏りなど、問題点もありました。上げられておりました。

そこで、これまで県でも実施をされてきたＧｏＴｏイート、これを取り入れ飯島版のＧｏＴｏイートを御提案したいというふうに思います。

まず、特定業種、影響を被っている事業者に対して、これはピンポイントで働きかけができるとともに、飲食、それに関わる事業者の新規事業の後押しにもなろうかというふうに思います。この点についてはいかがでしょうか。

また、同じような計画があればお聞きしたいと思います。

産業振興課長　ただいま飯島ＧｏＴｏイートについて御提案をいただきました。

今、またこれまでの取組をちょっと振り返ってまいりますけれど、町内飲食店をめぐる企画は、商工会さんのほうで主催となってスタンプラリーなどを実施してまいりました。

それと、クーポン券事業については、県がプレミアム食事券として、今後、当面の間、実施することが決まっております。

これらを踏まえまして、飯島町独自の飯島ＧｏＴｏイートキャンペーンの実施の検討に当たりましては、感染状況を考慮し、商工会等とも連携し、より効果の上がるよう努めてまいりたいというふうに考えております。検討をさせていただきたいと思います。

片桐議員　コロナということでありますので、これは町内だけの問題ではないことは皆さん重々承知のことかと思います。だからこそ町内の皆さんに町内を利用していただくという意味で非常に有効ではないかと考えておりますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて１―６に参ります。

防災無線での発信内容の検討、効果検証についてとなります。

行政無線での発信についてということで、町内伝達手段として高い有効性を発揮している機器かと思います。放送内容についても、様々な課、様々な情報ということで伝達をされているかと思います。

昨年の 12 月一般質問でも触れましたが、高い伝達性だからこそ、その内容は慎重かつ

迅速に検討する、そして発信するという必要があろうかと思います。

手元の資料２を御覧いただきたいと思います。

これは１月 29 日付のウェブ版の岐阜新聞のニュースになりますが、「防災無線「聞き取れない」「緊急か」コロナ対策で毎日放送…必要ある？対応苦心」というような内容になっております。

本文の４行目あたりから「「まん延防止等重点措置」が適用されてからは基本的な感染対策を呼び掛ける放送を毎日昼間に流している。毎日放送する必要がある緊急情報なのか、市民からは疑問の声も出ている。」と、また「◆マスク着用啓発も市民「分かっている」」というような内容があります。

この放送自体が悪いわけではないかと思います。

これも 12 月のときにお伺いをしましたが、何を緊急とするかというところで、これをぜひ検討いただきたいなあというふうに思います。そうでないと、この緊急の放送も聞き流してしまうおそれがある、それは災害時にも非常に大きなダメージになる、そんなところにつながろうかということを思います。

まずお尋ねいたします。この放送内容について現在どのように検討され、どのような手順で放送されているのか、お願いいたします。

総務課長　防災行政無線によります発信内容ということでございますが、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信につきましては、現在は注意喚起を重点に適時実施しております。今おっしゃられたような毎日ですとか毎週ということではなく、蔓防の期間に入りますとか、町内で発生した場合の注意喚起等、その時々の内容で実施をしているところでございます。

議員さんも御存じのとおり、行政無線は聞き取りにくさっていう部分にも課題がございます。緊急性に即した媒体ではありますので、その辺も含めながらということでありますが、無線では情報量にも制約がございますので、そういった放送内容をはじめ、その頻度であるとか時間帯に配慮しながら現在は放送をしているところでございます。

それ以上の無線で伝え切れない内容につきましては、町のホームページやいいちゃんメール、それから広報、全戸配布ですとか隣組回覧等のチラシ等々を活用しているところでございます。

片桐議員　やはり伝達にも限りがあるという話がありました。

今も媒体としてメールですとか紙媒体というような話もありました。ケーブルテレビの文字放送ですとか、その他いろんな情報伝達手段があろうかと思いますので、ぜひ複合的に考えていただいて発信をする、重複的な発信をする、そんなこともお願いをしたいと思いますし、何より緊急性、防災無線が鳴ったら緊急なんだという観点を離れないような取組、放送の頻度ですとか内容、それをぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて１―７に移ります。

警戒レベルに関する町独自の基準策についてですけれども、今度は施設利用の部分に関してお聞きをいたします。

現在、感染警戒レベルによって体育館、文化館等の施設には利用制限がかかっております。これは、感染拡大を抑制する観点では、施設によってはやむを得ない措置かと思います。

しかし、一口に施設と言っても、グラウンドや公園といった屋外施設も町内には多くあります。

現在、屋内外問わず一律の制限となっております。

またさらに、この飯島町というところと県内の都市部、例えば長野市は人口規模でいうと全く違います、37 万人規模。松本市は 24 万人規模ということで、取り巻く環境も全く違うという中にあります。

今後、警戒レベルというものも続くかと思いますが、屋内外という部分で切り分けて幅を持たすという部分でも今後は独自の策というものが必要かと思います。これは、今、学校や保育園等でもそうですけれども、利用制限がある中で遊ぶ場所がない、また外に出る機会が少なくなっているというような声もあります。そんな声も踏まえて屋内外の切り分けについて利用制限に幅を持たせるお考えがあるか、またそのような取組を今検討されていればお聞きしたいと思います。

総務課長　施設の利用の基準ということでございます。

町の対策本部としましては、感染警戒レベル５になったところで施設の利用制限を考えていくということを最初のときに決めてございます。ですので、レベル５になった段階で、感染予防対策ということでそれぞれの所管で施設の利用制限を検討してお願いをしているところでございます。

屋内外っていうところでございますけれども、またそのときの状況によって本部会の中でも検討をしながらということになろうかと思います。

片桐議員　コロナも形を変えているという部分もあります。今後も恐らく形を変えて変異をして発生をすることが予想されます。であれば、対策のほうも基準を変える、基準を持つ視点を変える、そんなことが必要かと思いますので、検討の際にはぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。

町は、現在、与田切公園、また千人塚公園ということで、公園運営は指定管理制度を取り入れて運営しております。この２公園の主な事業収入は観光収入であり、キャンプやバーベキューといったアウトドア事業となっています。したがって、コロナ禍で大きな影響を受けていることは言うまでもありません。

各事業者とも人材確保、雇用をして運営をしております。よりよい公園づくり、また町民に親しまれる場所の醸成というためにも人材の流出を防ぐ必要があります。そのためには安定した経営基盤が必要であり、通年運営可能な体制づくりが必要不可欠です。これは、町のみならず、経営主体であるそれぞれの団体が考える経営努力、それも伴ってくる部分かと思います。

コロナに対する公園利用について、町民のみの利用、また県民の利用に限る等、指定管理者と協議の上で規制の範囲を決定するなどという措置が考えられます。これはもち

ろん警戒レベルにもよると思いますけれども、一律ではなく、協議の上で範囲を決定するということが可能かと思いますが、そのような考えはありますでしょうか。

また、今後そのような対策の会議を持つ機会があれば教えていただきたいと思います。

地域創造課長　町内の大きな与田切公園と千人塚公園、それぞれ指定管理者にお願いして１年たつところでございます。この間、町の要請を聞いていただいて閉鎖したっていうときには激励金等を交付しまして支援をしてまいりました。

それから、この冬場ですけれども、与田切公園は指定管理者のほうで閉園ということで事業をやっておりませんので、雇用等、あと経費等、そういったものはかかっていないということで、この冬はそれで乗り切っているということです。

千人塚公園にありましては、町の対策本部の考え方を伝える中で、蔓延防止等の発令されている地域からのお客様の受入れというのは遠慮していただく、それ以外のところはいいでしょうというような措置にも柔軟に対応してきております。

いずれにしましても指定管理者の皆さんがしっかりと経営できるように、議員のおっしゃられたとおり話をよくして、方向性を見せて頑張っていただきたいということで町も考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

片桐議員　ここまでのところでは町独自の対策という部分で質問をさせていただきました。今こそ町独自の判断基準、行動の検討、また実行が求められるというふうに考えております。６次総のテーマでもある「新しい発想で考える」という部分、これを実行するチャンスではないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは２番目の質問へ移ります。大きな２のほうへ移ります。

コロナ終息の際にはいち早く経済循環の回復と交流人口の創出が求められるが、アフターコロナを見据えた対策はということであります。

６次総が本格的に稼働する年度になろうかというふうに思います。

現在進んでいるｉｉネイチャー春日平をはじめとするワーケーション事業が着実に成果を上げるためにも、一年ごと、もしくは一月単位で着実に歩んでいく必要があろうかと思います。そのためにも、アフターコロナを迎えたときにはワーケーション、２地域居住といえば飯島というものを今のうちから発信、ＰＲをする重要性があろうかと思います。

コロナだからできないではなく、この状況は全国共通であり、コロナだからできること、また新しいアプローチについて取り組むことが必要ではないかと思います。

コロナ禍でオンラインが加速度的に普及し、定着をしました。当町でもオンラインアプリのライセンス料が予算化され、今後、有効利用されることと思います。

今後、コロナが終息もしくは感染症分類５類指定となったときには、コロナフラストレーションもあり世界規模で爆発的な観光需要、都市部から地方への人口流出、２地域居住と、大きな人口異動が予想されます。我が町、また６次総合計画にとっては大きなチャンスと捉えます。

この来るべき日に備えての対策はどのように考えておりますか、また具体的な施策があればお答えください。

産業振興課長　ただいまの質問につきましては、経済、また交流人口もの関係もありますので複数の課でお答えをさせていただきたいと思います。

まだ出口が見えないコロナの早期の終息を望むところではありますが、今のうちからアフターコロナを見据えて検討､取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

まず１つ目の経済循環の回復策でありますが、またその１つとしては終息後の営業活動の強化が重要であるというふうに考えております。町内事業者が行う広告費やオンライン商談に関わる設備の導入などに対する補助などを検討してまいりたいというふうに思っております。

地域創造課長　交流人口の創出の関係で、その１つとして、今、議員のおっしゃられました、地域創造課では既に取組を始めておる飯島流ワーケーション事業、これがございます。この県外からの参加者の募集を長野県の東京事務所やマッチングサイトなども活用して行ってまいりたいと考えております。

また、町内の飲食店を積極的に利用していただくよう飯島流ワーケーション推進協議会構成団体と連携した施策を講じることで地域経済の回復につなげていく、そういうことも考えておるところでございます。

千人塚に今整備を進めております櫻山やコテージの関係もサテライトオフィス、ワーケーションということで活用していくことになります。こちらも関係人口を創出していくという事業の１つでありますので、こういったものも含めまして、アフターコロナに乗り遅れないよう､できることを今から進めてまいりたいというふうに思っております。

片桐議員　今、各課で取り組んでおられるということであります。

最後に、広告塔である町長の露出が重要になろうかというふうに思います。町長独自のお考えで来るべき日に備えての対策ということをお聞かせいただきたいと思います。

町　　長　コロナ下でのコロナ対策でしっかりと防御しながら、将来に向けて投資という部分は３年ほど前から手がけておるところでございます。

飯島流ワーケーション事業につきましては、こういうことも、将来的に風向きが変わることを想定して行っておるわけで、10年先を見据えた、将来を見据えた中での飯島町の必要なもの、都市の方々が飯島町に興味を持っていただける１つのきっかけとしてやっておるわけでございまして、この地域の他の行政に比べていち早く具体的な対応が取れているものと思っております。

今後、今回の故郷(ふるさと)回帰パワーアップ予算、これについても、それになおかつ力を増しての予算になっておりまして、報道等の１面で何回か発表させていただいております。これも露出といえば露出でございまして、その広報戦略も踏まえた中で突出した事業展開というものを将来に向けてまず持っていることが大事だと思っております。

もちろん、このことは、福祉、教育、医療、そういった面も怠るわけではございませんので、そこら辺は申し添えておきます。

以上でございます。

片桐議員　アンケートの最後にもあります。「これまで多くの支援、補助金、協力金、本当にありがとうございました。これがなければ継続は困難であり本当に救われました。今後もよ

ろしくお願いします。」という言葉があります。

また、コロナは大変で今後も続きます。刻々と変化する時代でありますので、ぜひそれに対応できる取組をお願いしまして、一般質問を終わります。

〔片桐議員復席〕

議　　長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後１時30分といたします。休憩。

休　　憩　午後０時０１分

再　　開　午後１時３０分

議　　長　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番　宮脇寛行議員。

〔宮脇議員質問席へ移動〕

11番
宮脇議員　それでは通告に従いまして私の一般質問を行います。

私は、どうも一年間、循環ライフ構想、特に飯島流ワーケーション事業について通して確認をしてきたわけですけれども、今回もその辺の質問が主流かなあと、そんなふうに思います。

それでは始めます。

12 月の一般質問で確認しましたが、区会や自治会関係者への説明と「議会だより 97号」のアンケート結果により、多くの考え方が町側に示されたと思っております。行政ではこれを真摯に受け止めて対応するということを言っておりますが、その辺の課題に対してどのような対応を考えているのかを確認いたします。

１―１でありますが、ワーケーション事業での兼業農家支援、これはどのような取組を考えているのか確認します。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

ワーケーション事業が直接的に兼業農家への支援や若手後継者の確保につながることは難しいと考えております。

間接的な効果として兼業農家がワーケーションの体験メニューに講師として参加いただくことによる副収入が考えられております。

また、参加した若者が農業の楽しみや喜びを感じていただいて、農業を引き継いでいただけるきっかけづくりになればと考えておるところでございます。

農業の第一線から退いた高齢者の皆さんも、その知識と経験を生かして飯島町へ来ていただいた方々へ農業を通じた癒やしや楽しみを提供いただくことができると考えております。高齢者の皆様にもまだまだ社会の一員として大いに活躍いただくことも、この事業の効果として考えておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

宮脇議員　そうですね。私もやっぱり直接的には非常に難しいかなあと思っております。

そんな中で、私が兼業農家であったこともありまして兼業農家支援っていうのにどうしても力を入れてしまうところがあるんですけれども、ぜひその辺をうまく取り合わせていい支援ができるように検討をしていただければと思っております。

２つ目としまして地域住民との共生社会っていうことがこの前の説明会のときにありましたんですけれども、区会や自治会、それから隣組の付き合い、それからお祭り、そんなような多岐にわたることがありまして大変難しいと思うわけですけれども、町としてうまくつなげる方策っていうようなものの当てがあるかどうか、そんなことを確認いたします。

地域創造課長　ワーケーションという言葉ですが、ワーク――仕事と、バケーション――観光という要素を含んだ取り組みとなります。観光や旅行先でその地域の自治会活動の役を担うということは、これは現実的ではないのかなというふうに思っております。

ただ、地域課題を地元の住民の皆さんと一緒になって話し合うことを社員研修の目的として実施しているという企業は多く、交流や関係人口という部門での関わりは可能ではないかなというふうに考えております。

飯島流ワーケーションを利用した方が町への定住につながった場合には自治会に加入していただきたいと考えておりますけれども、その際には、加入する側、それから迎える側、双方ともお互いの考え方を理解する努力が必要と考えております。

行政としましても移住されてくる皆様が増え自治会が発展していくよう取り組んでまいります。

宮脇議員　今のお答えだと、ワーケーションというのと定住っていうことは少し距離があって、定住が始まってから地域の方との直接的な触れ合いっていうのは始まると、こういうふうに進めていきたいという、そういうお考えだというふうに理解してよろしいでしょうか。

地域創造課長　最終的には定住になりますけれども、先ほど申し上げたのは、定住する前にトレーラーハウスに来ていただいた方々が地元の課題とかそういうものを解決するというふうに一翼を担う、話合いの場に参加するとか、そういうことも考えられるということで、定住だけが自治会のほうに関係するんではなくて、その前段階の来ていただく段階でもそういう可能性はあるんではないかということでお話しさせていただきました。よろしくお願いします。

町　　長　ただいまの課長の答弁につけ加えまして。

今までの移住・定住促進につきましては、もう直接東京、そこからこの地へ訪れて、それから地域の方との接触が始まったということでございます。

ワーケーションの利点は、もうワーケーションの体験の段階から地域の方と接触する機会が多いと、それで物の考え方とか地域の文化に触れて、これで納得して来られるっていうことなんで、一段階、地域の皆様と触れ合う機会が移住する前の段階であるということで、そういう目的でおりますので、今までの移住・定住とはちょっと違った感じで、より地域になじむ移住・定住を進めてまいりたいと思っております。

宮脇議員　分かりました。段階を追ってということでありますけれども、今のワーケーションで少し地域との触れ合いっていうのが見える中で、そのことを理解した上で来た人たちについて定住という形に進んでもらえればいいかなっていう、そういうお考えだということで理解をいたしました。

それでは次の質問に入ります。

過日、新聞ですけれども、人口異動調査、この報告がありましたんですけれども、当町は社会増ということで、大変喜ばしい結果であったというふうに思っております。

その上で、ワーケーション事業によってやはり交流人口っていうのが増加するということを期待するところでありますけれども、今、町長が一部おっしゃったようなことをもう一回聞くような形になりますけれども、それを定住っていうのにうまくつなげる、その考え方っていうのがもう少し具体的に何かあれば教えていただければと思います。

地域創造課長　ワーケーション事業はトレーラーハウス５棟の小さな運営規模でありまして、人口増のための施策の１つのツールというふうに考えております。

交流や関係人口の増加によりまして町に多様に関わる方々が増え、その中から移り住み、まちづくりに一緒に参加したいという方々が出てくることを望んでいるわけでございますが、そういった方々への支援としましては、定住促進室が長年取り組んできたノウハウがございますので、そこでしっかりと対応してまいりたいと思います。

また、先ほども言いましたが、来ていただいた方々に体験メニューをやっていただく、そういったことで地域の皆さんとの触れ合いの場を創出するということも定住につながる大きな目的の１つだというふうに思っております。

宮脇議員　理解できました。

それから、次の１―４に移るわけですけれども、町の魅力を磨くというふうにうたわれておったわけですけれども、景観や環境の面で上伊那地域では大きな差がないんじゃないかなと、そんなふうに私は考えておるわけですけれども、行政としてはどのような魅力があるというふうに考えているかということと、その魅力っていうのをどのように磨くのかと、そのお考えについてお聞きします。

地域創造課長　町内には多くの魅力的な人材や自然、また食べ物や宿泊施設などがございますが、うまく活用されていない資源もたくさんあるのではないかというふうに思っております。魅力に気づいていないということもよく言われることでございまして、こういった多くの資源を磨き、生かしていかなければならない、表に出していかなければならないということでございます。

様々な分野に関わっている皆様が個々ではなくて線としてつながり、さらに魅力を高めていく、そのための施策の１つとしてワーケーション事業があるわけですが、ここでは多くの体験メニューをつくる中で飯島ならではの資源を磨き、関係する人材を磨き、飯島町に来ていただいた方へ癒やし、スローライフを提供していきたいと考えております。

宮脇議員　言っていることは何となく分かるわけですけれども、飯島の魅力って具体的に何っていう、こういうようなものって、飯島独自のものって、他の上伊那地域と違うものって

何かあるんでしょうか、お尋ねします。

町　　長　誰もが感じているのは、やはり２つのアルプスの見える、中央アルプスと南アルプスに挟まれた田園風景のあるところで静かに、比較的静かに暮らしができる、これが一番の売りかなというふうに思っておるところでございます。ほかにも挙げればだんだん順番づけしなきゃいけないんで、枚挙にいとまがないと思うんですけれども、一番の魅力は、まずこの自然だろうと、このように感じております。

宮脇議員　そうですね。自然の魅力、特に山、この魅力が結構都会の方からは大きいようで、実は私の隣組では何年か前にこの辺でうちを建てたいんだけど売ってくれるところはないかっていう話がありまして、何がいいのかと言って聞いたら、やっぱり山がいいって言うんですね。地元にいると、全く山のよさってあまり、ああ山があるなあぐらいなもんで特に考えていなかったわけですけれども、そういうことを言った方がおいでになって、やっぱり外から見るとこの自然っていうのが非常に大きな魅力のようでありますので、それをやっぱり売りにするっていうのも１つの手かなあと、そんなふうに思っております。

思いとしては魅力って非常に重要だと思うんですが、一方、１―５に入りますけれども、町の弱点、これはどんなものが弱点かなあとお思いか、またそれをどんなふうに改善をしたいというお考えなのか、お聞きします。

地域創造課長　町の弱点は様々なものがあると、ちょっと難しい御質問ですが、そういうお答えにまずなってしまうのかなと思いますが、人口の減少や農業や商業の担い手不足、農村風景の保全、災害への備え、山林の荒廃など、課題は山積しておるわけでございますが、これらの弱点を何とか克服したいという取組が環境循環ライフ構想になるかと思います。

以前、ライフ構想の説明でお配りした資料の中に曼荼羅図というものがございました。これは町の弱点をどのように改善していくかを明確にちょっと示させていただいた資料になりますので、また後刻、御確認いただければと思います。

また、環境循環ライフ構想の資料をホームページでも提供しているわけなんですが、その中に環境省が提供している地域経済循環分析というものがありまして、飯島町は農業や食料品では町外から所得を獲得している、その逆に宿泊とか飲食業は資金が町外へ出ていってしまう、流出していると、こういうデータがございます。この所得が流出してしまう宿泊・飲食業が弱点と捉えれば、飯島流ワーケーション事業は宿泊者を増やし飯島町のおいしい食事を提供する事業と考えておりますので、そういった弱点の改善につながる１つの取組ではないかというふうに考えております。

町　　長　議員のおっしゃる弱点という観点から見れば、今、課長が説明した、そこにつなげた環境循環ライフ構想というものがあるわけなんですけれども、飯島町の弱点を細かく挙げるとするならば、項目として挙げるとするならば、今回の予算に上げた部分、事業に取り入れた分、これは弱いからそこを補強しなければならないということでございますので、今回の予算に上げた項目の全てが弱点だろうと思います。

私が今わざわざ手を挙げて発言の機会をいただいたのは、一歩踏み込んで、欠点は何か、飯島町で欠けているものは何かという観点、これをつかむことが大事で、これが今

回の事業のメイン事業につながっておるわけでございます。その時期であるからこの事業を立ち上げているということだというふうに私は考えます。

それは、１つのエビデンスとして、その理由としてこの数字を挙げたいと思います。

今回、話は違いますけれども、５歳～11 歳の子どもたちにワクチン接種をしようと、それで、これを伊南行政の中の全体を一括で扱っていこうというときに、各自治体の５歳～11 歳の人数が上がってまいりました。駒ヶ根が 1,900 名、これは約ですから 1,900 名。飯島町が 500 名です。中川村が 300 名です。宮田村が 650 名です。

これで比較したいんですけれども、飯島町の人口が約 9,000 人余です、ちょい余。中川村は飯島町の約半分の人口です。５歳～11 歳の人口は、飯島町が 500 人、中川村は 300 人ということは、飯島町は 600 人あってもいいはずの数字になります、比例からいくと。中川から比べると 100 名足りないんです。宮田村は、約同じと考えますと、飯島町が 500 名に対して宮田村が 650 名おる。150 名足りないんです、飯島町が。この現状、これをしっかり捉えなきゃいけないなと思っています。子どもが少ないということは若いお母さん方が少ないということです。

もう一つの数字を挙げます。

今までにも述べてまいりましたけれども、飯島町で生活必需品を消費するパーセンテージ、全部の生活必需品を飯島町でお客様が消費した場合、飯島町の人間が消費した場合には 100％とすると、3.5％という数字が出ています、県の調べ。3.5％しかないんです。これは調べようによって、中学生の親を対象にしたそうです。飯島町が全世帯を対象としたときの数字を調べましたら九点数％、それでも九点数％です。中川や宮田はもう２桁に行っています。

飯島町の滞留率が一番高かったのは 25 年前、コスモがまだしっかり地域に根づいていた頃は 40％台の地元滞留率がありました。それから 25 年、郊外型の大型店の出店により、町内にある小売業が事業から撤退していったと、その後、全然入らなかった、入ってこなかった。

それで、人口は１つの流れとして、その頃ちょうど景気も悪くなりました。バブルもはじけて、この地域では仕事がなくなって、東京へ東京へと草木もなびいて、東京へ一極集中で集まりました。そういった中で飯島町に人口が増える要素がなくなってきた。

いわゆる、これは飯島町に魅力があるのかないのかという数字を端的に表したものではないかなというふうに思っています。それは現在の数字です。

そこで、この悲しい、若者がいない、町で買物するところがない、これを何とかしなきゃいけない。

今までも、１つは買物するお店を誘致しようと思いましたけれども、お店は福祉業ではございませんから、もうからなければ来ないわけですね。飯島町がその企業の基準に沿った立地条件を備えているかどうかと、こういう問題で企業が判断をするとどうしても足が遠くなる。飯島町へ来ようかな、景色もいいから来ようかなと思っても、商売にならないと。こういう判断の中で、今まで私も幾つかの経営者とお話をしましたけれども、最終的な決断がなされなかった。

ということで、まずやらなければいけないことは、若者が飯島町で家を建てて子どもを産んで育てる環境、そして買物もできる便利な場所をつくる、この２つが今回の大きな事業の柱になっている。

しかも、なぜ今回やるのか。

今までも住宅支援について議員さんの中から――この場の議員さんじゃなくて、過去の議員さんの中から住宅支援をやったらどうかと、そういうお話がありましたけど、そのときはまだ東京へ東京へと草木もなびいていたもんですから、流れは東京にあるんです。その中で飯島町が待ってくれと言って止めたとしても、その流れを止めることはできない。止めるには、もうよほどの力と金が要る。

この３年ほど前から東京の人口が減り始めた。昨年は年間を通じて４万人が減った。これは明らかにグラフに表れるように東京の人口が減っている。23 区でも転出超過ということで、外へ出ていく人が多くなってきた。さらに加えて、コロナ禍の中でリモートとかいうことで地方でも仕事ができますねと、こういう環境が生まれてきた。

それで、東京では密になるから暮らしにくいねと、こういうことの中で脱東京が人口減にも表れていますし、田園回帰、田舎回帰ということで田舎へ田舎へと、田舎へ移住しよう、田舎で暮らそうということも現実に起こってきておる。

環境循環ライフ構想の中のワーケーション、３年前の頃は、肌感覚としてこれからは地方の時代になるなと、こういうものがありましたから、田舎の魅力というものを発信するために田舎でいろいろ体験できる場所をつくろう、この発想がワーケーションなんです。その時期は、まだ住宅支援とか、そういうことは考えていなかった。ただ田舎の魅力をしっかり発信する時代だなということ、この肌感覚だから。

しかし、今年は、完全に東京ではそういう人口減、脱東京、田舎への移住、こういうことが明らかになってきているんだったら、即座に今このときにやらなければならないと思ったのが今回の事業の大きな目玉でございます。

そのような感覚で、私は１つの欠点を補うための事業がこれだというふうに考えておるわけでございます。

今後、令和４年度の事業予算につきましてはいろいろ施策を練っていますけれども、町民の皆様にもぜひ御理解をいただいて御協力いただきたいと思っております。

宮脇議員　町長の思いの中で令和４年度の予算が立案されて、それを今議会の中で承認をしていくということになりますけれども、言われたとおり新聞にも東京の人口減のものが載っておりましたし、また町長も前からおっしゃられているリニア開通、それから南信自動車道、それらによってさらにここが通勤圏内として名古屋あたりも出てくる、東京あたりも出てくる可能性があるわけで、そういうところにうまく結びつけていけるような活動ができればいいのかなあと、そんなふうに思います。ぜひ精力的に進めていただいて、特に私は、個人的には反対するわけじゃなくて、何とか成功してもらいたいと、そんな思いがありますので、今後もその件については確認をしながら進めていきたいなあと、そんなふうに思っております。

次に行きます。

６番７番は、先ほど来、何回かの質問の中で似たような回答をいただきましたので飛ばしまして、１―８に行きます。

用意する体験プログラムに順天堂大学の農業ヒーリングを導入し、体験したことで得られる幸福度、これを企業に示して売り込むというようにうたっておったわけですけれども、どのようなプログラムなのか、私はちょっと承知しておりません。その辺の中身と、それによって現在までに何件ぐらいの体験希望があったかということを確認させていただきます。

地域創造課長　２泊３日の短期プログラムのモデルコースを例に実際の動きを御説明させていただきたいと思います。

まず、予約は現在作成中の専用ホームページから行っていただきますが、その際にアンケート、問診票のようなものですが、これにお答えいただきまして、参加者の性格特性や好き嫌いなどを把握します。その内容に基づいた体験メニューを御提案しますが、本人や企業の意向で選択することも当然可能であります。

来ていただく１日目になりますが、午後３時にチェックインしていただきまして、オリエンテーションと唾液の採取によるストレス計測を行っていただき、それから、その後、夕食というふうになります。

２日目ですが、仕事の前の非日常体験としまして朝のヨガ、自然散策などを朝食前に行っていただき、午前中はテレワーク、仕事をしていただくと。

昼食後、予約しました米作り、野菜収穫などの農業体験やハイキングなどの自然体験、またそば打ちやかまど御飯作り、千人塚でのサップなどのアクティビティー体験、このようないろいろな体験を実施していただきたいと思います。

夕食後になりますが、希望により星空観察やたき火、キャンドルナイト、こういった体験も可能でございます。

最後の３日目になりますが、朝食後、オリエンテーションとしてストレス計測を行いまして結果を参加者へレポートとしてお渡しし、10 時にチェックアウトという流れになってございます。

なお、プラン内におけます食事は自炊も可能ですが、予約サイトでは町内飲食店のメニューの掲載や割引券の発行、それから地元食材を使用したバーベキュー、こういったものなど町内飲食店を積極的に利用いただくよう情報提供してまいりたいと思っております。

最後になりますが、体験を希望している企業ですけれども、現時点では５社ほどの企業が希望されておりますので、現在、受入れ環境の整備を進めているところでございます。

宮脇議員　分かりました。

特に２泊３日程度の体験メニューとすると、今、課長がおっしゃられたようなのが主流となるかなあと思います。

だんだん進むにつれて３か月とか半年とかっていうような長いスパンの希望があれば、またそういう方向で新しいメニューを考えていただきながら積極的に人口増につなげて

いくこと、そんなふうになればいいのかなあと思っております。

次に２つ目でございます。「基幹産業の農業支援について」ちょっと確認をしたいと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして米価が大きな下落となりまして、影響を受けた稲作農家への支援っていうのは有効な支援策だなあと、そんなふうに評価しているところであります。

そのほかに果樹、それからソバ等の農家も天候不順の影響で大きな減収となっていることを聞いております。

特にソバは例年の４割程度の作柄と聞いておりまして、そんな中でも市場での販売価格は例年並みということで、この中でコロナの影響で販売量が非常に少ないということから非常に厳しいという声を耳にしております。

町では保険料支援というようなことをうたっておるわけですけれども、この支援も有効な支援だと思うわけですけれども、町独自の支援っていうことをもう少し何か考えられないかなあと思っておるわけですけれども、行政側の考えがどんなものかなと、確認をしたいと思います。

産業振興課長　町が実施いたしました新型コロナ米価下落減収農家支援事業では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う主食用米の価格下落に対しまして国の考えと財源をもって支援をさせていただきました。

議員の御質問のとおり、昨年は新型コロナの影響以外、またお米以外にも天候不順によって収量減少や品質低下となった作物があったことは各農家の皆様からもお伺いしておるところであります。

しかしながら、行政としては、農業に限らず、各事業者の損失について税金をもって補塡する組織ではないことをまずは御理解いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、国策や国の安全保障に関わることについては、引き続き国の政策と財源を活用して支援をさせていただきたいと考えております。

宮脇議員　大変難しいことは承知でちょっと聞いたわけですけれども、やっぱり難しいですね。私もその辺は十分理解しておるつもりなんですけれども。

ただ、ソバはコロナの影響っていうのもやっぱり結構あるわけですね。飲食店等で一杯飲んだ後、そばでも食って帰るかっていうようなときがあっても、そういうのが実際としてはない、コロナ対応のためにできないということがあって、販売量が非常に少ないっていうのはやっぱりコロナの影響かなあと思いますので、その辺のところは、ちょっとまたコロナの影響としてあるのかなあと思いますので、お考えいただければと思います。

それでは２つ目でございます。

飯島は米の町ということで町を挙げて米作りをしておるわけですけれども、米作りをしている農家も高齢化が非常に進んでおります。中にはぼつぼつ厳しいなあというような声を幾人かから聞くわけですけれども、農地を維持するために貴重な人材であります。その農地を維持する貴重な人材ですが、一方では米の価格の下落傾向が続いている、そ

れから、そんな中でも貸借料金っていうのは何年も据置きで負担が大きく、稲作の意欲が下がっているというような声も聞くわけです。

ある農家の人が行政のほうに貸借料は何とかならんのかなあというようなことを聞いたら、それはもう相対で解決してもらうしかないというような回答だったと言っておりました。

行政としても、農地の維持、それから荒廃防止というためにも貸借料金の見直しや貸借料の一部負担、そんなことを考えていただけないかなあと思っております。そのことについてお考えをお聞きします。

産業振興課長　農地の賃借料につきましては、貸手と借手の双方の話合いによって決めることが原則となっております。

賃借料を決める目安として以前は農業委員会が標準小作料を定めていましたが、平成21年の農地法改正で標準小作料制度は廃止されました。現在は農業委員会が過去一年間に締結された賃貸借契約を基に賃借料情報を提供することになっております。このため、現行の法律上では市町村が料金改定をする仕組みはなく、賃借料の決定や減額請求等は当事者間の協議によることとされております。

しかし、こうした中で農地の現状を見ますと、土地の所有者が町内に居住しないいわゆる不在地主が増えており、町内の担い手法人が資産管理として農地を耕作している事例が増加しています。この場合、地域によっては無償、ゼロ円の貸借を行うケースも増えていることから、町としましてもこういった状況が見えるような形での情報提供を検討してまいりたいというふうに思います。

また、今回、宮脇議員から御指摘のあった課題につきましては、町として一旦持ち帰りまして、営農センターや関係機関を通じて検討していきたいと考えております。

宮脇議員　ありがとうございます。前向きな回答をいただきまして、予定していた回答じゃなかったもんですから随分ほっとしておりますけれども、ぜひ前向きに御検討いただきたいなあと、そんなふうに思います。

次に、町内に移住する目的で住宅や土地の取得をする場合にマイホーム取得補助制度っていうのが、先ほども町長もおっしゃられて、１つの大きな目玉としてあるわけです。

そんな中で、前段、久保島巌議員のほうからは年齢が49歳以下まで引き上げられて非常に前向きでいいというような話があったわけですけれども、私は、50歳以上であっても、50歳ぐらいだと子どもがまだ学生というような場合があるわけで、そういう子どもは家族が飯島に住むようになると戻ってくるというようなことも考えられるわけで、やっぱり 49 歳以下という世帯を対象とした理由っていうのがちょっと不明確なところがあるんで、その辺のお考えについて確認をいたします。

地域創造課長　前の議員さんの御質問の中でもちょっとお答えした部分もございますが、第６次総合計画で「若者や子育て世代の人口を増やす」という方針がまず１つ出ている、これに伴っての施策であるということが大前提でございます。

そうした場合、生産年齢という 15 歳～64 歳、こういうものが１つの基準であるわけ

なんですが、生産年齢の中にも合計特殊出生率の算定の基礎年齢ということで15歳～49歳というもの――女性が赤ちゃんを産む関係の数字でございますが、そういったところの49歳、これを１つの目安として今回の補助制度の設定を行っております。

宮脇議員　前段で久保島議員が確認した内容と同じ回答でありますけれども、私は、子どもは高校生でまだ向こうにいるけれども卒業したらこっちへ帰ってくるよっていうようなことがあるわけで、そういうような情報を得て支援の内容としてメモしておいて、その人が帰ってきたときにはこういう対応ができるっていうことがあってもいいのかなあと思ってちょっと聞いたわけですけれども、考えの趣旨については理解をいたしました。

それじゃあ２つ目であります。

その支援の条件の中に自治会組織に加入し地域活動に参加することということがうたってありました。地域活動というのは多岐にわたるわけでして、地域活動っていうのはどの程度のことまでをいうのか、また活動参加っていうことについては確認をする必要があるかと思うわけですけれども、その確認はどのように行う考えなのか、このことについて確認をします。

地域創造課長　議員の御指摘のとおり活動内容は多岐にわたりまして、また自治会によっても差があるため、一律にどの程度と定義することはちょっと難しいかなというふうに思っております。

そのため、まずは自治組織に加入いただきまして、加入した自治会や隣組の活動に参加いただくこと、これをまず考えております。

また、区会が実施する事業やイベント、こういったところに積極的に御参加いただくことなどを現在は想定しております。

参加の確認についてですが、これにつきましてはそれぞれの組織で行っていただければというふうに思っております。

宮脇議員　分かりました。

確かに、そういうわけで本当に自治会単位または区単位でいろいろな活動っていうのがあるわけで、それを定義することはやっぱり難しいのかなあと思っています。

ただ、参加についてはそれぞれの自治会でやるというようなことになると、自治会長の仕事の中に新規転入者の活動への参加っていうようなのをくっつけてもらって、この人はちゃんと参加していますよというような報告をもらうというような参加の確認ということでよろしいんでしょうか。

地域創造課長　大前提として自治会に加入いただくっていうことがまず１つのルールっていうか基準にしてあります。

したがいまして、私もそうですが、自治会の活動、井ざらいだ何だっていえば出ています、あいつ来ないじゃないかっていう話にもなりますけれども。そういったことの確認という意味では、自治会で仲間を誘って仲間に入れていただく、そういった形でみんなでやっていっていただきたいと、そういう観点で今考えております。

宮脇議員　ちょっとかすみの中に隠れておるような回答でしたけれども、状況としては、とにかく自治会もしっかり盛り立てて事業に参加してもらうような方向で動けと、こういうこ

とかなというふうに理解します。

続いて３―３に移ります。

町を離れた若者が故郷に帰るというためには経済対策っていうのが最も重要かなと思うわけです。

過日、上伊那の某市が行政とハローワークと一緒になって就労に対する支援をしていくというようなことが新聞に載っておったような気がしますけれども、こういうことに対して町が何らかの支援を考えているかということについて確認をしたいと思います。

産業振興課長　故郷に帰るための経済対策ということで、この経済対策の意味するところは、きっと就労やまた起業に関わる支援かなというふうに受け取りました。

就学等で一旦飯島町を離れた若者がＵターンで戻ってくるためには、議員のおっしゃるとおり就職先の確保が重要ではないかと思います。

まず、直近の伊那職業安定所管内の有効求人倍率は1.58倍であり、コロナ下にあっても人材が足りていない状況が続いており、町内企業の方とお話ししても募集しても応募がないというような声を聞きます。

就労支援は、移住者にとって、また受入れする企業にとっても必要な支援であり、町としましても伊那職業安定所や県、上伊那広域連合などと連携して就労支援を行っております。

特に若者のＵターンに関する就労支援として上伊那広域連合を主体に町や企業が参画するかみいなシゴトフェスやキャリアフェスなど学生と企業をつなぎ郷土愛を高める取組、また町ではハローワーク情報の町内各所への提示、移住相談者と企業の就職マッチング、創業希望者に対する相談、補助金の交付、広い視点では企業誘致を行い就労先の確保などの取組を実施しておるところであります。

また、一方で、近年は就職先の選定に当たり働き方やワーク・ライフ・バランスを重視する傾向がありますので、子育て世代の方が働きやすい職場環境づくりを企業努力でされるケースもございます。

引き続き若者を含めた移住希望者に対して就職先の情報を提供し、帰ってきたくなる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

宮脇議員　ベルが鳴りましたね。１分前、２分前ですか。はい。すみません。

最後です。

親族の住宅、お父さんお母さんの住宅を改修して移住をしたいというふうに考えている場合の支援はないかということと、もう一つ、今は建築中だけれども取得は４月以降になる、その場合の本制度の適用っていうのは無理なのか、例えば取得に関する税についてうたっておりましたけれども、そんなものの支援はあってもいいのかなと思うわけですけれども、その辺のお考えをお聞きします。

地域創造課長　住宅改修につきましては、現在あります住宅リフォーム補助金、それから空き家改修補助金、これは次年度以降も継続して取り組んでまいりますので、こちらを御活用いただきたいなあというふうに思っております。

それから、最後に御質問のありました４月から行ってまいりますマイホームの取得補

助金、それから奨励金等のことで、家屋や取得という部分には非常にいろいろな御意見をいただいておるところでございます。

１つの考え方としまして、本議会に予算案を提案させていただき、要綱、要領が４月１日施行ということでありますので、これはいろいろな国の施策や県行政の施策も４月１日からというふうになれば、どうしてもその前の段階で該当から外れてしまう方々には大変申し訳ないというふうにお願いするしかない部分もございます。

ただ、今後柔軟に対応できるところがあれば、また検証してまいりたいと思っております。

議　　長　時間です。

〔宮脇議員復席〕

議　　長　６番　星野晃伸議員。

〔星野議員質問席へ移動〕

６番
星野議員　それでは通告書に従い質問させていただきます。

まず、飯島町の生活道路の舗装率が 77.6%ということで、他の市町村と比べてみても非常に高い率で、これは職員の皆さんの努力の結果だと感謝いたします。

ですが、お聞きしますが、自治会から年にどのくらいの道路の工事などの要望数があって、そのような要望をどのような優先順位で決めているかをお聞きします。よろしくお願いします。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

道路は町民の日常生活を支える重要な施設で、町のライフラインでもございます。

毎年、自治会や地域住民の皆さんから多くの御要望をいただいておるところでございます。

今年度の自治会からの要望約 80 件に対しまして、年度末に約 60 件の道路工事を予定しております。これ以外にも職員が直営で行っている小規模修繕もありますので、おおむね御要望の７割程度はお応えできているかと思います。

道路工事は、要望があれば現地を確認し、特に緊急性が高い箇所から優先的に実施しております。

限られた予算ではございますけれども、今後もできる限り自治会の御要望にお応えできるよう努めてまいりたいと思っております。

〔下平町長降壇〕

星野議員　分かりました。

いろいろな部分で要望があると思いますが、なるべく透明感を持って仕事をしていただきたいなあと思います。

２―２に入ります。

県企業局のほうから資料をいただきましてコピーをしてまいりましたので、16 ページを見ていただけますでしょうか。

御覧いただくと飯島中学生の堀川景玄さんが与田切の源流の越百山にちなんで小さな一滴が大きなエネルギーになることを願ってつけていただいた越百のしずく発電所が令和６年に運転開始とあります。

絵を見てもらいますと分かりますが、越百のしずく発電所から与田切発電所へと、そして町の水道施設へとつながっている絵がございます。

現在この工事の計画や予算などがありませんが、町として越百のしずく発電所に合わせて上水道の整備や配管の工事などの計画があるかお聞きします。

町　　長　最初に確認させていただきます。

ただいま議員は２―２に入るとおっしゃいましたけれども、どうも質問の内容を聞いていますと２―１ではないかなというふうに思うんですけれども、準備してある２―１の回答でよろしいでしょうか。

星野議員　はい。大変失礼しました。２―１です。

町　　長　それでは、御質問は２―１ということで答弁をしたいと思います。

長野県企業局の越百のしずく発電所は、大水が出たときでも濁らず、継続して水力発電ができるとの計画であります。

この利点を活用して、与田切川の水が濁ると取水停止し職員が昼夜を問わず常駐して管理している現在の樽ヶ沢浄水場の原水に企業局の発電した水が利用できないかということをただいま検討しておるところでございます。

また、一方、樽ヶ沢浄水場につきましては、昭和40年度の供用開始からおよそ半世紀が経過しておりまして、新設、更新の検討時期に来ております。

なお、町の現状につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

建設水道課長　それではお答えさせていただきます。

長野県が計画しております越百のしずく発電所と現浄水場との関係でございますけれども、冒頭、町長が申し上げましたとおり、濁らない水が取れそうだということでお聞きしておりますので、その発電後の水につきまして、現浄水場の原水としてどれだけ頂けるかどうか、それが可能かどうかということで、今、相談をしている最中でございます。

また、新浄水場の関係でございますが、先ほど町長が申し上げましたが、施設も老朽化しておりますので、今後は建て替え等を考えていかなければならないと思っております。

ただ、今後ですけれども、候補地、新しい浄水場の候補地によりまして、先ほど言った新しい水が引き続き使えるかどうか、こちらのほうも分かりません。それによりまして建設費が大きく左右されますので、今後、浄水方法につきましても検討していく必要があるかと思います。そのために、現在のところはまだ予算を計上しておりません。

いずれにいたしましても、将来にわたりまして皆様に安心で安全な水道を今後も維持するために、施設更新につきましても引き続き検討して総合的に判断していきたいと思っています。

星野議員　いずれにしましても工事や配管等に非常にお金がかかることで、町民の皆さんの水道料が心配されます。

そこで、私は広域水道というのに加盟する考えはいかがかなあと思います。

町民の皆さんは、今、飯島町の水道と、それから広域水道との区別が分からないかと思いますので、その点の御説明も加えてお願いいたします。

建設水道課長　それでは、初めに広域の関係につきましてお答えしてまいります。

現在、国また県では水道事業の基盤強化のため広域連携を図ることの重要性について検討していこうということで、要請が来ております。

広域連携ですけれども、先ほど星野議員のほうで上伊那の話もありましたけれども、実際に水道水を分けていただいている場所がございます。現在、箕輪の浄水場のほうから、辰野町、中川村、飯島町を除く５市町村のほうには、そちらのほうから水道水をいただいているということでございます。

そういう水道水自体をいただく広域連携もありますけれども、それだけではなくて、県の要綱のほうにもございますけれども、経営統合、また施設の共同利用、技術的人材支援など、形態は様々なものがございます。

現在、当町で進めております、来年度から中川村へも用水供給をしていく計画でおりますけれども、そちらも広域化の１つに当たるかと思います。

今後ですけれども、浄水場の更新をするのか、あるいは広域化を目指しまして企業団のほうへ加盟するかにつきましては、防災の観点、またリスク分散等の考えもございますので、将来にわたりまして先ほども申しましたけれども皆様に安心で安全な水道水を供給できるよう、今後検討してまいりたいと思っております。

星野議員　いずれにしましても令和６年に越百のしずく発電所が運転開始となります。それにつきましては、やっぱりたくさんのダンプ等も通ると思いますので、附随して飯島町の上水道の計画やなんかもしていただければありがたいと思いますので、ぜひよろしくお考えをお願いします。

それでは３―１の質問に入ります。

飯島町食育推進計画の第３弾が始まりますが、飯島町としては何をメインに食育を進めていくかお聞きします。

健康福祉課長　食育推進計画についての質問にお答えいたします。

町では、食育を総合的に推進するため、飯島町の食育推進計画を策定しています。

食っていうのは、私たちが生きていく上で欠かすことができないものであり、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく関わります。

食育は、食に関して子どもから高齢者まで全ての人が、栄養バランスはもちろん、生産者への感謝の気持ちや安全な食材の選び方、食文化の学びを深めるものでございます。

食育推進計画の第３次の策定に当たり、これまでの計画の取組についての評価を行っておりまして、課題として、食育に関心を持っている方の割合ですとか生活習慣病の予防や改善のための活動を実践している方の割合など、町が目標として掲げている値にまだ届いていないという状況がございました。

第３次の計画では、引き続き地域や学校、保育園、生産者、流通関係者、行政など様々な関係機関と連携し食育の推進に取り組んでいくこととし、３つの基本目標を掲げてございます。１つ目は生涯健康で過ごすための健康づくりと食育、２つ目は食を大切にする心を育むための食育、３つ目は飯島町の食を理解し地産地消を推進する食育でございます。

この３つを目標に、生活習慣病などを予防し生涯健康でいられるための取組、食を大切にし資源を無駄にすることなく有効に活用できるようにする取組、自然豊かな飯島町の食や食文化の継承・地産地消を推進する取組、こちらのほうの３つの取組をメインとして関係する各課や各部会との連携を図りながら進めてまいります。

星野議員　やはり食育というのは広い意味で皆さんに認知していただかなければいけないということがありますので、各部会の指導もしっかりしながら、町民の皆さんに分かる指導をお願いしたいと思います。

その中で、ちょっと私が気になりますのは、１枚の資料を用意しましたが、白澤博士の資料でございます。

現在、長野県の塩分摂取量、いわゆる塩分摂取量の関係で血圧が高くなるという評価がございますが、どのような根拠でこの指導を行っているか。

御覧の資料の中を見ていただきますと、最新のデータによりますと、1999 年のインターソルト研究というデータがございます。これによりますと、要するに減塩と血圧の因果関係は疑わしいとのものがございます。

新たなデータも取り入れて町民の皆さんに伝えるというお考えはありますか、お聞きします。

健康福祉課長　塩分摂取量についての指導に関する質問でございます。

このことについては日本人の食事摂取基準に基づいての指導を行っているところでございます。

日本人の食事摂取基準は、健康な個人及び集団を対象として、国民の健康の保持、増進、生活習慣病の予防のために参照するエネルギー量及び栄養素の摂取量の基準を示すものでございます。

また、高血圧の治療のための指導については日本高血圧学会より発行されております高血圧治療ガイドラインに沿って指導を行っているところでございます。

これによりますと、健康の保持、増進のための食事で取る１日の食塩相当量は成人で男性が 7.5 グラム未満、女性が 6.5 グラム未満、また高血圧及び慢性腎臓病の重症化予防のための食塩相当量は男女とも６グラム未満というようになっております。

食塩の過剰摂取が血圧の上昇と関連することは様々な研究結果で証明がされているところでございます。

日本人の食事摂取基準は５年ごとに改定がなされており、１日の食塩相当量については、2005 年には男性 10 グラム未満、女性８グラム未満だったのが、改定によりましてだんだん摂取の目標量が減ってきておりまして、減塩への働きかけが大きくなってきているところでございます。

町では、塩分の摂取についての指導についてオペレーションアプローチ――一般集団への働きかけになるんですけれども、管理栄養士が各自治会へ出向き１日に何をどれくらい食べたらよいかのバランス食の普及とともに塩分摂取量を伝えるなど、様々な機会において啓発を行っているところでございます。

また、健診結果説明の折には重症化予防対策として個人個人への指導を行っているところでございます。

星野議員　ただいまの御説明はよく分かりました。

しかし、いろいろな博士のデータもございますので、それも資料として考えていただいて、適切なアドバイスを町民の皆さんにお願いしたいと考えます。よろしくお願いします。

それでは３―３に入ります。

現在、共働きの夫婦も増えております。そのような家庭のお子様の食事バランスが大変気になるのですが、そのような調査とか指導はしているでしょうか、お聞きします。

健康福祉課長　子どもの皆さんの食事のバランスについての質問でございます。

こちらにつきましては、乳幼児健診の際には食事摂取基準を基に個人個人の食事バランスについて調べております。

また、保育園、小中学校では生活習慣の調査を行っており、調査項目の中に「朝御飯は何を食べたか」の問いがございます。この調査の回答から、朝食についてでございますが、主食、主菜、副菜がそろいバランスよく食べているという割合が３割ほどと少ない状況がございます。

したがって、バランスのよい食事を幼少期から取れるように乳幼児健診等の場で指導を行い、また保育園、学校などでの啓発を行っているところでございます。

星野議員　大変よく分かりました。

食育についてもう一点、３―４でございますが、お願いいたします。

私は、仕事柄、どうしても食事をするときにお相手の箸の持ち方が非常に気になります。

今、お子さんの箸の持ち方を見てみますと、非常にこれは正しくないなという持ち方の子が多いと思います。そういった関係は、やっぱり親が一緒に食事して指導できないという形もあると思うので、食育の中で箸の持ち方を入れていただいたビデオを作成するとか、そういうことで、日本人の美として、冠婚葬祭にも必ず箸というものは使います。ぜひその点を考えていただいて加えていただくのを要望としますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長　議員の御質問のとおり、近年では国際色豊かな料理が各御家庭でも食べられるようになり、食器や食具も多様化しているような状況がございます。

また、食卓を家族で囲み、食事の時間に箸の持ち方や食事の作法等が身についていた頃とは食環境にも違いが出てきているところでございます。

そのような中で、町では乳幼児健診や小児の健康づくり教室にて作業療法士による食具の指導を行っております。

また、令和２年度には町内の保育園の職員に向けて食具についての研修会を開催し、子どもたちへの箸の持ち方や使い方の指導を実践しているところでございます。

議員からの提案のありましたことについては、また部会のほうへも提案をして検討してまいりたいというふうに考えております。

星野議員　よろしくお願いいたします。

それでは最後の質問、４―１に入ります。

柏木グラウンドについてですが、2028年に開催される長野国民スポーツ大会のフィールドホッケーサブグラウンドの受入れをしていただけましたでしょうか、お答えをお願いいたします。

教育次長　お答えいたします。

御質問の内容でございますけど、令和10年度に長野県で開催される第82回国民スポーツ大会のホッケー競技場のサブ会場を引き受けるかどうか、そのことを県に伝えてあるかという趣旨だと思います。

このことにつきましては過日の臨時議会にて町長の挨拶で報告させていただいているところでございますが、令和４年２月21日付で長野県準備委員会事務局長宛てに内諾書を提出してございます。

内諾書の内容は、長野県準備委員会でホッケー競技場の会場地として選定された場合には、飯島町としてこれを承諾しますというもので、開催施設は柏木運動場としております。

長野県準備委員会では、令和４年度、第９回目となる総務企画専門委員会での承認を経て第８回常任委員会で内定を審議するとのことです。

長野県準備委員会による内定を受けまして、来年度、中央競技団体――これは日本ホッケー協会らしいですけれども――による視察が行われた後、正式に決定となる見込みでございます。

星野議員　分かりました。

人工芝のグラウンドができるということは飯島ＦＣの皆さんも大変喜んでいると思います。

私はグラウンドホッケーだと思っていましたが、正式名はフィールドホッケーというそうです。

フィールドホッケーは、飯島町にはそういう文化がございません。この人工芝ができた後、例えばサッカーやフットボールに使うとすると人工芝の長さが違うので使用が非常に難しいかと思いますが、大会後の利用法をどのようにお考えになっているかお聞きします。

教育次長　ホッケーですけれども、いわゆるメイン会場となる競技場についてはナショナル規格ですとかグローバル規格と呼ばれる人工芝が必要になってきます。これはカーペットのような人工芝でございます。

当町の場合はサブ会場でございます。サブ会場はマルチスポーツ規格と呼ばれる規格が認められていまして、いわゆるロングパイル、長い芝の人工芝で整備することができ

ます。
議員のおっしゃるとおり、後利用のこともございますので、こういったロングパイルの芝で整備をしていくことを念頭に置いて多目的な運動場も総合的に検討してまいりたいと考えております。

星野議員　大変喜ばしい御回答をいただきましてありがとうございました。
以上をもって私の質問を終わります。
ありがとうございました。
〔星野議員復席〕

議　　長　ここで休憩を取ります。再開時刻は午後３時 10 分とします。休憩。

休　　憩　午後２時４９分
再　　開　午後３時１０分

議　　長　会議を再開します。
一般質問を続けます。
10 番　伊藤秀明議員。
〔伊藤議員質問席へ移動〕

10 番
伊藤議員　それでは本日最後の質問をいたします。
４項目お願いいたします。
まず最初に「百間ナギについて」お伺いします。
先ほど飯島町は自然豊かで美しい山が見えるという話がありました。私のうちから西側を見ると百間ナギが真正面にあって、この崩れは何とかならんものかなあと思って、いつも気にしながら見ております。これは無理じゃないかなあとは思ったんですが、いろいろ資料とかを調べますと、一番最後のページにもありますが、見事に緑がよみがえっているところがあるんです。
それでは、最初に資料のほうから入っていきます。
お手元の資料の１ページ目の左側を見ていただきます。
これは平成 30 年５月に崩壊した新たな深層崩壊、これは、深層崩壊といっても表面だけじゃなくて、もう奥からごそっと崩れたところですね。それが下にありますように 17 万立米ですよ。すごい堆積土ですね。
あと、その真ん中のところ、第６砂防堰堤がありますが、そこのところの堆積土が右のようにこれだけ広範囲に広がって土石流が流れたという写真であります。
その下は第６砂防堰堤の捕捉状況で、もうダムいっぱいにこれは土砂がたまってしまったという写真であります。
ページをめくっていただきますと、これは中津川の山腹工事でありますが、ちょっと百間ナギに似たような感じの崩れであります。
これも急な勾配で、人力では大変きついということで、真ん中のところは無人バック

ホーによる斜面成型といって無人で作業している様子です。

こういう工法もあって、百間ナギでもこういう工法を使えれば不可能ではないという写真であります。

最後の４ページを見ていただきます。

これは大規模な崩壊地の着工前、着工後の写真でありますが、上の段は福井県の崩れたところであります。これは昭和 18 年、下に書いてありますが、その工事を施工したところの 54 年度版がその隣にあります。こういう工事をして、現在は見事に緑がよみがえっております。

その下にもやっぱり大規模な治山工事がありますが、これは、もう何年に始まったかというと、一番下の欄にありますが、1707 年の地震によるものと伝えられており、面積は 45 ヘクタール、大規模な工事で、この工事は 41 年かけて工事が終わったという大規模な工事です。

それで、この工事は、ほとんどが工事すれば土砂崩れがなく、緑はよみがえります。

私も山腹工事を数多くやりました。緑がよみがえらないところは１つもありませんでした。これは自然のまま放っておけばどんどんどんどん崩れる一方です。これはどうしても手を加えられないとどんどん傷が深くなるということです。

それで、もう１―２にも飛んじゃいましたが、まず１―１として飯島町の百間ナギの崩落はいつ始まったかを伺います。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

百間ナギの歴史は古く、上部にある摺鉢窪カールが約２万年前の寒冷な時期につくられたと言われております。

御質問の崩落はいつから始まったかでありますが、この地形が形成されて以降、徐々に崩落が進み今の状況になっておると考えられます。

なお、百間ナギの地盤地質が花崗岩などであることから、風化しやすく、表層崩壊が現在も続いておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

伊藤議員　これは氷河期という説もありますね。千畳敷カールも、駒ヶ根も、私の想像ですが同じ頃のあれかなあと思っております。

１―２に移ります。

さっきの写真説明とダブりますが、１―２、百間ナギは大雨の降るたびに崩落しています。

平成５年に発生した土石流の量は 5,700 立米、翌年の平成６年８月の土石流発生量は２万 8,500 立米ありました。

最近では、平成 30 年５月に崩落がありました。その堆積土砂は何と 17 万立米もあり、令和２年６月 14 日の梅雨前線による大雨で堆積土砂の大半の 17 万立米が流出し、第６砂防堰堤まで土砂が堆積しました。この土砂は中田切のほうにも流れていて、土砂崩壊の水が中田切に出ております。

また、与田切川のほうではセルダムが土石流で崩壊いたしました。上水道取入口にも影響がありました。

このような百間ナギの大雨に対する災害を町長としてどう考えているか、また関係機関に飯島町の山はこういう崩れがあって何とか対策はないのかとか、そういう関係機関に要望なり意見を言ったことがあるかどうかを伺います。

町　　長　非常にスケールのでかいお話を今いただいておるところです。

先ほども申し上げましたが、百間ナギの崩落の歴史は古く、崩落の規模のスケールが大きな話で、とても人の力で崩落を止めるのは困難ではないかというふうに思います。

町長はどう考えるかということなんですけれども、自然の力は恐ろしいと、まずそれだけでございます。

しかし、そのため下流域では砂防事業としてセルダムをはじめ砂防堰堤 10 基、治山事業として昭和 46 年より谷止め工や山腹工など整備がなされまして、国、県の手厚い支援をいただいております。

この地域に、天竜川上流河川事務所が駒ヶ根にあること、国交省の出先機関ですね。そしてまたさらに飯島町にもその出張所があるということ。そのほかにも国交省の事務所が天竜川沿いに４つか５つぐらいあるんですね。これだけ国交省としても天竜川沿いのこういう地形の治山、治水、砂防につきまして力を入れている、その証拠だというふうに考えておりますけれども、そういった方々のお力添えをいただいた中で、最近では大きな災害もなく安全・安心な暮らしができているというふうに理解しております。

しかし、先ほど議員もおっしゃいましたとおり崩落は止まりませんので、今後も国交省、関係機関につきましては引き続き治山、治水、砂防につきまして要望を続けてまいりたいと思っております。毎年毎年この地域の首長の皆さんがぶっそろって陳情に行っておるところでございます。

伊藤議員　陳情をぜひよろしくお願いしたいと思います。

これはもう自然災害だからほっとくという答えだったらどうしようと思ったんですが、前向きの答弁で、ありがとうございます。

令和３年３月の飯島町国土強靭化地域計画に「飯島町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい飯島町の維持、発展を目指す。」とあります。

また、令和４年度、最近できたばっかりの施政方針には、災害に強い県づくりに対応して、道路等の老朽化対策、流域治水整備など、国の５か年加速化対策を活用した防災・減災対策に取り組みますと明確にうたってありますので、ぜひ大規模な百間ナギ――この問題は議員として初めて質問するかどうか分かりませんが――ほっとけばどんどん崩れる一方で、何らかの手をしないと広まるばっかりで――下流の河川の治水工事はよく分かります。36 年災害を思い出しますが、あの頃に比べてはもう雲泥の違いがあります。ぜひぜひよろしくお願いいたします。

次に１―３に移ります。

百間ナギ近くに避難小屋がありますが、これが雪崩で壊れてしまったということで移

転計画があると伺っていますが、もう予算もつけられたみたいですが、進捗状況をお願いします。

地域創造課長　摺鉢窪の避難小屋につきましては、小屋の定期管理をお願いしております飯島森の会の皆さんや営業部の自然部会のメンバーの方々、また設計業者さんなど、多くの関係する皆さんに御意見や御提案をいただきながら場所の移設も含めまして検討しており、新年度の予算において改修費の費用を計上しております。

具体的なスケジュール等はこれからとなりますけれども、来年度中の完成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤議員　避難小屋は確かに自然部会でも話題になりました。これを新しく建てるのは結構ですが、また雪崩とか崩落で穴が開いて壊れちゃったということがないように、ぜひ上流側に何かコンクリの擁壁みたいなのをがっちと造って、再びまた小屋の移転とかないような計画にしていただければなあと希望するところであります。

１―４に移ります。

百間ナギ崩落は、毎年大雨のたんびに、先ほど言ったように崩れております。この崩れた量を町として補足してデータを――今年はどのくらい崩落があったとか、今はもうドローンとかでみんな測量ができて面積も体積も出るような時代であります。町の責任としてデータを残すべきだと思いますが、それを伺います。

建設水道課長　お答えいたします。

与田切川の上流の百間ナギですけれども、先ほど来申し上げておるとおり崩落を繰り返している状況でございます。

そちらの管理ですけれども、与田切川を管理していただいております国土交通省天竜川上流河川事務所では土砂流出の実態を把握するための観測を行っていただいておりまして、ホームページで公開しております。本日、伊藤議員からいただいたものについても、これも国土交通省天竜川上流河川事務所のホームページからかと思います。

また、町へも直接、天竜川上流河川事務所から土砂の流出や土砂の流出を抑制する砂防堰堤の状況につきまして定期的に報告をいただいている状況でございます。

町といたしましては、独自にデータを残すのではなく、引き続き管理者でございます天竜川上流河川事務所と情報の共有を行ってまいりたいと思っております。

伊藤議員　そのデータっていうものは町民とか一般に公開したりして、どのくらいの量か見たいっていう場合はこれを見られるんでしょうか。

建設水道課長　データの管理者が国土交通省天竜川上流河川事務所でございますので、その点については相談してみないと分かりませんけれども、公になっている分については皆さんに見ていただけるかと思います。

伊藤議員　データの確認ができるような状況に持っていっていただければと思います。

それでは２―１の質問に移ります。

２－１、町営住宅では、一番古い住宅は豊岡住宅、これが築 62 年、舟久保住宅が 60 年、北梅戸と陣馬住宅が 47 年で、耐用年数は過ぎております。

豊岡・舟久保住宅は令和４年と令和６年に取壊し計画があります。それで、今住んで

いる人たちの移転先っていうのは、もうここに住んでくださいっていうのは決まっているのか、それともまだ決まっていないのかを伺います。

建設水道課長　お答えいたします。

先ほど議員も申されましたけれども、令和４年度ですけれども、豊岡住宅については取壊しの予定でございます。ただ、そちらは現在空いているところではございますので、そちらのほうは移転していただく世帯はございません。

令和６年度に取壊しを予定しております豊岡住宅、また舟久保住宅もそうなんですけれども、こちらの方につきましては、現在、北梅戸住宅または民間アパートへの移転をお願いする必要が出てくるかと思います。今月ですけれども、それに該当される皆様、入居者の方に説明会を予定しております。御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

なお、移転先となります北梅戸住宅につきましては、令和４年度に老朽化の調査、また令和５年度に改修工事を予定しております。

伊藤議員　北梅戸も大分老朽化して、先日見させていただいたんですが、もうやっぱりリフォームしないと厳しい状態が分かりました。

町営住宅の耐震工事っていうのはどうなっているのか、また北梅戸とか陣馬住宅も耐用年数が来ていますが、この計画はあるかどうかを伺います。

建設水道課長　耐震工事に対します御質問でございます。

こちらですが、平成 20 年度に豊岡住宅また舟久保住宅については耐震工事を行っております。

また、北梅戸住宅と上通り住宅につきましては平成 25 年度に行っております。

陣馬住宅につきましては平成 24 年度の耐震診断で耐震性が認められたため、改修工事は実施していない状況でございます。

また、北梅戸住宅につきましては、学校やスーパー、駅などに近いことから、また入居者も７割を超えておりますので、現時点での取壊しの計画はございません。検討はしておりません。

先ほどおっしゃいました陣馬住宅ですけれども、こちらについては老朽化が著しく入居率も５割を切っておりますので、今後ですけれども取壊しの検討をしていく必要があるかと思っております。

伊藤議員　分かりました。

一緒に質問すればよかったんですが、上通り住宅、これもやっぱり同じよう、あと２～３年の耐用年数だと思いますが、上通り住宅の今後の計画が分かっていたらお願いします。

建設水道課長　上通り住宅の関係でございます。こちらについては平成 23 年度に屋根、サッシ、換気設備、部屋内部の大規模改修を行っておりますので、当面は現状のまま管理を行っていく予定でございます。

伊藤議員　取壊し住宅、豊岡とかありますが、壊って、その土地は更地になりますが、これの跡地計画はあるんでしょうか。

建設水道課長　跡地の関係でございます。

先ほど申し上げました取壊し予定地ですけれども、豊岡住宅また舟久保住宅の土地の関係ですけれども、今後ですが、分譲地への転換も視野に入れてまいりたいと思っております。

新年度から行います住宅地の取得、また住宅建設に対する事業もございますので、こちらと連携しながら検討してまいりたいと思っております。

伊藤議員　それでは２―５番、家賃の未納者が少なからずいるわけですが、未納者に対してはどういう対応をしているのかをお願いします。

建設水道課長　家賃の未納の皆様の対応についてですけれども、まず未納の状況の解消について先にお話しいたします。

滞納の関係ですけれども、昨年の５月の決算時期に比べまして大幅に減少しているということでございます。滞納額については５割減、金額につきましては100万円ほど減少している状況でございます。

また、家賃の未納の理由ですけれども、２年ほど前からありますコロナ禍の関係もありますけれども、そちらの関係で厳しい御家庭もございます。

その場合ですが、電話や訪問等を行いまして計画的な支払いをお願いしております。また年金月や給与日に合わせるなど、入居者の皆様に無理なく住宅料を納めていただけるような取組を行っている現状でございます。

伊藤議員　普通の民間のアパートとかは、２か月滞納すると、もう出ていってくださいと強制的に出されてしまいます。そこら辺は、まだ飯島は柔らかくやっているっていうことで理解します。

３―１に移ります。

来月４月からは140年ぶりの民法改正により成人年齢が二十歳から18歳に改正になります。

そこで、２年早くなったことで１つ心配していることがあります。それは様々な契約に関することです。

契約にはいろいろな決まり事があります。契約関係の十分な知識のないまま契約しても、今度は未成年と違って解約はできません。

そこで、資料の３枚目を見てください。

ここに消費者庁のアンケートがありますが、若い人、特に――一番上の表ですが――15～19歳、強く進められると断れないので契約してしまったという人が非常に多いです。

その下のマルチ商法、これもやっぱり20代が断然多いです。

あと女性ですが、エステティックとか美容、これもやっぱり20代。

統計的に若者が一番これに引っかかってしまうということです。

私もマルチは、恥ずかしい話ですが、東京に行った二十歳頃、マルチに引っかかってという表現は変ですが、勧誘されて苦い体験をいたしました。分かんないんですよね、マルチなんて、本人は必ず絶対に言うことはないんで、これは違法性がないとか大丈夫だとか言いますので。そこら辺が特に社会経験のない若者は非常に心配であります。

これを町として、サラ金、マルチ商法、カードローン、ネットショッピング、こういう契約をしちゃった、あんまり考えなくて。それがないようなことを注意喚起するような対策をぜひ講じるべきだと思います。

それと、今度、駒ヶ根に消費者センター相談所ができるということで、身近にそういう相談所ができるので大変いいことだと思います。

若者に対しての契約とか注意喚起の対策なり、考えていることがあったらぜひ願いします。

住民税務課長　議員のおっしゃいましたとおり、民法改正に伴い今年の４月１日から成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられます。したがいまして、この４月１日の時点で平成14年４月２日～平成16年４月１日生まれの方が成年に達することになります。

民法が定めている成年年齢は一人で契約をすることができる年齢という意味と父母の親権に服さなくなる年齢という意味がございますので、４月以降、18歳に達している方は親の同意を得なくてもクレジットカードやローンなど様々な契約を結ぶことができるようになるのも、先ほど議員の御指摘のとおりでございます。

また、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消し権というのがございましてその契約を取り消すことができるんですけれども、４月以降、未成年者取消し権は行使できなくなります。

成年としてできることが広がる一方で、安易に契約を結ぶことによるトラブルや社会経験が少ない新成人が悪質業者のターゲットにされるということは非常に懸念をされるところでございます。

国や県では若者が関心を持つキャラクターなどを使用しましていろいろな媒体で注意喚起をしているところでございますし、昨年９月でしたか、地域で全戸に配布をされる情報紙などにも取り上げられておりましたけれども、なかなか関心が高まってこないというイメージを持っているところでございます。

御本人の知識や意識づけはもちろんのことですけれども、御家庭の中でリスクに対する意識を持っていただき、ふだんから対策を話し合っていただくこと、これが大変重要だと考えておりまして、町では３月号の広報、また有線テレビ等の媒体を使いまして各御家庭へ情報をお届けすることにより啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、５月が毎年の消費者月間というふうにされておりますけれども、この消費者月間など機会を捉えて継続的な情報発信をしてまいりたいと存じます。

なお、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合には、議員から御紹介もありましたけれども、４月から広域対応となります消費生活センターが駒ヶ根のほうにございますが、こちらで相談対応をいたしますし、難しい件につきましては引き続き飯田にございます南信消費生活センターのほうで相談に乗ってくださるものというふうに承知をいたしております。

伊藤議員　ＰＲをやるということですが、広報だけじゃなくて、何かほかに方法があるのではないかなあと思います。

教育委員会サイドではどんなようなことを考えているか、もし何かあったらお願いします。

教 育 長　教育委員会が管轄しております中学生は 15 歳ということで間がありますので、基本的なところは高校で消費者教育あるいは主権者教育を併せてやっていただけるものというふうに理解しておりますが、教科の中では、いわゆる公民分野の中では、そういった、防止までは行かないですけれど、こういった被害があるというようなことを教科書、教科で扱うということはございます。

伊藤議員　高校生は 18 歳で、教科書にもあるっていうことは私も承知しております。ちょうど運転免許が取れるときに 18 歳で契約ができることになります。一人一人がもうちょっと自覚を得るような対策、これも町として、これは財産と生命を守るという観点からも 18 歳の若者に――契約してっからじゃ遅いのでね、契約する前に事前に注意をしてくださいよって家庭でも言うべきだろうし、町でも気をつけてくださいよと言うべきだと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

４―１、2019 年３月に当時の中学１年生のクラスが教育委員会にクラウドファンディングをすることを許可していただきツリーハウスが完成しました。その年の生徒は１回だけ有志が集まって防腐剤を塗りました。その後は、もう自分たちは受験勉強し高校生になり管理できなくなるということで、教育委員会に手紙を出して後をよろしくお願いしますということを訴えております。

その後、手すりとかの補修の形跡はありますが、防腐剤は１回、それも表面にさっと塗ったぐらいで、中学生の仕事だなあと思って見たんですが、そのまま、今でも大分古い感じがしています。あのまま放置するとせっかくの――今はコロナで入っていませんが、ツリーハウス、かなりこれはコロナの前はすごく人気があって、大分見学に訪れましたが、教育委員会として維持管理の考えを伺います。

教 育 長　ツリーハウスについての御質問ですが、今お話にありましたように、平成 31 年の３月に、当時の中学校の１年１組が総合的な学習の時間でクラウドファンディングに挑戦しまして、全国から寄附を集めて図書館のそばにツリーハウスを造ったわけでございます。

教育委員会が管理する文化館、図書館の敷地ですので、管理は教育委員会が行っていくこととしております。

中学生からは、翌年の令和２年４月に飯島町営業部自然部会宛てに、来年には自分たちが卒業してしまうので管理をお願いしたいという手紙が届けられましたけれども、管理する立場にあるのは教育委員会ですので教育委員会から、木造の不安定な施設なのでいつまで持つかはおぼつかないけれども、せめて皆さんが成人式を迎えるまでは良好な状態を保ちたいと、当時の担任の先生を通じて返答してございます。

その後、教育委員会では、強度を増すように柱を４本追加して合計６本の柱とし、筋交いを入れる工事を令和２年の 11 月 12 月にかけて行いました。その際、中学生に声をかけて新しい部材の防腐塗装を 11 月 26 日にやってもらっています。

さらに、お話にありましたが、テラスの転落防止柵のぐらつきが心配されたために、

令和３年10月に柵の取替え工事を行ったところであります。

どう管理していくかということでありますが、今後も定期的な防腐剤塗布を含めて教育委員会で管理してまいります。

ある面、特殊な施設でありますので、今後何十年も持たせるということはなかなか難しかろうと思いますが、安全と判断できるうちは図書館や文化館を訪れる子どもや家族連れなどに利用していただきたいというふうに考えてございます。

伊藤議員　私も自然部会にいて、中学生から、ちょうど私も中学校に勤務していたんで、ぜひ自然部会を通して教育委員会にこの手紙を出してくださいって言われて私が受け取って、自然部会では、自然部会でこれを塗りましょうかって部会長に言ったんですが、まあ、もうちょっと教育委員会と相談してやってみたらどうかということで保留になっていて、自然部会ではその話はなかったことになりました。それで教育委員会に一括でお願いしたということになりましたが、防腐剤を塗れば長く持ちます。４～５年単位じゃなくてかなり持ちますんで、ぜひ教育委員会のほうで責任持って管理、維持をよろしくお願いいたします。

以上です。

〔伊藤委員復席〕

議　　長　以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散　　会　午後３時５１分

令和４年３月飯島町議会定例会議事日程（第３号）

令和４年３月８日　午前９時１０分　開議

１　開議宣告

１　議事日程の報告

日程第１　一般質問

質　問　者	質　　問　　事　　項
堀　内　　学	１　ＳＤＧｓの推進について ２　消防団員の人数確保について ３　小中学生の自転車利用について
三　浦　寿美子	１　国保税の子どもの均等割について ２　災害防止対策について
坂　本　紀　子	１　コロナ禍で高齢者のみの世帯への対応は、しっかり出来ているか ２　町の除雪範囲を広げることを求めるが
浜　田　　稔	１　自治会・区会のスリム化はどこまで進んだか ２　防災訓練の見直しを ３　新型コロナ感染症への対応を問う
坂　井　活　広	１　環境循環ライフ構想プロジェクトにおける「木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務」について

日程第２　発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

○出席議員（１２名）

１番	浜田　　稔	２番	久保島　巌
３番	片桐　　剛	４番	吉川　順平
５番	坂本　紀子	６番	星野　晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内　　学
９番	坂井　活広	１０番	伊藤　秀明
１１番	宮脇　寛行	１２番	折山　　誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委　任　者
飯島町長　　下平　洋一	副　町　長　　宮下　寛 総　務　課　長　　大島　朋子 企画政策課長　　座光寺満輝 住民税務課長　　松澤　京子 健康福祉課長　　藤木真由美 産業振興課長　　堀越　康寛 建設水道課長　　那須野一郎 地域創造課長　　久保田浩克 会計管理者　　松村　和夫
飯島町教育委員会 教育長　　澤井　　淳	教　育　次　長　　片桐　雅之

○本会議に職務のため出席した者　　議会事務局長　　林　　潤
議会事務局書記　　吉澤　知子

本会議再開

開　　議　令和４年３月８日　午前９時１０分

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「おはようございます」）御着席ください。（一同着席）

議　　長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

なお、日程第２につきましては、発議の提出がありましたので、昨日の本会議終了後、議会運営委員会の開催を願い、協議の結果、本日の日程として加えることが適当との報告を委員長から受けまして、本日の日程に加え、この後、御審議をいただくことになりましたので、御報告を申し上げます。

日程第１　一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

８番　堀内学議員。

〔堀内議員質問席へ移動〕

８番
堀内議員　それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、ＳＤＧｓの推進、消防団員の団員確保と学生の自転車利用について質問をさせていただきます。

その前に、3月 15 日は確定申告期限ですので、皆さん申告をお忘れなくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

１番の「ＳＤＧｓの推進について」ということでございます。

まず初めに、ＳＤＧｓについては以前から一般質問において多くの議員の方からも質問されているということを議事録からも確認をさせていただきました。やはりＳＤＧｓというのは、今、2030 年に向けてやっていくという中で重要な項目であるということも町の第６次総合計画の中にも盛り込まれている部分ではございますので、確認をしていきたいというふうに思います。

ＳＤＧｓとは、持続可能な開発目標の英語の頭文字を取ったものでございます。17 のゴールと 169 のターゲットを掲げて、2030 年において誰一人取り残さない社会の実現を目指すために行動をしていきましょうというふうに掲げているものです。

長野県につきましては全国のＳＤＧｓ推進モデル県とした５つの県の中に入っておりまして、長野県独自にＳＤＧｓ推進企業登録制度ということで、企業の方からＳＤＧｓを推進していきましょうという話の盛り上がりをしております。今、第 12 期の推進企業登録制度が始まっているということで、上伊那においても、今、11 期を終了した時点で、

日曜日現在108件ということで、多くの企業がＳＤＧｓに向けて取り組んでいるということになっております。

飯島の企業さんも多く参加されているということを確認させていただきました。大変喜ばしいことだなというふうに考えております。

昨年は多くのテレビやマスメディアを通してＳＤＧｓ週間のような形で特集を組まれているようなところもありました。

そもそもＳＤＧｓがどういうものなのか、どういったことを行うと持続可能な社会に向けて取り組んでいるのかというところを積極的に発信しているというところが多くなっているというふうに承知しております。

そこで、１―１に移ってまいりますけれども、住民にこういった経緯を説明しなければならない、ＳＤＧｓについて持続可能な社会に向けて取り組んでいくということを説明する必要のある立場でもあります役場職員について、ＳＤＧｓについての研修っていうのをどのように行っているかというのをお尋ねいたします。

〔下平町長登壇〕

町　　長　おはようございます。

お答えいたします。

ＳＤＧｓの制度は、当町でも第６次総合計画に組み込むなど、その重要性を認識しております。

職員向け研修といたしまして令和２年度にＳＤＧｓカードゲームを取り入れた研修会を実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もございまして実施できておりません。

しかし、先日、長野県社会福祉協議会主催による第５回地域共生社会推進長野フォーラムという会議がオンラインで開催されました。この主催は長野県社会福祉協議会でありましたけれども、「ともに生きる　ともに創る　地域共生・信州」として福祉だけでなく分野を超えた共同活動の促進に向けたＳＤＧｓにつながる内容でございましたので、多部局の職員にも呼びかけまして参加をいたしました。

今後も、新型コロナウイルスの感染の状況を見ながらとなりますけれども、職員一人一人が担当している様々な事務事業もＳＤＧｓが掲げる大きな目標に貢献するものであるということに気づき、意識が根づくよう、職員研修の継続をしてまいりたいと思っております。

〔下平町長降壇〕

堀内議員　令和２年度においてはＳＤＧｓのカードゲームを用いた研修を行い、今年度――令和３年度についてまだできていませんけれども、そういう長野県のフォーラムにおいて職員の研修を促しているということをお聞きいたしました。

前回のどなたかの質問等にもあったかもしれませんけど、ＳＤＧｓのカードゲームっていうのは、私も初めて飯島町で導入するときにやらせていただきました。前半は自分の思うとおりに進めていって地球が崩壊するような状態になっていくというのを目の当たりにしまして、その後、どうやって生きていけるような社会にするかというところを

考えながら、前半と後半で分けて、すごくたくさんの学びのある面白いゲームだなあと思いながらやらせていただきました。

昨年の議員の方の質問の中にもありましたけれども、職員の方からも同じような形で多くの学びがあったというところを書面から見させていただきました。やはり研修をすることによって、より自分の中で具体性ができ、腑に落ちる説明ができるような形になるんだろうなというところを改めて感じさせていただきました。

令和３年度はできませんでしたけれども、令和４年度に向けて、今はオンラインでもやることがありますので､そういうところへ職員の皆様に積極的に参加していただいて、推進ができるように、発信できるような形でしていただければというふうにお願いをいたしまして、１―１は閉じさせていただきます。

次は１―２のほうに参ります。

2030 年につきましては､これから約 10 年､今年からだと８年後になりますけれども、その時代についての社会の作り手、担い手となっているのは、今の小学校、中学校や二十歳というところの若い世代が関わってくるんだと思います。昨日も一般質問の中にありましたけれども、49 歳までの年齢が社会の担い手という枠になっているだろうと、大きな支柱になっているという話を聞きましたので、そういう年になるのがやはりこれからの若い人たちだというふうに感じております。

その世代に対しまして、文部科学省でも持続可能な社会づくりの担い手を育むために現代社会における地球規模の諸課題に自ら関わる問題として捉えて、その解決に向けて自ら考え行動するという能力を身につけるために、新たな価値観――ジェンダーフリーというのもそうでしょうけれども、行動を変容するための教育として持続可能な開発のための教育、ＥＳＤという頭文字を取って新学習要領や教育振興基本計画に掲げて取組を行っているということを確認させていただきました。

これからの世の中は社会の変化が著しく、多様性も高まっているというふうに私も感じておりますけれども、その中では、やはり自ら考えて判断ができるという社会人をつくっていかないといけないというふうにも私ながら感じております。

その中で、先日、中学校並びに飯島小学校、七久保小学校に対してアンケートのほうを取らせていただきました、教育委員会のほうを通じて取らせていただいたものになるんですけれども。その活動の中でＳＤＧｓについて学校でどのような活動をされていますかというところを投げかけさせていただいたときに、やはり活動しているところがあり、積極的にやっているクラスもあるというふうに拝見をさせていただきました。

その中で、改めて子どもたちへの教育におけるＳＤＧｓの指導方法っていうのをどのように行っているのかというところをお尋ねしたいというふうに考えております。

教 育 長　ＳＤＧｓに関しましては､今､御指摘がございましたが､目標４に教育がありまして、その中に「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」という目標がございます。これを実現するために、日本ではかねてより取り組んでおりました、今御指摘のＥＳＤ、持続可能な開発のための教育にそれを取り込んで実践をしておるところであります。

ＥＳＤは新学習指導要領の中では全ての教科や科目の基礎的な部分として配置されていますので、子どもたちはＳＤＧｓそのものというよりは、通常の学習活動をする中で自然と身について行くという、そういう仕組みになっております。

１つは、今のＳＤＧｓの目標にありましたが、知識という部分でありますが、そのものの理念や概要を学ぶ取組としては、例えば小学校５年生の社会科に「持続可能な社会をめざして」という単元がありまして、そこでＳＤＧｓができてきた経過や、あるいは環境問題に焦点を当てた学習がありますし、そのほかにも理科などで環境問題に焦点を当てた単元で学習することになっております。

中学生では、道徳の中に「「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」について知ろう」という単元がございまして、こちらは国際理解とか環境保護を例にした理念や実践例が示されておりますし、そのほかの教科についてもそういった部分はあります。

これはＳＤＧｓに関する知識を子どもたちが身につけるという部分であります。

一方で、技能という部分でありますが、技能の習得に関しましては、新指導要領の中では「主体的・対話的で深い学び」と表現される能力を育成することとされております。

例えば、地球規模の環境問題では国境を超えて協力、協調が不可欠で、知識を一方的に教え込むだけでは必要な資質、能力を育成することはできません。主体的、共同的に学び行動するために必要な資質、能力の育成を目指した授業改善も現在学校で進んでおります。例えばグループ学習や話合い、協力して調査やまとめ、発表等、これらが授業に取り入れられているわけであります。

これは教科の中でも特に総合的な学習の時間を中心に取り組んでいるわけでありますが、この２年間はコロナで体験的な学習、特に校外での学習がままならない状況になっています。小中学生の場合には自分の生活に関係していることを意識づける取組が多く、飯島町でも地域の福祉施設との交流や中学生のネパール訪問、あるいはアルミ缶回収とか廃電池回収などがありましたが、予定どおりできなくなっている現状がございます。

その中でも、例えば与田切川を中心とする地域学習や地域の歴史を学ぶ学習をできる範囲で行っているのが現状であります。持続可能な地域社会の構築、地域の文化遺産を尊重することなどにより、身近な地域への関心が高まり愛着が生まれると期待しております。

コロナ下にあって、子どもたちが地域と関わり自らの生きる力を向上させる取組をいかに体験するかということは今の大きな課題となっております。

堀内議員　様々な取組をされているということを確認させていただきました。知識を習得させるところと技能として自らインプットしたものをアウトプットする能力っていうものをこれからは大事にしていくべきであるという話を聞きました。

ちょっと違うところで、違う団体、ちょっとある団体のほうに参加をしておりまして、話を聞くと、駒ヶ根の東中は地域の資源に向けて３年間、中学１年生から３年生までにどんどん学びをしていってアウトプットをしていくというような一連の学習をしていくというような話を耳にしております。その中の一部に参加させていただいたこともあるんですけれども、そういったことをやっていくことで、より自分の周りの地域について

も、ＳＤＧｓに関わりまして、これからこの地域をずっと残していきたいと思えるような人材をつくっていくということがとても大切な行いだなというふうに私も感じております。

その中では、やっぱりインプットするだけ、もういろいろ知識をもらうっていうところではなくて、実際にやっぱり飯島町の中に出て飯島町の――昨日もありましたけれども、何ですかね、資源は何かとか、いいところは何かと、それで弱点は何かというところも昨日話はありましたけれども、そのあたりをやっぱり子どもたちの目線から考えていただいて、今後の若い発想力をもって――突拍子もないことも出るかもしれないですけれども、それが実は本当は世の後々にだったら役に立つようなことだったりするかもしれませんので、そういう学習をしていくというようなことも必要かなというふうに感じております。

アンケートの中では中学２年生の行ったキャリア教育の一環として地域の文化を守ることや住み続けられるまちづくりということを行っているということで、そこにあるやっぱり文化や人を、何ですかね、研究するターゲットにして取組をしているということもやっているという話を聞きました。

ここでやっぱり考えていくことは、来年度から地域創造課でも行っていきます人口増プロジェクト、一連の関わりをやっていくと思いますけれども、そこでもやっぱり地元に帰ってきたい、地元をすごく思っている、飯島愛あふれるというところに関わってくると思うんですけれども、そのあたりの教育について、これからしっかり子どもたちに印象づけるような活動や行政の方向性というものが、もし町長のほうでお考えがあればお聞かせいただければと思います。

町　　長　ＳＤＧｓの考え方、横文字できていますので欧米から伝わってきたかなというふうに思うんですけれども、いや、しかし、日本に１つもったいない精神とか、人に対して譲り合うとか、おもてなしとか、そういった部分は、基本的にはＳＤＧｓの精神のもとではないかなというふうに思っているんです。

そういったことを、今、市場経済が進んでいる中で、無謀な消費というもの――消費があるから市場経済があるんですけれども、しかし、それが行き過ぎた部分が環境を汚したりと、こういうような状況に出てきているわけですね。それは、もったいない精神からいえば、それがリサイクルになったり、もう少し丁寧に物を使っていこうと、こういうことになろうかというふうに思います。これを小さい頃からしっかり親が、あるいは学校が――まあ基本的には家庭が教えることが大事だと思っています、これは。そして学校もそういった教育を取り入れると、こういうことが大事だと思っています。

議員がおっしゃられるように、小さい子どものうちから、やっぱりこの町に愛着を覚えていただいて、この町を大切に育てていき守っていく、その中で生活していくという感覚が根づいていただければありがたいなというふうに思っています。

それで、やはり先ほど申しましたように、子どもはふるさとに帰ってくるっていう、こういった気持ちも、やはり今、親がね、おまえ帰ってこいよ田舎へと、こういうことをやっぱり一言言わなきゃいけない世の中だなというふうに思っています。

過去、この30年来の経済成長もなく、東京へ東京へと草木もなびいた頃は、まあ東京へ行って生計を立てろよと、田舎のことは、百姓は俺の限りで、リンゴも俺の限りでと、こういうような風潮があったんですけれども、やはり子どもにはね、ぜひ帰ってきてこれをやってくれよと、こういうことを伝えることが大事で、その言葉は、親の言葉は必ず子どもの心のどこかにそれがしまわれているというもんだと思っています。ぜひ、家庭とか親とか、そういった積極的な、地域に子どもたちが帰ってこられるような、そして飯島町を守ってくれと、すばらしい自然だからと、こういったことを常日頃から話し合うことが大事かなというふうに思っております。

堀内議員　そうですね。私も高校を卒業して東京に行った一人になりますので、しっかり帰ってきたということで、親の帰ってこいという言葉がしっかり通じたのかなということで、これからもしっかり――東京はもうかる、お金はたくさん入るかもしれないですけど、結構窮屈なところもありますので、この自然に１回ちょっと帰ってこいよというような話で、成人式の折も含めて、親御さんがしっかり帰ってこいというふうに言っていただくっていうのも大事かなというふうに感じました。

では、ＳＤＧｓの関係についてはこれでひとまずとさせていただきまして、次に「消防団員の人数確保について」ということで質問させていただきます。

毎年秋頃になりますと、各分団において団員不足や長年活動している団員の方が退団できるようにと、お疲れさまということで退団できるようにするために新入団員の確保というものを現在必死に行っている状況でございます。

ただし、各分団ともあまりいい成果が見られていない、なかなかもう担い手も少なくなっているという状況があるかなあという現状がございます。

議会初日に行われました第５号議案において消防団員に関わる年間の給与についての改正が入りました。もらえる金額が多くなって、それについてはとてもありがたいことでありますし、今まで各分団にまとめてお金が入っていたものが各個人に行くというような話も聞いておりまして、今まで活動してきた中で、何ですかね、見返りといいますか、バックのものがなかった時代、飲み会で全部清算をするような形になっているんですけれども、それが自分のところにちゃんと実入りがあるっていうのは、やっぱり活動している実感がわいてくるのかなあと。飲み会も少なくなってきていますので、そういう自分に入るというところは実感が得られるかなあと思うんです。

しかし、新入団員を確保する上で、給料が増えたところでじゃあ入ってくださいって言われて入るかといわれると、なかなか難しいかなあという現状があるというふうに私は感じております。

そこで、改めて新入団員の確保方法とその成果について、町としてはどのようなふうに考えているのかというのをお尋ねいたします。

町　　長　消防団員の担い手不足につきましては全国的な課題となっております。

飯島町でも今年度当初の段階で定員250名に対しまして実団員数は245名と、５名が欠員しております。

しかし、関係する皆様方の御協力のおかげで、今日における社会情勢等を踏まえます

と最小限の欠員でとどまっていると考えております。

消防団員の確保につきましては、例年10月頃から各分団を中心に当該年度末に退団予定者や欠員数を踏まえてそれぞれの地区内の対象者に勧誘を行っておりまして、町長と消防団長の連名の協力依頼通知や各区、自治会、企業等に対しましての協力依頼も並行して行っておるところでございます。

また、町としましても消防団幹部や消防委員の皆様とともに情報共有する中で消防団員の処遇改善や活動内容を見直し勧誘時の説明チラシの作成などを行うほか、各分団の状況を踏まえた部や班の再編にも対応しています。本年度は第１分団第２部における班の統廃合と第４分団において現行の２部４班体制から１部３班体制への再編などを進めております。

引き続きこうした内容を点検、改善するとともに、今後は有事の際に活動支援を行う消防団ＯＢの登用による機能別消防団員制度についても検討を進め、団員確保と体制の維持につなげてまいりたいと考えております。

しかし、体制がしっかり整ったとしても、実質の活動、いざ災害時に本当に動ける活動が大事でございますので、その訓練も片方でしっかりとやっていただきたいと思っております。

堀内議員　皆さん団員確保にしっかり動いていただいているところではございますけれども、片や20年表彰を受けるような方が最近出始めてきたということもありますので、結構長年やっている方も、ずっと続けている方、抜けられなくているというような方がいらっしゃいますので、そのあたりも踏まえてしっかり団員の確保というものは進めていかないといけないのかなあというふうに感じております。

その中で、２―２のほうに移りますけれども、数年前から女性の方にも消防団員になってくれないかという勧誘に行ってくださいという話が出ております。その中で、女性の方の勧誘に行くんですけれども、やっぱりなかなか入っていただけないという現状がある中で、町として女性団員を増やすために対策をどのように取っているのかっていうところをお聞きいたします。

総務課長　現在、飯島町の消防団には９名の女性消防団員が所属しております。ですけれども、こちらは全て役場の職員となっております。

近隣市町村を見ましても女性消防団員の確保には苦慮をしているというのが実態でございます。

今後も職員採用の状況を踏まえた中で、こちらのほうは対応をしてまいりたいというふうに思っております。

また、各分団における団員確保につきましては、ただいまもありましたけれども、今は性別を問わず勧誘を行っております。なかなか入っていただけないというのが現実でございますけれども、町としましても、女性団員の確保に向けて、勧誘方法も含めた中で、団とも今後相談をしていきながら活動環境の整備や理解の促進を進めてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員　飯島町の消防団員の中にも９名女性がいるんですけれども、皆さん多分本部づきの方

かなあというところでイメージをしております。

その中で、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほど町長から話がありましたように、飯島町では機能別消防団員をやっていこうという話を今しているという話も聞いております。

総務省のほうでも機能別団員制度っていうものを拝見いたしますと、より多くの方に有事の際に参加いただくため、それぞれの能力やメリットを生かしながら特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動をしてもらうというような制度の記載があります。

その中で、飯島中学校では以前から吹奏楽のほうに力を入れておりまして、女性、男性を問わず部活に参加しているというのを、昔から吹奏楽部員は多いなという話も聞いております。

その中で、今回、方向性は違うかもしれないんですけれども、町長による音楽村構想があるという話も聞いておりますので、一部の消防団のラッパとして、機能別消防団員じゃないですけれども、女性の方、吹奏楽をやっていた方に参加をしてもらって、以前の辰野町じゃないですけれども、すごくきれいなラッパが消防団の総会をするときに流れるようなとか、そういう活気がある一目置かれるような消防団になったらいいのかなあというふうに考えます。やっぱり、まずそういう一部の切り口から入っていくと、中で隊員としてやってみたいという方もいらっしゃるかなあと思いますので、そういう取っかかりが必要なのかなあというふうに考えました。

また、有事の際につきましては男女を問わずけが人の手当てをしなきゃいけないということになりますので、その中で、救護隊になるか分かりませんけれども、女性の方も一緒にケア、包帯を巻くとか手当てに回っていただくっていうようなことをしていただけるような人っていうものを枠としてつくっていただければ消防団員として入っていただけるのかなあというふうに私ながら感じております。

以前ですけれども、ある分団にて女性の方の勧誘に行ったときに、私はラッパ隊なら入りますよという方がいまして、その方は、その分団ではラッパ隊はもう人数いっぱいで入れませんというお断りをして、せっかくの女性団員の方をちょっと勧誘できなかったという事例もあったというふうに話を聞いております。

これらを踏まえ、女性団員を確保していくために、ちょっと私の突拍子もない発想かもしれませんけれども、こういうラッパや救護のような形でまずアプローチをしていくのはどうかなあというふうに考えるんですけれども、町としてはその件についてどう考えますか。

総務課長　ただいまは議員さんに御提案をいただきまして、ありがとうございます。

今言われたとおりと思います。

町が進めます音楽村構想が今後具体化する中で、団との連携ですとか、希望する消防団員が何かしらの関わりを持っていくっていうことは考えられるのかなあというふうに思っております。

新入団員の確保に際しましては、入団者の特性とその各分団における特化隊――ラッパ隊ですとか救護隊への配属状況を踏まえて、今は各分団の裁量で所属調整がなされて

いるというところです。

今後、女性消防団員が入団していただけることになった場合には、今、議員の言われたような特段の配慮が必要であるというふうに思います。入団者の特性等も考慮する中で、幹部会、それから各分団とも協議をしながら細部の調整をしていくべきというふうに考えております。

町　　長　ただいま堀内議員から御提案いただいて、御自身は突拍子もないという説明をされましたけれども、極めてまともな御意見だなというふうに思っております。

やはり女性も消防団に加わる１つのきっかけが欲しいんで、消防団に接する機会があればいろいろの部分で女性が活躍することができるんだろうというふうに思っています。音楽村構想がそういったところにも影響していけば、これはありがたいことかなあというふうに思っております。

堀内議員　ぜひ､私の突拍子もない発想ではなく､実現するといいかなあというふうに思います。

女性が消防団にやっぱり関わりやすくなるっていうのが一番いいかなあと、今は男の城みたいな形になっている部分もありますので、そういうところも変わっていくのかなと。また世代に沿って変わっていくのかなあということを感じさせていただきました。

では、次の３番の質問に入ってまいります。

現在における小学生、中学生の自転車利用の規則や決まりについてということで、これも、この前、教育委員会を通じてアンケートを取らせていただいたところで、中学校についてはちゃんと自転車の決まりに沿って乗ってくださいという話がありまして、小学校についての話ということになります。

昨年は、この時期、私は仕事の関係でまちの駅にちょっとずっとテレワークのような形で常駐をしておりまして、職員と間違われた時期もありましたけれども、いさせていただきました。その中で気晴らしに外を眺めていると、なかなか自転車を使って遊びに来る子どもたちがいなくなったなあと、昔は何かびゅんびゅん飛び回って走り回っていたイメージがあったんですけれども、子どもたちが集まってくるにも徒歩で来るっていう形のものが多くなってきたなあということを思いまして、ふと、町内で自転車を利用するときに何か制約があるのかなあというところは疑問に思いました。

そこで、中学校については特にアンケートを取ってもそういう規制があまりないという話を聞きましたので、小学生が自転車を利用するときに規則や決まり事は各校においてどのようなものがあるかっていうのをお尋ねいたします。

教育次長　お答えいたします。

小中学生の自転車の利用につきましては、それぞれに決まり事がございます。

まず中学校ですが、議員の言われたとおり、通常の使用の範囲でございまして、ヘルメットの着用と交通法規の遵守となっております。

次に小学校ですけれども、それぞれ自転車のに乗るときの決まり事を配布いたしまして、自転車教室を実施しております。

主な決まり事の内容といたしましては、自転車を点検すること、ヘルメットの着用、１・２年生は保護者の監視下で、３年生以上は保護者の許可をもらって１人で乗ること

ができることとなっております。

また、急な坂道や交通状況を考慮して、広域農道などの道路については乗車禁止をする道路の指定がございます。

交通規則については、安全確認や標識、踏切の一時停止、２人乗りや手放し運転の禁止に加えまして、狭い道路では車が来たら自転車から下り車が通り過ぎるまで待つよう、安全に自転車に乗るための内容となっておるものでございます。

堀内議員　各学校によって、中学校については自分でしっかり遵守しながらやっていくというふうに範囲が許されているということになります。

小学校につきましては、七久保小学校のほうから自転車の決まりというものをアンケートの後ろにつけていただきまして、ちょっと読ませていただいたんですけれども、やっぱり先ほども次長から話があったように大きな道路については乗ってはいけませんというふうに決まりが書いてございました。ということで、多分バイパスとか国道とか、そういうところ、大きい幹線道路に関わるものについては乗ってはいけないのかなあというふうに思いました。そうすると、なかなか友達の家に遊びに行くにもそこは乗れないってなると、横断するだけになって、七久保とか飯島を行き交うっていうのはなかなか難しくなってくるのかなあというふうに感じました。

その中で、３―２に移らせていただきますけれども、与田切の公園から千人塚までマウンテンバイクで走れるようにという形でウオーターパーク構想を今展開していると思います。

その中で、観光客についてはマウンテンバイクをそこの場から借りて乗っていただくことや駅から乗っていただくっていうことはできると思うんですけれども、やっぱり地元にできた資源ということなので、地元の人にもやっぱりしっかり使ってもらいたいというところもあるかなあと思います。やっぱり地元の方が、あそこはしっかり与田切から千人塚まで上がれていいコースになっている、いい周回ができるというのをやっぱり親子連れでしっかりやっていただくのが、後の、何ですかね、ふるさと回帰にもつながってくるのかなあというふうに私は感じさせていただきました。

となると、やっぱり、危険なのかもしれないんですけれども、昔は平気で乗っていた部分もありますし、最近では広域農道についてはしっかり歩道が整備されたということで安心な部分もあるんじゃないかというふうに考えておりますが、そのあたりの、何ですかね、決まりの新たな見直しっていうものを含め、どのようなお考えがあるかというのをお尋ねしたいと思います。

教 育 長　自転車に関する、特に小学生の自転車に関する決まりは、私が小さい頃からありまして、乗っていいところ、いけないところがありました。例えば田切の友達の家に行くときに、その合間を縫ってあぜ道みたいなようなところを走って遊びに行ったという記憶があります。

現在ある小学校の決まりは、基本的にそれぞれの自治会の保護者がここはちょっと危ないから小学生は乗らないほうがいいよねっていったようなことを集大成にしたような形になっております。

町では、法規以上のことを規則として子どもたちに課すことはなかなか現実は難しいもんですから、学校が交通安全指導の一環として、保護者と話し合ってここはちょっとやめておこうというような箇所、それぞれの自治会で指定されたところがあって、それを一覧にして飯島小学校も七久保小学校もまとめているという、そういう形になります。

与田切のサイクリングロードが整備されたということで、これは子どもたちにぜひ楽しんでほしいという思いはありますけれども、そういった中で農道を小学生が走れるかということや、歩道もいろんな制限があるんですが、このたびできた歩道も大変整備してもらってありがたいわけですけれど、実は幅がさほどないので、もし子どもが自転車を引いて行ったとしてもなかなかすれ違いが難しいような、標識の柱があったり電柱があったりするので難しいところがありますが、歩道を引いていくのであれば多分大丈夫です。ただ、指定されていない道路を我々の小さかったときのようにすればかなり近くまでは行けるだろうという気はします。

ですので、基本的に町が子どもたちの自転車の乗り方で法令以上のものを規制するというよりは、学校が保護者と相談しながらどういったことなら可能なのかっていうことを話していただくのが一番いいかと思いまして、先日の校長会で農道に歩道ができたので通学路の指定をはじめ自転車の乗り方等について付け加える部分があればそれを相談してほしいという旨を話したところであります。

子どもたちには、命に関わる部分もありますので、我々としては交通安全、あるいは安全教室をしっかりやっていただくということをお願いしつつ、各学校で実情に沿って決まり事を定めていただきたいなあというふうに思っております。

堀内議員　ありがとうございます。

法令以上の規則はしていないということなので、そこに大きな道路っていうのが該当するのかどうかっていうのはちょっと私も調べていないので今は何とも言えないところではございますけれども、しっかり自転車の乗り方を、やっぱり自転車の安全教室っていうところで徹底をしていただいて、やっぱり危ないっていうところも子どもたちが分からないといけない、低学年についてはなかなか難しいかもしれないんですけれども、高学年ぐらいになれば自分の中で考える力っていうのも出てくるだろうというふうに感じております。

その中で、しっかりこういう道路は危険だから気をつけて通るように、難しければ歩くようにみたいな形の指導をしていけば、自分で選択、単に危ないから駄目っていうのもやっぱり制限し過ぎの部分もあるかなあと思いますので、少し見直しをしていただけるということなので、そのあたりもしっかり話合いをして、後に決まってくれば、また子どもたちが自転車に乗り飛び回って公園に遊びに行くっていう風景が見えるのかなあっていうふうに思いますので、検討をしっかりしていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

〔堀内議員復席〕

議　　長　暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休　　憩　午前９時５８分
再　　開　午前９時５９分

議　　長　会議を再開します。
一般質問を続けます。
７番　三浦寿美子議員。
〔三浦議員質問席へ移動〕

７番
三浦議員　それでは通告に従いまして一般質問を行います。
今回は「国保税の子どもの均等割について」と「災害防止対策について」質問をいたします。
最初に「国保税の子どもの均等割について」質問をいたします。
国保税の子どもの均等割は、所得のない子どもにもひとしく税負担を求めるもので、かねてより全国知事会、全国市長会、全国町村会から国へ軽減措置をするよう求められてきたものです。ようやく来年度――令和４年４月１日から国の子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減免措置が施行されることになりました。未就学児の均等割が５割軽減をされます。
今議会の初日にそのための条例改正が提案され、飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が議決をされました。長い運動が実を結んだと言いたいところですが、均等割の対象の子どもとは18歳までであります。子どもは成長していくので、たちまち元の均等割額に戻ってしまいます。子どもの人数が多い家庭ほど負担は重くなります。子育て支援、少子化対策として見たとき、不十分な施策と言わざるを得ません。
町長の施政方針では人口増対策に力を入れると表明があり、インパクトのあるオリジナルな施策を打ち出すとされました。来年度の子育て世帯への施策では、保育園の給食費完全無償化、子育て世帯ゼロ歳～３歳の上下水道関連応援事業など、新規の子育て世帯にはうれしい施策が提案をされております。
国保の場合、今回の国の未就学児の均等割額の減額措置によって、当町では医療分の７割軽減は１人分6,150円から3,075円、５割軽減は１万250円から5,125円、２割軽減では１万6,400円から8,200円、それ以外の世帯は２万5,000円から１万250円となります。後期均等割も同様に５割軽減をされた額が未就学児の均等割額となります。就学児以上18歳までの子どものいる世帯は、均等割額は変わりません。
町独自の子育て支援施策として、また少子高齢化対策として、高校生まで均等割を免除するよう私は提案いたしますが、所見をお聞きいたします。
〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。
国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改革により、県が財政運営の責任主体として町とともに運営する形になりました。将来的には全県下で保険税負担の同水準化が図られることとされております。

町が独自に免除する考えはございません。

細部につきましては担当課長から説明申し上げます。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長　それでは少し細かいお話をさせていただきたいと思います。

国民健康保険税は、国保に加入されている皆様が病気やけがに見舞われた際にかかる医療費の貴重な財源となっております。

病気やけがと申しますのは御存じのとおりいつ起きるか分からないものですので、日本の国ではこうしたことに備えるため全ての国民が公的な医療保険制度に加入することとなっておりますけれども、そのうちで雇用をされている方や後期高齢の方などほかの医療保険の制度に加入をされている方以外、全部の方にお入りをいただくものでございます。

社会保険の制度ですので、加入者みんなで支えていかなければなりませんけれども、加入者の年齢構成が高く医療費の水準も高い一方で、所得の水準が低く保険料の負担が重いというような状況であるとか、保険者である市町村の規模や財政力、収納率などにより運営が不安定になりやすいというリスクがございます。また保険税の格差が大きいということなど構造的な問題がありまして、国や県による公費投入も行われる中で、平成30年度に制度が改められまして、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、運営の中心的役割を県が担うこととなりまして、低所得者対策の強化なども全体の枠組みの中で行われることとされております。

町は、資格管理ですとか保険の給付、健康事業の実施等、それから保険税率の決定、賦課徴収を行っておりまして、国保制度全般の運営は健康福祉課で、税の賦課徴収は住民税務課で行っております。

国保税は所得や世帯の状況等によりまして軽減措置が設けられているほか、今議会では未就学児に係る軽減措置の拡大について議決をいただいたということで、冒頭、議員からお話をいただいたとおりでございます。

さらに軽減を拡大すれば、その負担はほかの加入者の負担増となりますので、議論は慎重に行われるべきものであるというふうに考えます。

なお、少子化対策、子育て支援の観点から、町が18歳の学年末までの医療費を無料化しておりますことは御存じのとおりでございます。

三浦議員　ただいま独自のそのような軽減をする考えはないというふうに言われたところです。

全国的には高校世代まで全額免除をしている自治体や所得制限、子どもの年齢や人数などで軽減の条件をつけて軽減策を実施している自治体もございます。それぞれの自治体の状況で違いはありますけれども、国保税は他の健康保険とは違って全ての被保険者に税負担が求められる制度でありまして、特に子育て世帯には重い負担がかかっております。

子育て支援、また少子化対策として、確かに国保税の考え方からいって、その中から全部を負担するということになれば、ほかの保険者の皆さんにも御迷惑がかかると、保険料に跳ね返ってくるということになりますが、財源を独自の別のところから出すとい

うことも研究すべきではないかなあと。

保険料を安くするために、国保税を安くするために一般財源を使っているという、国からいろいろ言われてはおりますけれども伊那市などではそのような一般財源からの持ち出しをして保険料の軽減をしているというような自治体もありますので――本当に人頭税って言われるような、本当に子どもさんが、少子化のために、もっともっと本当に子どもさんが大勢いたらいいなあと思いますし、子育て支援として――本当に今回の国からの５割軽減もありがたいなあと思いますけれども、まだまだそれからが負担の重い若い世帯の皆さんが子育てしていくわけですので、あらゆる方法で支援できないかということについては、課題としてぜひ、よその自治体で実施しているところもありますので研究をしていただきたいなあと。

簡単にやる気はないというふうに切り捨てるのではなくて、いろんな施策もそうですけれども、よそでやっていないけれども飯島町は子育て支援のために頑張ってくれていると、飯島町、そこなら安心して住むことができるなあと言ってもらえるような施策ではないかなあと私は考えておりまして、ぜひ切り捨てるではなくて研究をしていただきたいなあと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。全く駄目でしょうか。

町　　長　先ほど保険制度の基準について課長が説明したとおりでございます。

そういうお考えもございましょうけれども、課長さんの答弁の中で一番最後の 18 歳までの医療費を無償化していると、こういうことは精いっぱいの町の努力であるというふうに考えていただきたいなあというふうに思っております。

三浦議員　確かに 18 歳までの医療費の完全無料化は大変に近隣でも評価をされておりまして、完全無料化、どのようにしたら完全無料化にできたのかというような問合せもありました。本当にすばらしい取組だというふうに思っております。さらにそこに輪をかけて考えられないかというのが私の今回の提案でございますので、ぜひまた研究していただきたいなあというふうに思います。

それでは２つ目の質問に移ります。

２つ目は「災害防止対策について」でございます。

近年の局地的な大雨などによる土砂災害では人命が奪われる事態も発生をしております。

昨年、岡谷で発生した土砂崩れでは、お盆でお墓参りに行っていた辰野の子どもも含む御家族が犠牲になっております。

天龍村では、20 年以上前だったような気がしますけれども、伊那小沢駅付近で杉林が崩れ、家屋が４～５軒あったように記憶しておりますけれども、天竜川へ一気に押し流されて、行方不明者も出ております。ふだんは水がほとんどなく、雨が降ると小さな沢ができる程度の場所でした。急傾斜地で杉林には手が入っていなかったように記憶をしております。

町内を回ってみました。その後から飯島町総合ハザードマップを開いてみたところです。ほぼ私が危険と感じた場所が土砂災害特別警戒区域になっておりました。特に与田切川沿いは広範囲にわたり軌道が飯島町や本郷側にも含まれている場所が特別警戒区域

になっております。

本郷側は日陰坂から本５に至るまでほぼ切れ目なく土砂災害特別警戒区域に指定をされております。過去にこの地域では民家近くで土砂崩れが発生をしております。土砂が民家脇の畑まで押し寄せていました。ほとんど水のない沢筋で、冬になるとサワガニ取りに格好の場所でもありました。このような場所が危険箇所との認識は、改めてこのとき思いました。

土砂崩れは、ふだんは水がないためあまり気に留めていない場所で発生するようにも思います。

急傾斜地の多い当町には至るところに気づいていない危険箇所があるのではないか、このように感じるところです。

危険箇所の確認と整備は万全かどうかお聞きをいたします。

総務課長　土砂災害の危険箇所についてですけれども、ただいま議員からもありましたけれども、県とも連携する中で、飯島町の総合ハザードマップ――これは昨年８月に更新をしておりますが――このハザードマップに土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を示しております。

また、高遠原自治会と高尾自治会においては、これまで県の住民主導型警戒避難体制構築事業によりましてそれぞれ自主避難計画を作成していただいているわけですけれども、その中にも危険箇所が示されております。

そのほか、ふだんは水のない細い沢等につきましては産業振興課や建設水道課における現場対応によります確認をしております。

また、区や自治会等、地元からの情報提供も含めて状況の把握に努めておりますけれども、その中でも整備が必要な箇所につきましては、治山事業ですとか緊急自然災害防止対策事業等の有効な事業を活用し、計画的に対応をしてきているところでございます。

三浦議員　ただいま対策についてお聞きをしました。

また、整備という点では、治山事業や緊急対策で対応するということで、実態としては産業振興課や建設水道課、それから自治会からの要望によってということで危険箇所の対応をしているというふうに受け止めましたけれども、まず私は人命を守ることを最優先にしなければならないというふうに感じております。

危険箇所と判断した場合に住民と危険箇所の所有者への対応というのはどのように行われているのでしょうか。

私は町内を見て回りましたけれども、道路に面した山林とか、そういうところは町有林ではないわけですね。民有林だったり個人の所有だったりというふうに認識をしておりますけれども、その辺についての対応はどのように行っているのか、それがないと手が入らないのかどうか、その辺についてお聞きをします。

建設水道課長　危険箇所の関係でございますが、原則は個人の方、所有者の方でございますけれども、規模等が大きい場合がございますので、過去ですと民地でありましたけれども治山事業を県へお願いしたりとかしております。また、町のほうとしても道路のり面であれば保全擁壁ブロックを造るなど対応しておりますが、原則は個人にお願いしております。

また、繰り返すようですけれども、大きいところにつきましては御相談に乗りながら対策を取っているところでございます。

三浦議員　そうした危険箇所、今、大きなものについては町としても対応はそれなりのことができるのかなあというふうにお聞きをしたわけですけれども、やはり根本的には所有者の協力がないと私はできないのかなあというふうに思います。

先ほど言われたのは本当にその場しのぎというか、大本から何とかするという話にはならないですよね。その場に対応するということになってしまうのかなあというふうに感じているところです。

そうした場合に、私は今回歩いてみて本当にそういうことを思ったわけですけれども、法的な手段というか、そういうことっていうことをしなければならないということはないんでしょうかね。今までもそうだと思うんですけれども、地権者の方にそういうお話をして協力していただいてきたんだと思いますが、なかなか今は得られないということもあるのかなあという場所も何となく感じているわけですけれども、そういう場合に法的な対応という手段はないのでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

副 町 長　ちょっと御確認をさせていただきますけれども、法的手段というのは町が一方的に押さえることはできるかということでございましょうか。

三浦議員　町が一方的という言い方がいいのかどうか分かりませんけれど、例えば所有者というか地主が――今はだんだん相続とかいろんな問題でなかなか実際には協力してもらえないとか、いろいろな事態もありますよね。そういうときに、本当に危険な箇所として町が把握している場合にその土地を改修するというか、危険をなくすための工事をするというか、そういうときの対応というのは何かできる方法があるのかということが聞きたいのですけれども、それは一方的と言っていいのか、何と言っていいのか、ちょっと私にもよく分かりません。

副 町 長　基本的には、所有者があるものについては個人の了解を得ないとまず無理だというふうに思います。

危険箇所、ハザードマップに示されているようなものにつきましては計画的にやる場合もございますので、そういうときにはまず地権者の了解を取ってやるということになるというふうに思いますので、災害が起こってしまったときにはそれなりの手段があるというふうにも考えておりますけれども、補修、改修をしなきゃならん部分についてはやるということになると思いますが、それ以外であらかじめということになりますと、どうしてもそれは個人の権利でございますので、そのところはあまりこちらから行ってやるということは、それは無理だなというふうに考えております。

三浦議員　分かりました。

それでは２つ目の質問を行います。

町道本郷飯島線はそこそこ利用者のある道路であるというふうに認識をしております。道路に面した傾斜地の山林には大きな岩や大小の石が露出をしております。場所によっては既に崩落をしている箇所もあり、また石垣の崩落も見受けられるところです。先ほど緊急性のあるものはと言われておりますし、自治会からの要望ということもあります

が、私は今回この地籍については大変危険な箇所であるというような認識を持ったところです。

この地域は土砂災害特別警戒区域内にあります。これは大きな事故につながるのではないかという可能性をとても感じているところでありまして、そうしたところが町内各所にあるのではないかと、見受けられるなあというふうにも思っているところですけれども、このようなところを把握している――先ほど課長からの話もありましたけれども、各課それぞれで対応、把握もしているというふうにお聞きをしておりますので、危険箇所をどのように把握しているのか、また一刻も早い対策が必要な場合の対応を実際にはどのように行っているのかについてお聞きをいたします。

総務課長　道路に面しました危険箇所につきましては、道路管理者を中心として日々のパトロールや定期点検のほか、地元からの情報提供等により状況把握に努めているところでございます。

危険箇所が民地の場合には、先ほどもありましたけど、地権者に対しまして連絡を取って是正をお願いしているところです。

また、町有地の場合には、枯損木の伐採ですとか浮き石の除去など緊急・応急的に施工をして対応をしているところです。大規模なものについては補助事業等を活用しまして改善を行ってきております。

また、パトロール等をして把握に努めているところでございますけれども、議員の皆さんや町民の皆様には、危険と思われる箇所を見つけたときには町へ情報提供をいただけますと大変ありがたいなあというふうに思っておりますので、また今後、御協力をお願いしてまいりたいと思っております。

三浦議員　それでは、今、総務課長からはお聞きをしましたけれども、各課の産業振興課、それから建設水道課の方々の課の把握状況というか、どんなふうに把握をし、今非常に危険だというふうに感じている箇所があるのか、またその対応についてどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

建設水道課長　まず建設水道課関係でございます。

先ほど総務課長がお答えしましたように、パトロール等で確認しております。

ただ、全てが確認できるわけではございませんので、場合によっては議員に御案内いただきまして、こういったところが危険だということを教えていただければ、また担当職員が現地へ参りましてどういう対策が必要なのか、例えば買収が必要であれば買収、土地所有者の方にもお話ししますし、買収が必要なければ、できる範囲で工事ができれば行ってまいりたいと思いますので、またいずれにしましても御案内いただければと思っております。

産業振興課長　産業振興課につきましても基本的には同じでございますけれど、パトロール、また地元からの情報提供をいただきながら対応を行っております。

また、山林の中の枯損木や浮き石、そういった緊急なものについてはすぐに対応して、大規模なものについては国県の補助を取りながら対応を図っておるところでございます。

三浦議員　なかなか情報も少ないのかなあというふうに思ったりして、パトロールもなかなか本

当にきめ細かにするほど人的余裕もないのかなあということも思いますので、町の皆さんの協力などもやっぱり必要なのかなあと。

今、建設課長からの答弁をお聞きしますと、私がお知らせをしないと分からないような、あれだけ大きな石が崩落していても、そういう情報が入っていないのかなあと思って少しびっくりしたわけですけれども、そういう状況があるということで認識をしていただきたいなあというふうに思うところです。

現実にそうしたところでは本当に大事故につながりかねないということだと思うんです。結構犬の散歩なんかで歩いている方がいらっしゃいますし、車も通りますから、今は寒くて、これからしみがなるんできて浮石が転がり落ちるという時期にもなってまいりますので、たまたま通っていた車に落石があったとかいうことになれば大惨事もありかねないというふうに私は思っているところですので、そういうことを未然に防ぐということをしなければならないというふうに思います。

先ほど副町長からの答弁もありましたけれども、本来はやはり地権者の責任でこれは手入れをしたり整備をしたりするべきでしょうが、現実的にはそうなっていないというのが事実です。町道で落石事故が起きた場合には、必ず危険防止対策がなされていたかどうかということが問われることになってまいります。町が相応の手だてを講じていたかどうかが問われるのではないでしょうか。危険箇所の所有者とのコンタクトは常に取って危険箇所の整備を要請するなどしておかなければならないのではないかと私は考えております。

この点について、先ほど少しお話もありましたけれども、どのように取り組んでいるのかについてお聞きをいたします。

建設水道課長　先ほど議員のほうから言っていただきました。ちょっと言葉不足のところがございましたけれども、当然、危険箇所につきましてはパトロール等で回っておりますので、全て把握しているわけではございませんが、議員がおっしゃられたようなところがまたあれば教えていただければと思っております。

対策につきましては、当然、危険箇所がございましたら地権者の方にお願いをしております。繰り返すようですけれども、規模が大きければ、個人の対応が無理であれば、御相談に乗りながら修繕が必要であれば行っている状況でございます。

町　　長　今の御指摘の箇所がどこなのかということが分からない空想の段階では、しっかりした答えができかねると思っております。そういった三浦議員が散歩した中で、ここがどうなっておるんだということなら、もうそのときにすぐ建設課に行けば、もう認識しておってどういう対応を打ってあるっていうこともあるかもしれませんので、指定が架空の状態で話を突っ込んでいくっていうのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

三浦議員　私は当然把握をしているものと考えておるほどひどかったということで御理解をいただきたいと思います。場所については、建設課長には理解をしていただいているのかなあというふうに思いますけれども、以前にも、現在は副町長でありますけれども、崩落しそうな大きな石があったときに対応していただきましたね。あのときは砕いたので

しょうかね。何かそんなことがありましたけれども、同じ地籍でございます。

それで、先ほどから私が心配をしていますのは、やはり事故が起きたときの対応が非常に、きちっと町としてやるべきことをやっておかないと問題にされるということが出てくるのかなあと思いますので、何かあったらそのときだけ地権者の方に連絡を取るのではなくて、危険箇所という認識を持っている場所においては、ぜひ年に何回かとか、今のような春先のだんだん浮き石で危なくなってきたかなあというような時期とか、豪雨の時期とか、時に合わせてそんなコンタクトを地権者の方と取っていただいておいたほうが町にとってはよいのではないかなあというふうに感じておりますので、ぜひその辺はきめ細かに対策を取られたほうがよいかなと思います。

先ほどの地籍については、また建設水道課や産業振興課の方にお話をして確認していただきますので、よろしくお願いをいたします。

では３つ目の質問に移ります。

昨年の熱海市の大規模な土砂崩れは盛土が原因でありました。調査する中で産廃の不法投棄が判明をいたしました。危険極まりないことが明らかになったところです。

当町の豊岡地籍における産廃の不法投棄は、通学路と民家の上の竹林に大量の瓦礫が廃棄されております。2015 年に発覚をし、その後、県が産廃の不法投棄であることを確認しております。

現場は処理されずに放置をされておりますけれども、この地域も土砂災害特別警戒区域になっております。通学路と民家がある、崩落すれば大惨事となりかねません。私は早期の撤去が必要と思っております。

町として早期の撤去を県に対して求めているかどうかについてお聞きをいたします。

住民税務課長　早期の撤去について県に処分するよう求めているかという御質問でございますけれども、経過があるところでございますので、当然お話はさせていただいているところでございます。

少し経過を申し上げます。

先ほど 2015 年というふうにお話ありましたけれども、2015 年が平成 27 年になるかと思います。推測をいたしますと平成 24 年からというふうに思いますけれども、豊岡地籍におきまして町内在住の工事施主が土地の所有者の了解を得ることなく破砕瓦を使用した土地造成を町外の工事業者に依頼をして実施をしたというもので、使われた破砕瓦は産業廃棄物でございますので、埋立材としては認められないものでございます。

平成 28 年１月に地元からの通報により不適正処理の実態が明らかとなりまして――これが先ほどの 2015 年というところと添ってくるのかと思いますけれど、県から施主に対しまして破砕瓦の撤去を指導いただいてまいりました。

しかし、平成 29 年１月に施主がお亡くなりになりまして、その後、相続人と交渉を行ったところでございますけれども、亡くなった方に対する行政指導は相続人には承継をされないというふうなことから、撤去には至っておりません。

その後、造成工事を行った事業者に対しましても県から破砕瓦の撤去を求めてきているところでございますけれども、こちらも令和３年 12 月に代表者が亡くなっておりまし

て、現在のところ後継の代表者や経営方針などが明らかにされておりません。今後につきましては、後継の代表者に対しまして撤去を求めていくことを県と確認をいたしております。

町といたしましては、引き続き随時県と情報共有をしつつ、撤去に向けて連携をしてまいりたいと存じます。

三浦議員　状況についてはお聞きをいたしました。

県も対応をしているということをお聞きしたわけですけれども、瓦礫ですのでね、また大量なんですね。通学路であり民家もあるというところですので、また警戒区域で本当に危ないものだというふうに思います。道路にも雨が降るたんびに瓦礫の赤い色の水が流れてくるというようなことで、本当に危険だというふうに思っております。

それで、一気に崩落した場合には本当に悲惨なことになりますので、これは県に強く求めていただきたいなあと。

これは瓦礫を処分するというだけの問題ではなくて、災害防止ですのでね、本当に指定区域ですので、本当に搬入者の相続人に撤去を求めるというようなことを言っている場合ではないというふうに私は受け止めております。

現場は、皆さんは見ておられますかね。本当に、もともとは私有地というか、私有の道路というか、作業道というか、車１台が通れるようなところがだんだんだんだん広くなって、本当にすばらしく広いところになっておりますけれども、実際には他人の土地に瓦礫を入れていたという結果でしたがね。瓦礫ですから一気に崩れたら本当に恐ろしいところですのに、そういうところに、もともとそういう危険なところに瓦礫をたくさん投棄したということですので、危険極まりない、一番危険な箇所かもしれません。

そういうことで、県にもそういう意味でも強く要望していただいて、事業者が対応できなければ、県の税金を使うということはあまりうれしいことでは県民としてはありませんけれども、命に代えることはできませんので、ぜひ強く求めていただいて、撤去を一日も早くしてもらえるように町として要望していただきたいのですが、その点についていかがでしょうか。

町　　長　まあ、のんびりしておる場合じゃないぞという御意見でございます。

しかし、どんな場合にでも、やっぱり法治国家でございますので、それにのっとった措置をすることが大事だというふうに思っております。長野県とも相談していますので、法にのっとった措置をしてまいります。

三浦議員　ぜひ現状を見ていただき、また町としてそうした大変に危険な箇所として指定をしている場所だということも県の担当にはしっかり認識をしてもらって、一刻も早い対応をしてほしいと強く要求していただきたいということを述べて、質問を終わります。

〔三浦議員復席〕

議　　長　ここで休憩を取ります。再開時刻は11時５分といたします。休憩。

休　　憩　午前１０時４２分

再　　開　午前１１時０５分

議　　長　会議を再開します。

一般質問を続けます。

５番　坂本紀子議員。

５番
坂本議員　それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

①としてコロナ禍で高齢者のみの世帯への対応はしっかりできているのかを順を追って質問いたします。

現在、コロナ感染症が世界で、そして日本で蔓延するようになり３年目となっております。患者数は、波のようにピークがやってきては収まってを繰り返しています。

現在、第６波のコロナ下で、町民の方々はかからないように気をつけて生活しております。行政も公共施設の利用を止めながら対応しております。

また、コロナのワクチン接種の３回目も順調に進んでいます。

しかし、この２年以上の間、様々なイベント、行事、そして人と会って食事をしながらのコミュニケーションを取る機会も制限されておりました。長引くコロナ禍の中で、高齢者のみの世帯の方々の生活実態が心配されます。

１―１であります。

飯島町の令和２年度の行政報告書では、人口9,326人で、65歳以上の高齢化率は36.4％でした。年々高くなってきております。

各地区の高齢化による現状を尋ねます。65歳以上の１人そして２人世帯は区ごとにそれぞれどのくらいの数になるのか、各区の総世帯に対しての割合はどのぐらいであるのか、またそのうちの75歳以上の１人そして２人世帯は何％になるのかをお尋ねします。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

飯島町の人口に対する65歳以上の方の割合は、高齢者福祉施設に入所される方も含めまして３月１日現在で36.9％、また75歳以上の方は20.5％となっております。世帯の状況を見ますと、高齢者のみの世帯は増加している傾向がございます。

御質問の各種詳細の計数につきましては担当課長より説明いたします。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長　ただいま町長から直近である３月１日時点の高齢化率を申し上げましたけれども、世帯の状況等につきましては、作業の都合上、この２月１日の現状を申し上げたいと思います。

住民基本台帳で１人世帯となっている世帯、まず65歳以上の状況ですけれども飯島区258、田切区51、本郷区45、七久保区252の合計606世帯、65歳以上の２人世帯につきましては飯島区219、田切区73、本郷区44、七久保区171、合計507世帯となっております。

各区の総世帯数に対する割合でございますけれども、65歳以上の１人世帯につきましては飯島区15.1％、田切区12.9％、本郷区16.0％、七久保区19.7％、また65歳以上の

２人世帯につきましては飯島区 12.8%、田切区 18.5%、本郷区 15.7%、七久保区 13.4%という状況でございます。

また、75 歳以上の状況ですけれども、１人世帯につきましては飯島区が 164、田切区が 30、本郷区が 33、七久保区が 186、合わせて 413 世帯、２人世帯につきましては飯島区が 90、田切区が 27、本郷区 19、七久保区 66 の合計 202 世帯というふうになっております。

総世帯数に対する割合ですけれども、１人世帯では飯島区が 9.6%、田切区が 7.6%、本郷区が 11.8%、七久保区 14.6%、２人世帯につきましては飯島区が 5.2%、田切区 6.9%、本郷区 6.8%、七久保区 5.2%でございます。

また、65 歳以上の世帯で 75 歳以上の１人世帯の割合は飯島区が 63.6%、田切区が 58.8%、本郷区が 73.3%、七久保区が 73.8%、65 歳以上の世帯の中で 75 歳以上の２人世帯の割合は飯島区が 41.1%、田切区 37%、本郷区 43.2%、七久保区 38.6%という状況でございます。

この数字には、いずれも越百園など施設入所の皆さんを含んでおります。

坂本議員　ただいま詳しく数字を出されましたけれども、区ごとに微妙に高齢者世帯の割合が違うと思いますが、七久保が意外と、やはり１人世帯それから２人世帯が人口に対して高いのかなあという感じを思いました。

この数値をちょっと頭に入れていただいて、これから次の質問に入っていきますけれども、こういう数字的なところを見ながらも、やはり今後の政策は具体的なものを考えていっていただきたいと思います。

１―２に参ります。

令和２年度の行政報告書では、一般介護予防事業で 7767 の 65 歳以上の方を対象とした介護予防教室――いいじま健康塾、健幸教室、生きがい活動教室、また認知症カフェ、いちいの会などは平成 30 年度と比べ３割以上減っていると思われます。

先日、高齢者の男性の方がコロナにかからないように家にいて人に会うのを避けていると、鬱になりそうですと電話の中で話されていることが気にかかりました。こういった話を何人かの方から伺っております。どの方も独り暮らしか２人暮らしの高齢者世帯でございます。

コロナ下で各種事業が積極的にできない中、この状況をどのように考え、今後対応していくのかをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長　お答えいたします。

一般介護予防教室、またいちいの会などの高齢者の集まりについては、このコロナ下においては感染の状況により休止や自粛があり、予定していた回数ができないために参加者の数が減となっている状況がございます。

そのフォローといたしまして、一般介護予防事業につきましては、休止中においてもそれぞれの事業の委託先事業所において電話での安否確認やポスティング、郵送による体操等の介護予防を啓発するプリントを配布したりなど、フォローアップをしていただきました。

また、いちいの会に交付しております高齢者活動交付金につきましては、コロナ下による回数や人数の減に関しては交付の基準を緩和して交付をいたしているところでございます。

やはりコロナ下においては、重症化しやすいと言われております高齢者の集まりについては慎重な対応がやっぱり必要だというように考えております。

感染症の流行から２年以上がたちまして、参加される高齢者の皆さんにも本当に意識づけがなされてきておりまして、教室の休止や集まりの自粛について御理解いただいて協力をしていただいているところでございます。

今後につきましては、やはり感染状況、また国や県のほうの対応状況も見ながら、まずは感染症から命を守ること、そして健康を守っていくために感染の予防対策を継続しながら高齢者の皆さんが人と顔を合わせられるような取組を進めてまいりたいというように考えております。

坂本議員　今、現状について言っていただきましたが、やはり減っているということで、いちいの会のほうでは回数を減らしても活動交付金は出しているということなので、安心しております。

今後の事業においてはコロナの状況によって対応していくということでございました。

それでは１―３に行きます。

現在、保健師の訪問はどのようになっているのでしょうか。

社協に委託してある緊急医療情報キット支給事業も今はコロナ下で中止していると伺いました。

安否確認の電話かけは社協に委託していると質問書には書きましたが、これは社協の独自事業ということで、糸ぐるまの会の方たちがボランティアで社協に出向きましてそこから電話をかけていたのですが、これもコロナの状況で今はやっていなく、職員が登録されている方に社協サイドから電話をかけるということはやっているということでございました。でも、訪問できなければ、こういったこちらサイドから高齢者の方たちに電話をかけるというのは、感染リスクはなく積極的な対応だと私は思っております。

ただし、高齢で耳の不自由な方もいらっしゃいますので、全部の方たちが電話かけに対応できるかというと、そういうわけではございませんが。

この事業は社協では登録している方というふうにおっしゃいましたので、町としてはもう少しこれを広げた形の中で、社協に委託するのか、それとも町の保健業務の中で拡大していくのかということでございますが、その点はどういうふうに考えているでしょうか。拡大することを提案いたしますが、どうでしょうか。

健康福祉課長　まず初めに保健師等の訪問について町の状況のほうをお伝えいたします。

高齢者世帯への保健師等の訪問につきましては、現在、親族の方や民生委員、御近所の方などからの情報により様子うかがいが必要な方について地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師が対応をしているところでございます。

また、介護保険を申請している方については担当のケアマネジャーが対応をしているところでございます。

御質問のありました安否確認の電話かけを拡大したらということについてでございますけれども、議員の説明にもございましたとおり、こちらのほうの電話をかけるという事業については町から委託しているものではございませんが、社会福祉協議会において安心コールの事業を行っております。電話での安否確認の必要な方については、社会福祉協議会とも連携を取りながら支援につなげてまいりたいと思っております。

また、社協のほうに委託しております救急医療キットの配布支援事業につきましても、社協のほうと連携を取りながら対応をしているところでございます。

坂本議員　現状を聞きましたけれども、親族、民生委員の方からの様子うかがいの中で対応しているということでしたので、かなりコロナの中で用心されてこちらから訪問されているという現状はよく分かりました。

介護は介護の段階でケアマネジャーがそういうところに入って対応しているのは十分分かります。

私が言っているのは、意外と、要支援１・２とか、そういう状況の方たち、例えば先ほど１―２で言いましたような事業に出てこられる方たちというのは、やはり積極的に高齢化に対して自分で努力して運動したりとか、最近はウオーキングというか歩いている方も多いんですけれども、そういうふうに積極的な方たちはいいんですけれども、ちょっと引き籠もったりとか地域と交流がないという方たちが重症化していくのを私としては心配するんですけれども、そういう方たちに対する対応として電話は的確なんではないかと思うんですけれど、その点に関してはどうでしょうか。

健康福祉課長　様々な状況や課題があるかと思います。一概にそれが電話で解決するのかというと、そうでもない状況もあるかと思います。

健康福祉課の中では、それぞれの部局、高齢者だけではなくて、ひきこもりに対する対策、対応等々も行っておりまして、連携を取りながら事業をそれぞれ進めているところでございます。

しかしながら、それでは全ての高齢者の方をやはり町で全部見られるのかというと、そこはやはり厳しいところがございますので、そこはやはり地域の皆さんの力もお借りをするっていうところが一番大きなところかなあと思います。その中で支援に入る必要があるところは入れるような形を、健康福祉、ほかの部局とも連携を取って対応ができるような形を考えていきたいというふうに考えております。

坂本議員　分かりました。

ぜひ、民生委員、それから地域の方たちと連携を取りまして、このコロナ禍を乗り切っていただきたいと思います。健康な状況でこの状況を乗り切れるような対応をしていただきたいと思います。

次の１―４に行きます。

この質問をつくるに当たり、社協からの聞き取りの中では、コロナ下で実施できなかった事業費が削られる可能性があると言っておられました。社協の委託事業でございます、これは。委託されているので事業を行うつもりで仕事中に事務をしてそれの準備をしておるわけですけれども、それがコロナにより開催できないというわけで、それがどうい

うふうに評価されるかという部分で、社協サイドとしてはちょっと心配しておりました。

宮田村では、現在、尋ねましたら、コロナによる不可抗力として経費は削減しないと聞いております。

当町でも社協に対する対応、経費の部分で同じような対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長　町の社会福祉協議会については、高齢者に係る事業のほか、幾つかの事業を委託して業務を進めていただいているところでございます。

その中で、コロナ下においては計画どおり事業が実施できなかったこともございます。

委託している事業によりまして契約の内容が異なっております。それぞれの事業ごとに町と社会福祉協議会の双方で協議をいたしておりまして、事業費のほうを決定しております。ですので、一律に削減するというようなことはなくて、契約書ですとか仕様書の内容を踏まえて協議の上、対応を行っているところでございます。

坂本議員　社協に対する対応を聞きましたが、ぜひ、社協自身も経営体として職員を雇いながら福祉事業を回しておりますので、話合いの中で納得する中で、支払いに関しては責任を持っていただきたいと思います。

それでは１―５に行きたいと思います。

高齢者等買い物支援事業について尋ねます。

これは、担当の地域おこし協力隊員がこの２月末で卒業となります。それに伴いこの事業ができなくなります。これは高齢者支援の事業として、商品を頼んだ方は配達料なしで商品代のみ、買った品物のお金のみ支払うというものでした。

令和２年度の後半では月平均 100 件と、利用者が 15～16 人ほどいらっしゃるようですが、特に重たいものやかさばるものは大変助かっていると利用者からは聞いております。

現在、配達料は無料ですけれども、地域おこし協力隊員が辞めることによっていなくなるということで、お店のほうでは有料化しながらも何とか続けていきたいというようなお話もありますけれども、そこのところが、ちょっと私としては現在どういうふうな形になっているのか、ちょっとそこまではまだ聞いておりませんが。

配達料の負担を町が持ったとしても、とても高齢者は、特に車をこれからは持たない方も出てくると思いますので、介護支援っていうか、そういう部分ではいい事業だと思います。ぜひこの事業継続を求め、また経営者支援をしていただきたいと求めますけれども、その点はどうでしょうか。

健康福祉課長　地域おこし協力隊による高齢者等買い物支援対策事業は、議員の質問にもございましたとおり令和２年度よりＡコープ飯島店を拠点に事業を進めてまいったところですけれども、この３月末でもって事業のほうは終了といたします。

この事業につきましては、昨年より徐々に事業のほうが周知されてきておりまして、利用件数も増えてはきたところでございますけれども、事業を進めていく中で、町内ではまだまだ御近所の方や御家族、御親族の方の助け合い、また各種配食や配達サービスなどにより生活ができている方も多いということが分かってきたところでございます。

こちらのほうの事業については終了という形を取らせていただくんですけれども、こ

の事業のほうを利用されていた方々については、事業の終了をお知らせするとともに、事業の終了により困ることがないように調整を行ってきたところでございます。

買物に行くことができない方の支援、こちらのほうにつきましては、地域で暮らす高齢者の生活支援の１つとして捉えて、支援体制のほうを全体的な中で考えてまいりたいというように思っております。

坂本議員　もう少し詳しく聞きたいんですけれど、そうすると、生活支援の体制でサポートするというお話でしたけれども、具体的な内容、もう少し突っ込んだ内容を教えていただければと思います。

健康福祉課長　買物支援も含めて生活支援のほうの課題の１つと捉えております。

町では高齢者の方の生活の支援体制整備のほうを全体の地域の中で進めているところでございますので、その中でどういう形での支援を整えていくかっていうのを考えていくということでございます。

坂本議員　今のお話ですと、これから整えていくということで、では頼んでいる方たちはちょっと当分宙に浮いた形になるということになるんでしょうか。誰かがすぐ対応とか、そういうふうな形には現在なっていないっていう理解でいいんでしょうか。

健康福祉課長　今までこちらのほうの事業を利用されていた方につきましては、困らないような形を取るために調整を行ってきたところでございます。調整の中では、支援が必要だという方については別のものを紹介したり等、あとはお店のほうとの連携を取りながら対応のほうをしてきたところでございます。

坂本議員　ということは、お店のほうでは配達もどうしてもという方にはしていただけるというふうな話でいいんでしょうか。

健康福祉課長　後のお店のほうの対応はお店のほうでというところがあろうかと思いますけれども、そこら辺の調整はさせていただいたところでございます。ではお店で続けるかどうかというところまでは、町としてはそこまでは、続けてくださいっていうわけではないんですけれども、お店のほうの判断となるところがあるかと思います。

坂本議員　お店に余裕がある場合は続けられるかもしれないんですけど、人員の面、経費の面と考えたら無料というわけにはいかないような感じでございました。有料化でというようなお話も聞いております。

それで、１つ提案なんですけれども、これだけ１か月 100 件、使っている方たちは 15～16 人ということでしたけれども、もう少し拡大した、やめてしまうんではなく、拡大した考えとして、社協の方とも話をしたんですけれど、買物支援が必要な人は、車がないとか足が悪いとか、近所にすぐに来てくれるサポートできる親戚もいないとかっていう方もいらっしゃいます。そういう中で、今後増えていく可能性としては、１店舗だけの取扱いではなく、商工会とタッグを組んで、もう少し、下着とか、あと介護用おむつとか、テークアウトの弁当とかいう、そういう品目を増やした形の中で配達というのをやるというような、高齢者に対する買物支援という１つの事業、そういう形に私は持っていったほうがこれからの広がりが持てると思うんですけれども、そういうふうなことはできないのでしょうか。これは、ちょっと町長に聞きたいと思います。どうでしょう

か。

副 町 長　私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

今、御提案をいただいております飯島Ａコープの配達の関係につきましては終了ということで、それも含めてでございますけれども、今、お助隊の関係ですとか、そういうことで地区ごとに支援体制を構築していく格好になっております。

今、御提案のありました15人ぐらいの利用者の方、これにつきましても、詳細に調査いたしますとそれほど困っている方はそんなにいらっしゃらないという結果はうちのほうでも見てきております。その中で体制整備をしていかなきゃいけないというのは課題になってくるというふうに考えておりますので、地区ごとの買物支援、それから免許を持たない方の輸送ですとか、そういうものを含めたものをつくっていく必要はあるというふうに考えておりますので、その中で体制を整備していきたいというふうに思っております。

今の協力隊員が辞めてしまう部分につきましては、先ほど課長が申しましたように当面は困らない状況に調整をしてきたということでございますので、地区ごとの形の中で町としては考えながら、それは町でお金を出すのがいいのか、ポイント制でやるのか、そういうことをやっている方、そういうことも含めて考えていかなければならないなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

坂本議員　その15～16人の実態の状況も今のお話で伺いましたが、ぜひ、これから高齢化率が高くなるっていうことと、先ほどの一番最初で数値として出していただいたんですが、各区の世帯数に対して 20％あたりの１人２人暮らし世帯がいる状況が減ることはなく増えていくという状況の中で、どういうふうにこれらをサポートしていくかっていうのを総合的に見るのか、買物だけピックアップして事業としてやるのかは今後の課題だとは思いますが、その中でどういうふうな形になっていくのかっていうのを見極めて事業展開をしていっていただきたいと思います。

次に１―６に行きます。

高齢者のごみ出しの問題でございます。

これは、元年の６月の一般質問で、また令和２年の３月議会の社会文教分科会で、玄関先までの収集はできないのかという意見が出ておりました。町側の答弁では、高齢者支援サポーターや近所の人が対応しているので、町独自の仕組みを今後つくりたいという話でした。その後、具体的な対応の取組はされたのかを尋ねます。

もう一つは、ごみの収集所を増やしてほしいという意見もあります。これは、町内全域の中で住宅が増えてきているところもあります。そういうところにごみの集積所をつくるということも考えていただきたいわけで、これに対しては自治会からの要望があればごみの集積所は増やすことができるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長　それでは最初のごみ出しについての支援について、福祉に関わる状況についてをお答えいたします。

ごみ出しに関する支援の状況につきましては、昨年３月の議会一般質問の折に答弁したときの状況と変わりはなく、引き続きそれぞれの状況によりまして御親族ですとか近

所の方の助け合い、介護サービスの利用等々により対応をしているところでございます。

住民税務課長　ごみ収集所を増やすことの関係ですけれども、現在の町内の状況を申し上げます。ごみ収集所の箇所数を申し上げますと、可燃ごみが全体で 127 か所、資源プラスチックを含む不燃ごみの収集所が 132 か所、ペットボトルが 58 か所、瓶・缶・アルミ・蛍光管が同じく 58 か所となっております。

収集所の設置、移転及び廃止につきましては、基本的に自治会からの要請に基づいて対応させてきていただいております。

収集所の管理につきましては自治会にお願いをいたしておりまして、安易に収集所の数を増やすということは自治会の負担増にもつながってしまいますし、高齢者のごみ出しに関する問題につきましては単に収集所を増やすだけで解決されるものではないというふうに考えますけれども、現在の箇所数が充分であるかどうかについては、御高齢の方々の居住実態ですとか支援の手のあるなしにもよると思います。健康福祉課で把握をいたしております高齢者のごみ出しに係る困難状況について随時共有をいたしまして、地域の実情も踏まえ自治会から有効な設置場所として要請があった場合は、町として柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

坂本議員　ごみ出しは、生きていれば必ず、資源でもあるんですけど、ごみは出てくるわけで、これを深く深くやっていくとここからちょっと外れてしまいますのであまりは言いませんけれども。

高齢の１人２人暮らしっていうのは、今は今のお答えだと親戚か近所の対応でやっているということでしたけれども、これがなかなかできないおうちもあります。独りで親戚もいずという人もいますが、そういう方たちは本当に知り合いの方に頼んで、まあ自治会にも入っていないので、要するに駒ヶ根のあそこまで捨てに行っていただいているという方もいらっしゃいましたが。

全国の事例を見てみますと、既に高齢者の家の玄関先まで収集するという事業をやっているところがありました。福岡県の大木町では、全てのごみ、さっき言ったペットボトルとか、ペットは軽いのでいいんですけれども瓶、缶、あとは新聞とか、そういうのはすごく重たいわけでして、そういうのを玄関先まで収集する事業をやっておりました。これは無料でやっておりました。委託先はシルバー人材センターですが、基準は 65 歳以上で日常生活に介助、介護の必要な高齢者または障害者の独り暮らし世帯、そして同居人がいた場合でも相手が高齢者や虚弱者、年少者でごみを出すのが困難な世帯、またごみの収集に伺うことが特に必要と考えられる世帯に対しては、書類を出してシルバー人材センターに町が委託をし、週１回から月１回まで、ごみの量によって玄関先を回っているということでした。

長野県内でもやっておりました。佐久市、諏訪市、中野市。中野市は一部、資源ごみのほうだったんですけれども、佐久市、諏訪市では戸別回収ということをやっておりましたが、これは１回 100 円ということで、介護度３というふうな形の介護をつけた方の世帯に対して回るということでやっておりました。これは委託でやっていました。

ということで、これはすごく先進例ではあるとは思いますが、今の飯島の現状では―

―おうちとおうちとがくっついているところは近所の目が行くんですけれども、離れている、飯島町のように離れたところにおうちがあるところは今後課題となってくる事業だと思います。こういうふうな戸別回収に対する見解をお尋ねしたいと思います。

副 町 長　今の段階で戸別収集するかって言われましても、ちょっとまだそういうことを考えたことはございませんけれども、高齢化が進むにつれまして、町の支援だけで全部できるではないというふうに考えております。

今言われました長野県でやっている市町村、介護度３っていいますと、もう特養に入るような、そういうような格好の方がいらっしゃるのかなというふうに理解をいたしますけれども、そういうふうなところの条件をつけたりですとか、そういう部分もあるんじゃないかなというふうに考えております。

今年、令和４年度の今提案をさせていただいております予算の中に重層的支援の整備というのがございまして､これは包括で子どもから年寄りまでという流れでございます。包括支援センターを中心に動くというような事業なのかなというふうに理解をしておりますけれども、できるだけそういうことでやっていかないと介護費用が随分かさむというふうに考えておりまして、そこのところをどうカバーしていくかというのがお互い行政も含め助け合いの中でやっていくというふうにしないといけないんじゃないかなというふうに考えております。

また、議員の提案につきましても、そういう中で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

坂本議員　今回はここまでとしておきますが、今後はごみ全体に対してもうちょっと突っ込んだ質問を私はしたいと思っておりますので、ぜひ戸別回収の件はどこか頭の片隅に入れておいていただければと思います。

次に２に行きます。

「町の除雪範囲を広げることを求めるが」ということで、２―１でございます。公共施設の駐車場は、現在は誰がやっているのでしょうか、それについてお尋ねします。

総務課長　公共施設の駐車場の除雪につきましてでございますが、こちらは各施設の管理者が行っております。

例えば役場では始業時間に間に合うように早朝から職員が除雪をしております。

教育文化施設につきましては、教育委員会が行っているところでございます。

また、公民館等につきましては、施設管理者に除雪を行っていただいている状況でございます。

除雪の方法については、人力や機械などの利用等々、各施設によりまして様々でございますけれども、今後も施設管理者を中心に行ってまいりたいと思っております。

坂本議員　公共施設ということで、町の管理はいいんですけれども、公民館の施設管理の中での除雪に対する地域からの要望は特には出ておりませんか。

教育次長　公民館につきましては、それぞれの公民館の管理者を中心に除雪を行っていただいております。

地区によって体制は様々でして、区会が応援してくれるところもございますし、単独で公民館がかいているところもございます。

特段こちらのほうへ要望等はないものと認識しております。

坂本議員　では２―２に行きます。

生活道路の除雪は、農業者の高齢化とトラクターを持たない方が増え、今年の冬は何回も雪が降り、各自治会も苦労したと聞いております。

町はこの５年ほど除雪の範囲の変更はしていないようですが、自治会任せでは除雪が間に合わないところが出てきております。

令和２年３月の議会に町道の除雪作業対策で本郷区から請願が出ておりましたが、ここの請願の中では費用の部分と保険の部分、それから道路の勾配の急な日陰の区間を町の除雪対象にと求めておりましたけれども、この点、これが出たのは令和２年ですので２年前の話ですが、その点は改善されておるかどうかということです。

それからまた、今回の何度も降った雪に対して除雪ができなかったところが多いわけですけれど、その点に対して見解を聞きたいと思います。

建設水道課長　まず一般的な話をお話させていただきます。

町道の総延長ですけれども約 350 キロございます。そのうち町が行っておりますのは主要幹線約 50 キロでございます。それ以外の生活道路につきましては、区、自治会、また地域の皆様が一緒になって除雪体制を整えていただいておりまして、一体的に実施していただいておりまして、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

特に生活道路の除雪におけます地域の皆様の御協力は必要不可欠でございまして、自治会の道路の除雪の範囲を隣組単位で除雪していただいている現状もございます。

議員の御質問の冒頭にございましたけれども、高齢化やトラクターをお持ちでない方が増えているということは承知しております。

ただ、一例を申し上げますと、自治会のほうで宝くじコミュニティー補助金や町の除雪機購入補助を活用いただいておりまして、独自に除雪の機械をお使いになってやっていただいている事例もございます。

しかしながら、地域の担い手が減れば、当然、除雪に対する方法、また範囲の見直しも必要となってまいります。相談に乗りながら今後も地域の皆様と一体となって除雪してまいりたいと思います。

先ほど追加で御質問のございました本郷区からの請願につきましては、ちょっと私は把握しておりませんので、ちょっとこの場ではお答えしかねます。

坂本議員　分かりました。

質問の趣旨とはちょっと違うところで加えたわけですが。

ということは、聞きますけれど、この５年ほどの間、かれこれ７年前、2014 年がたくさん降った年だと認識しております。それ以降、雪がそんなに降っていない状況だったので安心していたのかもしれないですけれど、今年はたくさんではないですけど何度も降りましたから、本当に自治会としては苦労され、関わる方たちは苦労されておりました。

そういう中で、この５年ほど見直しはしていないという認識でいいんでしょうか。町の除雪範囲は広がっていないということなんでしょうか。

建設水道課長　範囲につきましては、見直しはしていなかったかと思います。

ただ、先ほども申しましたけれども、皆様の相談に乗りながら、例えば以前はうちがあったところがなくなったりしておりますので、また状況も変わっておるかと思いますので、御相談に乗りながら、また見直しが必要であればしていきたいと思っております。

坂本議員　見直しは地区ごとということですが、先ほど高齢者の話もしましたけれども、農業者も現実としてはトラクターを持っている方たちも減っているわけですよね。そういう現状の中で、もう地域の自治会頼みだけではいけないような状況がどんどん差し迫ってきていると思うわけです。

やっぱり雪があるときは皆さん早めに出かけていったりしますけれども、そういう中で、ほとんどがサラリーマン化しておりますので雪をかく方もかなり早くから起きて除雪作業を頑張ってやってくれていることは感謝いたしますけれど、そういう状況なので、今後のことを考えて計画的に、やはり町の守備範囲を広げていっていただきたいことを求めますけれど、どうでしょうか。

建設水道課長　先ほど申しましたけれども、全延長で350キロございます。そのうち50キロは町がやっていて手いっぱいの部分もございますので、当然、皆様の御協力がなければできません。

必要に応じてやるところはあるかと思いますけれども、原則は引き続き皆様の御協力をいただきながら除雪してまいりたいと思っております。

坂本議員　最後です。

２―３でありますが、広域農道２号線、与田切公園周辺の歩道の除雪は誰が行うのかを尋ねます。

この歩道は七久保区の中学生が何人かですが歩いている子どももいますので、利用することとなります。この除雪の責任は、町がやるのか、それともＰＴＡに任せるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

建設水道課長　広域２号線の歩道の除雪の関係でございます。

歩道につきましては、この４月から一般の方の利用はもちろんのこと、先ほど坂本議員が申されましたけれども、通学路として指定をするよう、現在、県のほうに工事をお願いしているところでございます。

除雪の関係ですけれども、これまでも歩道につきましては、利用されている自治会の皆様、また通学路となっている場合についてはＰＴＡの皆様の御協力をいただいているところでございます。

広域２号線の歩道につきましては、今後ですけれども、教育委員会、また学校、必要に応じて関係する自治会、ＰＴＡの皆様に御相談を申し上げ、総合的に検討していきたいと思っております。

議　　長　時間です。

〔坂本議員復席〕

議　　長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後１時30分といたします。休憩。

休　　憩　午前１１時５６分
再　　開　午後　１時３０分

議　　長　会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
１番　浜田稔議員。
〔浜田議員質問席へ移動〕

１番
浜田議員　それでは通告順に一般質問を行います。
１番目は「自治会・区会のスリム化はどこまで進んだか」という質問であります。
２か月ほど前にある町民の方から非常に強い意見をいただきました。初対面の方だったんですけれども、私が議員だということで、しばらく前に自治会長をやったけれども後任選びが大変だったと、このことを強く町に伝えてほしいというお話でした。
実はかなりしつこく今までも申し上げてきまして、実は今回の一般質問の通告書の裏にこれまでの関連する質問のリストを書いていますけど、相当しつこくやっているわけですけれども、まだ道半ばかなあというふうに思っております。
その一方、町がかなり積極的に自治組織の負担軽減に取り組んでこられたということは十分に認識しておりますし、私もかなり関わってきました。ですけれども、このことは恐らく自治会に関わった方々以外には意外に知られていないのかなあということも一方で感じています。ですので、若干知られている話も含めて経過を説明した上で、具体的な町側の見解を伺いたいと思っているんですけれども。
例えば2019年――令和元年の11月６日に自治組織の負担軽減に関する説明会というのが文化館の小ホールで行われました。地域創造課の地域係が主催で、区長、自治会長がこれに参加したということになっています。かなり今後の自治会の在り方に対する改革のプランが示されまして、実際にある程度進んでいたなあということをその当時は感じました。実はそのとき私は本郷第１の自治会長だったもんですから、非常に歓迎する内容だったということであります。
これに前後して、例えばローカルな話ですけれども、本郷区の中の自治会長の皆さんはかなり共同で連携して行動を起こしていまして、それとよくお互いに共鳴して問題が進んだかなあというふうに思っております。
お手元の資料に幾つかありますけれども、赤い判こたくさん押したもの、これは本１から本６までの自治会長の印ですけれども、これは安協に対して１つの自治会から２人の女性の委員を出すのはそろそろ負担だから半減してもらいたいという要望ですね。これは、その後、臨時総会が開かれて、このとおり実施されました。本１の自治会の皆さんはかなりこれに貢献したと思っています。その代わり、私の名前が一番上にあるんで首謀者かと思われたらしくて、実はそうではなくて、自治会長会のトップは伊藤さんっていう方だったんですけれども、そんなことがありました。

それから、先ほどの一般質問にも関係しますけれども、町にも請願を出しています、除雪作業の補助費ということで。特に本郷地区はかなり起伏が激しくて危険な作業のケースがあります。今のままだと保険金も払われないし、実際にかなり大変だということで、作業費の補助ももっと強めてほしい、それから保険制度について見直してほしい、それから先ほどもありましたけれども道路についてもある程度町で負担をしてほしいと、こんなことを要望しまして、そのうち一部は実現したというふうに私は認識しております。

実は、私は、今年、大変幸運なことに隣組の除雪の担当になりました。勤務のある方とペアなんですけれども、その方はさすがに出勤の関係があるんで朝雪が降り始めると出られないということで、私が半分以上を担当しましたかね。本１自治会の隣組なんですけれども、かなり距離があります。端から端まで１キロ、その道が３本あって、横道もかかなきゃいけない、両側をかくということになるとかなりの時間がかかります。それから、田んぼの土手に接しているもんですから土手との見分け方が非常に難しくて、下手をすると転落につながりかねないっていうことで、かなり慎重に作業しなければいけない、こんな実情があります。これは自治会の単位ではなくて隣組の単位だと、地域によっていろいろ違いはあるかもしれませんけど。こんなことで要望書を上げたということもあります。

それから、環境衛生自治会、これはかなり形骸化していたり、お金の支払いなんかで行ったり来たりしているということで、一回議会に請願書を上げるかというところまで行ったんですけど、多分、町のほうに要望が行って、これは改善されたと思っています。

そんなわけで、私の知っている時代についてはかなり前進したと思うんですけれども、その後、コロナやなにかがあってどうなってしまったかというのと、私も自治会の役から外れましたんで、一度このあたりでその後の町が関わる軽減策はどこまで進んだのか、ざっくり達成率でいってどのくらいなのか、それから残りがどのくらいなのか、このあたりを一度御説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

区会や自治会に対しまして町が関わっている事務事業の軽減策につきましては、令和元年度に自治組織の様々な役割について見直しや廃止、統合を行うなど、スリム化を図ってまいりました。

近年では、コロナ下において、町が開催する会議等につきましてはできるだけ参集いただかなくてもできる方式とするなど、創意工夫して実施してきておるところでございます。

しかしながら、まだまだ検討の余地がある部分もございますので、区会や自治会の皆様方と協議する中で軽減策を検討してまいりたいと考えております。

お尋ねの進捗状況の詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長　区会、自治会の負担軽減策につきましては、平成 30 年度以降、38 項目を掲げて取り

組んでまいっております。そのうち今年度までに軽減を実施したものは32項目になり、達成率は約84%となっております。残りの６項目ですが、そのうち一部を軽減したものが３項目、軽減が難しいものが３項目となっておりまして、一部の軽減も含めて軽減を図ったものを合計しますと全体の約 92%は対応がそれなりにできているということでございます。

また、今年度は、新たな軽減策としまして、町へ提出をお願いしていた申請書の廃止、また各部署がそれぞれの時期に自治会等へ振込をしていた補助金等を可能な部分について地域創造課が一括で取りまとめまして自治会等への振込を行うなど、新たな軽減策も予定しております。

今後も自治組織の活動がやりやすくなるよう改善を進めてまいりたいと思っております。

浜田議員　何か予想していたよりもすばらしい数字なので、安心しましたと言っていいのかどうなのか、よく分からないですけど。

それでしたら、念のために、残っている項目、多分難しい項目が残っているのかなあと思いますけど、その具体的な内容をお聞かせいただけますでしょうか。

地域創造課長　３つ一応あるんですが、１つが人権教育推進協議会という教育委員会所管のもの、これについて委員の見直しというふうになっておりますが、これはちょっといろいろと規約等があってなかなかすぐにはいかないという点、それから上下水道運営審議会、水神祭等への委員の出席、これもちょっとまだ実現していないというところ、それから最後は緑の募金の関係、こちらについては、ちょっと検討はしましたがいまだ未解決と、この３項目が課題として取り組めなかったものでございます。

浜田議員　そうですか。そうすると、多分自治会長の皆さんには例年ですとアンケート調査をやって満足度みたいなのを調べると思うんですけれども、今年度はまだなんでしょうかね。もし、昨年度でも今年度でも、その結果が出ているんだったら御紹介いただけますでしょうか。つまり、町としてはここまでやったということなんですが、それは逆に負担をしょってきた区長さん、自治会長さんから見て満足のできる中身だという結果になっているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

地域創造課長　その成果についてよかったというお声はいただいておりませんが、もうちょっとという言葉も、このコロナ下ですので、あまり反応がなかったというのが事実かなと。ただ、声のない中でもよかったと思っていただいているところもあるのかなあという想像もしますが、ちょっとそういった声が届いておりませんので、詳しくちょっと把握はできない状況でございます。

浜田議員　それでは、１―１は、そういうことで町側の取組についての進捗については理解いたしました。

それで、１―２、残された課題は何かということで、今、一部いただきましたけれども、実は１―２は、単に残りの何%をどうするかという話だけではなくて、コロナ感染症の中で自治組織の在り方に対するいろんな考え方が新たに生まれたと言っていいのか、明らかになったと言っていいのか、出てきたような気がするんです。

ちょうど１年前に議員有志でコロナに関するアンケート調査を行いました。町民の皆さんから約300件近い回答をいただいて、そのうち、たしか50件ぐらいが自治組織や近隣とのお付き合いに関する意見だったと思います。そのうちの３分の２ぐらいは、やらなくていい事業や行事がこんなにあったのかという、そんな御意見、もちろん、あとの３分の１ぐらいは、そういったことも含めてですけれども、一方で近所とのつながりが薄れているような気がして心配だという御意見、こんな中身でした。

似たような議論は、先月の議会の常任委員会の中でコロナの問題を議論する中でそれなりに話題になりました。

ですので、恐らく私の推測では、幸いにして例えばコロナの問題が片づいたとしても、やはり元の姿には戻らないんじゃないかと、それから逆に、なおも必要ではない様々な事業っていうものの見直しが進むんではないかというふうに思っておりますけれども、こういったことを把握しておられるのか。

あるいは、上部団体がやっているもののお付き合いの組織というのも結構ありますよね。防犯協会ですとか、安協も一部はそういうところがあるんですけれども、そういったものについても、形ではなくて、本当にすっぱりと要らないものは要らないというふうに言う時期に差しかかっているような気がするんですけれども、こういった問題についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

地域創造課長　通告に残された課題は何かというところがありますので、ちょっと若干一般論としてお答えしたいと思います。

先ほど３つの例を申し上げましたが、対策が難しい事例としましては、区会や自治会それぞれに考え方が違うというものがあった場合には、なかなか統一して改善ができないということがございます。

また、地元の意見をお聞きしなければならない場合など、地域の意見を集約していただき、代表の区長さんや自治会長さんのお名前で書類を提出いただくことが住民の皆さんにとっても負担が少なく効率がいいと、そういうような、一人一人聞くっていうよりも取りまとめていただいて１枚の紙を出していただく、それのほうがいいのかなあという事例もあってなかなか進まないという事例もございます。

また、上部団体や関係団体の協力依頼に基づくもの、これについては町との関係性がちょっと構築されていて町主導の簡略化は難しいということもございまして、これは双方、お互いの関係機関で協議していかないとなかなか進まないのかなあと、このような課題を考えております。

残された課題についてはいろいろあり、また新しい課題もどんどん出てくると思いますけれども、区長さんや自治会長さんなどと情報共有しながら解決策を模索していくことになろうかというふうに思います。

先ほどのコロナ下でやらなくてもいいもの、そういうような考え方も出てきているということで、そのことは我々も感じております。

ただ、自治組織は、そこに住む皆さん自身、自らが自分たちの暮らしやすい地域をつくっていくと、そういうものだと思っております。そのためには環境整備も必要かもし

れませんし、災害時には助け合わなければならない、たまには懇親を深めることもいいんじゃないかと。

誰かがやっぱりトップになって代表になって組織を運営していくから、ほかの方々はその分その仕事をしなくても何とかなるというのが組織をつくっている１つの理由かなというふうにも考えられます。飯島町も自治組織の１つと考えれば、トップがいて、それぞれの役割を担って自治組織が成り立っているということかと思います。

今の飯島町をつくってきた先人の皆様の努力、これで今の地域があると考えると、やっぱり一番大きな土台っていうのが地域のコミュニティーじゃなかったのかなあというふうにも感じております。今この町に暮らしている皆様がどんな地域コミュニティーをつくり上げて後世につなげていくか、これについては、今までどおりでいいとは思いませんし、思いっ切り新しいのがいいのか、そこら辺はよくよく皆さんで意見を交わしながら行政も一緒になって地域自治について考えていかないといけないかなあというふうに思っております。

浜田議員　お考えは分かりました。

自治組織の在り方についてはもう少し深く掘り下げたいところでありますけれども、今回は負担軽減に限定しましたので、今の説明で１番目の質問は終わりたいと思います。

次は、それに関係することでもありますけれども「防災訓練の見直しを」という内容であります。

これも、かなりしつこく今までも聞いてまいりました。

具体的な内容は何かというと、一番の中心は、飯島町の防災訓練の場合には町と各自治会の間に区が入る格好になっています。それでいいのかというのが２番目の質問の２―１の質問であります、これは以前にも一般質問させていただいておりますけれども。

お手元の資料に説明がありますけれども、お手元の資料の絵の丸でくくったところが市とか町村、要するに基礎自治体です。丸の外側が自治会、これは言ってみれば任意団体ですね。

当時、総務産業委員会は防災先進地の静岡県を視察に参りました。２つの市を視察したんだというふうに記憶しています。それ以外に、私はつながりがあったので別の市にも問合せをかけましたけれども、どこも自治会と市は直結であるという答えでした。つまりどういうことかというと、例えば大きな市の場合には支所というのがございますけれども、支所には常に職員の方がいらっしゃいます。災害があった場合には特に支所の近くに住んでいる職員の方が支所に駆けつけることになっている。いずれにしても行政そのものが各自治会と直結すると。当然、自治会連合とかがあるのでしょうという話をお尋ねしたこともあるんですけれども、自治会連合というのは幾つかの自治体の複合体で、市の場合にはそういう形が多いんですけれども、そこを通すことはないというのがお答えでした。

それに対して、飯島町の場合には一旦区に情報を収集することになっています。それで区から役場へということになっているわけですけれども、区の機能から見て、私はこれには相当無理があると考えています。

といいますのは、常駐する職員がいらっしゃるわけではない、通信機能も十分ではございません。それから、要支援者に対する情報も個人情報だということでふだんは持っていません。そういう制限の中で、いざ発災したときにその情報を一手に区が引き受けられるのかという現実的な問題があります。

それから、もう一つは、公務員ではないわけですから、災害補償をはじめ様々な点で公務員と同じ責任は負えないと思います、任意団体ですので。町の防災計画の中にもそういったことは一切規定されていません。区の責任は、指定管理されている公民館の避難所の開設と、それから七久保を除けば水路も管理しているわけですから水路の管理責任は区にありますけれども、中継ぎする責任というのは防災計画の中にはなかった、私は全文検索しましたけれどもありませんでした。そこにこういう仕事を委ねていいのかというのがもう一つの問題です。

さらに言えば、区は必ずしも防災の単位で形成されているわけではありません。御存じのように本郷でも第１から第３まで、一番下の天竜川から七久保のすぐ隣の本１までは 100 メートルを超える段差があって、本郷公民館に集まるということは上のほうの自治会の人間にとってみれば極めて危険なことです。ところが、訓練のときにはそこに集まるように言われているんですよね。大変不合理なことが進んでいるわけです。

ですので、この問題は見直す必要があるんではないかというふうに申し上げておりまして、当時、町長からは、災害の生じ方によっても対応の仕方は様々で、全て区に任せるような一元的な考え方は危険だと思うと、様々な場合を想定して区の意向も聞きながら研究したいという答弁をいただいていまして、２―１の質問は、その研究結果が一体どのようになったのか、区の意向はどうだったのかということをお尋ねするものです。

以上、お伺いいたします。

町　　長　本件につきましては平成 31 年３月議会におきまして一般質問をいただいております。

この間、単発的な大雨による自主避難所の開設等では町が一元的に対応したケースもございますけれども、それ以外の今後想定される大規模災害発生時や全町的な防災訓練等におきましては、町災害対策本部が各自主防災会の状況確認や安否確認、被災状況の直接的な集約を行うことは体制的にも人員的にも困難であるのが実態でございます。

有事の際におきましては、災害発生箇所の状況や地域コミュニティーの確保等について地域の皆様方がより詳細に掌握できる側面もありますので、情報が煩雑化しやすい状況下においては、町は地元からの整理された情報を得ることにより迅速な対応につなげたいと考えております。

また、これとは別に区と自治会との連携をより強化することが必要であるといった意見もいただいております。したがいまして、大規模災害発生時には各地区における被災状況の取りまとめ等につきましては区長様はじめ区の役員の皆様方の御協力をいただくことが必要と考えておりますので、これまで同様に御理解と御協力をお願いするものでございます。

ということでございますので、地域の被災状況の詳細な情報の取りまとめは地元の区に委ねたいと、その後の対応については町が行うということが今後整備されていくんだ

ろうというふうに思っております。

浜田議員　前と答弁はあまり変わっていないような気がするんですけれども、正直言って現実的ではないと私は思っています。

私のいる本１は、かなり段差もあり、特に日陰坂という三六災害ではこの地域で唯一死者の出た地域も含んでおりまして、防災にはかなり気を使って様々な議論をしてきたつもりです。その結果、本１自治会は正副自治会長をはじめ各隣組長それから農家組合長は全てトランシーバーを持っています。そのトランシーバーは町まで直通の能力がある、以前、町が各自治会に配ったのと同じトランシーバーです。訓練のときにはそれの相互通信の確認もやっています。そういったことでそれぞれの隣組長さんたちはそれなりに訓練を受けているんですが、以前、区との通信連絡をやったときには、実は全く不十分でした。１つは、区のトランシーバーの台数が限られているから６自治会全体を同時に受けるわけにはいかない。それと、率直に言って慣れておられないということも判明しました。

ですので、机上の議論では町長のおっしゃるようなことかもしれませんけれども、現実には、混乱した状況の下では機能しないんではないかというふうに私は思っています。

町が大変だということは分かりますけれども、正確な情報を一刻も早く集約するためには、やはり町がそれなりの能力を持つべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

町　　長　防災につきましては、非常に今、各自治会、区とも、真剣に防災の体制をどのように取り組むかということを研究し出し始めております。それで、中心が各自治会も今までは区の公民館等に一まとめで避難してくださいと、こういうお話でしたけれども、一番の最寄りのところっていうのはやっぱり自治会の公民館等ではないかということで、自治会単位の防災について最近は認識が高まってきております。その辺を集約して、今後、自治会が避難場所を設定し、それからどうしていくか、今までは公民館へ集まってくださいということでしたんで、今後、各自治会の防災の在り方等が研究されてくると今の議員のおっしゃられるような場面も必要かというふうに思っております。

浜田議員　お考えは分かりました。

ぜひ、私も防災の単位としては隣組か、広げても自治会単位だというふうに思っています、もちろん自治会の規模にもよりますけれども。

お手元の資料の２ページ目を御覧いただきたいんですが、ちょうど私が自治会長のときに防災訓練を実施した報告書を町のほうにも提出しています、１ページではなくて多分５～６ページあったと思いますけれども。その中で、実は隣組単位で――まだ県の指導もなかった時代だと思いますけれども、避難経路の検討会を行ってもらったんですね、全部隣組に分かれて。それぞれにハザードマップをお渡しして――本１の地域でも実は本郷堤が決壊するとそれなりに危険な場所があります、避難経路として。そういったことも頭に入れながらどのように避難するかという意見をいただきました。

その結論が、お手元の資料の一番最後にちょっと黄色でマーキングしていますけれども、警戒レベル３が発令された場合の避難先について集約を行ったところ、まずは本１

集会所に集まることだと。それから、その先はＢ＆Ｇであろうという意見が大半で、本郷公民館まで下りていくという意見は一切ありませんでした。

これは、当時、危機管理係にも、それから本郷自主防災会のほうにもこの書面を提出しています。けれども、その後の大雨のときも含めて、実はＢ＆Ｇでの開催は一切なくて、それから、そもそも本１自治会が提出したこの書面に対する回答もいただいていないような気がします。ですので、今日ここでお答えをいただく必要はないかもしれませんけれども、一つ一つの自治会が検討したこういう問題に関しては、ぜひ具体的な回答を寄せていただきたいということを求めておきたいと思います。

それから、２―２に入ります。２―２は行事を省いて実践的な訓練と防災体制をという中身でありますけれども。

これも、実は町がかなり積極的に自治会単位でということを呼びかけたことはあるんですが、やや元に戻りつつあるなあという気がします。

一体、毎年行われる８月９月の防災訓練は、これは訓練なのか行事なのかと。非常に悩ましいケースがあるんですね。

例えば、私のところのことだけ申し上げて恐縮ですけれども、本１自治会からは本郷区の防災訓練に何人かが招集されます、区会議員さんですとか女性部長さんですとか、いろんな役の方が。

ですので、この報告書の中にもあるように、実は全部で 47 世帯 79 人が避難しましたと。総世帯数が 55 戸なんで、かなり、よほど高齢の世帯以外は全て訓練に参加したんですが、その中の５名の方が本郷区のほうに出かけていったんですよ。つまり、現場で、自治会の中で一番戦力になる方が別の訓練に参加されている。訓練っていうのは、ある意味では危機が迫ったときに体で反応することを求めるのが訓練の１つですよね。それが訓練の場合には別々になってしまうと、こういうやり方でいいのかと。

特に女性部の方が下に下りていかれる理由は炊き出し訓練なんですね。これは多分、日赤奉仕団がこれをやらないと形がつかないというお付き合い的な要素があると思うんですけれども。

実はこれについても、本１自治会には防災先進地の静岡県で本当の本当の訓練をなさってきた方がいらして、炊き出しのやり方についても大きな改革を行いました。ビニール袋の中にお米を入れて、下味をつけて、それを釜の中に入れてゆでると、一番衛生的で、どこでもできるやり方です。これは多分どこかでもやったんじゃないかと思うんですけれども、こういうやり方をむしろ身につけたほうが混乱している現場の中では有効じゃないかと思います。そういうことがあるのに公民館に行って非常に難しい装置を引っ張り出して炊き出し訓練をやるというのは、どちらかというと私には行事に見えてしようがないわけですね。

そうではなくて、もうこの際、すっぱりと自治会単位で本当の訓練に集中してやるような計画をつくってはいかがかなあと。

町のほうから来る、何ていいますか、各区に対する説明の書類というのは、実は前例踏襲型なんですね、ページ編成から中身から文書に至るまで。そろそろ見直してはどう

かと思いますけれども、こういうことに対するお考えはいかがでしょうか。

総務課長　地震総合防災訓練についてでございますが、今年度の訓練で申し上げますと、訓練計画としましては、町から避難所開設訓練や防災資材の設置組立て訓練など実践的な訓練内容をお示しした中で、各自主防災会で企画、計画をして準備を進めていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のために各家庭での訓練というふうに変更をせざるを得なかったのが今年でございます。

その後、11月の防災全体説明会では、防災の資材設置の組立て訓練を自治会長さんの皆さんに体験をしていただいて、その経験を自主防災会に持ち帰っていただいております。

確かに町でお示しをする部分もございますけれども、さっきおっしゃられました炊き出しのとき米を袋に入れてそれをお湯に入れて御飯を作るっていうのは、昨年ですかね、七久保の区でもやっているということもお聞きしていますし、それぞれの区や自治会で工夫を凝らしてやっていただいているというふうに思っております。

浜田議員　あまり細かいことをしつこくは言いませんけれども、防災設備の組立てっていうのも、もう随分昔に区が買った半分壊れかけたようなものを組み立てるというのが実は本郷の実態だったりします。

そのくらいの設備はむしろ自治会のほうで持っていましてね、例えば担架っていうのは役に立たないということでアルミの組立て式のリヤカーを入れ、それから高齢者が夜間を安全に保温して過ごせるような保温のマットレスだとか、そういうものはもう自治会で整備しています。むしろ、そこを強化して、形ばかりの訓練は極力省くように求めたいと思います。

まあ、これ以上やると、また行ったり来たりになりますので。

副 町 長　浜田さんのおっしゃるとおり、自主的に避難していただくには自治会単位が一番早いかなあというふうに思っております。

町でも、皆さんのほうから御要望いただいたりして、今年４月には防災の専門官をお一人入れようかなあと思っておりまして、一応対応していこうと考えております。

前の自治会組織を中心にと言ったときには、防災リーダーですとか、そういうものを構築する時期だったというふうに私は承知しています。そういう考え方もなかった時代だったかなというふうに思っておりまして、そのときにはどうしても自治会単位でやっていくのがいいというのが国、県の方針でございましたので、そういうものをお願いして自治会としてやってもらった。

ちょっと形骸化してきたのは確かにあるなというふうに自覚をしておりますので、そこら辺も含めて実践的な訓練になるように、危機管理を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

浜田議員　全体に歩調がそろってきたという認識でありますので、ぜひもう一歩進めていただくことを求めて、３番目の質問に移りたいと思います。

３番目は「新型コロナ感染症への対応を問う」ということです。

昨日も含めまして様々な切り口からの御意見があったように思います。

アフターコロナといって、もう既に何事もなかったかのような時代がやってくるという見方もあれば、共存するしかないのかなというふうな見方もあったりして、そこは単なる予想にとどまらざるを得ないところはあるんですけれども。

まず１点、現状を確認するために資料を準備しました。お手元の３ページ目になります。

今のオミクロン株は重症化しないということで、全体を楽観的に考える見方があるんじゃないかということを私はちょっと心配しています。

一番上のグラフは、感染率でいうと様々な議論が生じるので、死亡者数のグラフを掲げています。

アメリカは依然として悪い状態にあります。赤のグラフです。

それから、ブラジルはなぜか減っています。なぜかと言う必要もありませんけど。

それから、ブルーの２番目に高いグラフに見えるのがロシアですね。戦争をやっている場合じゃないだろうというふうにつくづく思うわけですし、それから軍事の組織の中で当然集団感染は起こるだろうと思っているんですけれども、収まる気配がないと。

ドイツも決していい状態とは言えない。

これが現在の進行状況で、世界中がオミクロン株で安定な方向に向かっているとはとても言えない状況がここには描かれています。これは３月６日ですから、かなり最近のデータまで含んでいます。世界はこんな状況だと。

それで、日本はどうかというのが真ん中のグラフであります。

これも感染者数ではなくて死者数を入れています。

赤が首都圏、灰色が地方、それ以外のところの死者です。

これを見ると、明らかに依然として現在の状況でも、昨年の年明け、それから５月の時点、それから９月のオリンピックを終えた状態、このときよりもはるかに状態が悪いと。

それで、ピークアウトしているかという議論もありますけれども、決して楽観視できる状態には依然としてないということが死者の動向から見てもうかがえると思います。

では、身近なところはどうなのかっていうことですけれども、一番下のグラフです。

これは長野日報のデータをちょっとまとめ直したものですけれども、長野県は全体として減少傾向にあると言っていいのかなあと思いますけれども、上伊那は逆に増加傾向にあります。

つまり、幾つかの数字をちょこまかといじって警戒レベル幾つというのもいいんですけれども、それだけではなくて、大きなトレンドから見れば決して楽観的に夢を語れる状況ではないんじゃないかなあというふうに思います。

そんな中で、委員会で町にヒアリングを行いました。まだまとめが行われていないんで、私の認識だけということになりますけれども、率直に言って、コロナ感染症に対する情報は町が中抜きされているのかなっていうふうに懸念するような状況ですね。要するに、保健所は県の機関ですから、県が丁寧な情報を町に伝えない限り全体的な状況は伝わってこないと。

県のほうも、たしか１月 21 日を境に、詳細な情報を出す手間がないということで県のホームページを見ても分かんなくなったんですね。その前は、私はかなり丁寧にたどっていました。いつものように、大体パターンは決まっていて、北信か佐久あたりから、要するに新幹線の駅から徐々に感染が広がって、茅野ですとか松本ですとか、そういったところを経由して上伊那に入ってくると、それは感染第何例、第何例っていうのをたどっていくと大体見えてくるわけですよね。その結果、上伊那がどんな危険な状態になっているのか、それが脱出できるのかっていうのはそれなりに読めたんですけれども、それも分かんなくなってきていると、伝わってきていないというのが現状じゃないかと思います。それが１つ。

もう一つは、感染の懸念があった場合に町の皆さんはどこにどういうふうに相談すればいいのかということが実は十分に伝えられていないんではないのかなあというふうに思うわけです。

私自身、この間に２度ほど発熱しました。ふだん、毎年はそんなことはほとんどなくて議会も休んだことがないんですが、気が弱いだけじゃなくて体も弱ってきたのかなあというふうにつくづく思うわけですけれども。

そのときは特に議会が迫っていて、私自身が保菌者になってしまったまま議会に出るのは非常にまずいだろうということで、その都度、検査を受けました。

ところが、１回目は後で聞いたら抗原定性検査だったんですね、一番感度の悪いやつです。ただし、専門の医師が一応スマホで顔を見ながら問診をして、ほかの症状も総合的に診て安全だろうということで、議会は欠席することになりましたけれども、一応陰性判定をいただいたと。ただ、判定のやり方としてはかなりぬるいと思っています。

２回目は今回の議会です。初日に遅刻しましたけれども、さすがにそれではまずかろうということで、あるうわさを頼りにＰＣＲ検査を受けたということであります。ＰＣＲ検査は２桁３桁感度がいいですから、それで陰性判定だったので今日もここにこうしているわけですけれども。

やはり自分が感染者だった場合に本当に責任を持てる行動を取ろうとしたら、やはりきちんとした情報が伝わらないとまずいかなというふうに思っています。

そういう意味で、お手元の資料の４ページ目、これは私がかなり注目した情報です。

下伊那なんですけれども、松川・高森・阿南町、それから喬木村の感染警戒レベルを５に引き上げますというときに県の感染症対策本部がその地域に伝えた資料の一部です。

特に注目するべきは、町の防災無線やいいちゃんメールと違って――あれは失礼ですけれども町民に注意を呼びかけるだけなんですね。だけれども、この資料では、県が実施することが何かと、要するに県の側の責任を明示したという点では注目に値する資料だったと思っています。

その１が「①陽性者を早期に発見し、感染拡大を防止します」ということで、「○　積極的疫学調査によるＰＣＲ検査等を広範に実施します」、それから「○　感染リスクが高い特定の業種の方等に対し、必要に応じて、無症状の場合も含めＰＣＲ等検査を受けるよう呼び掛け、集中的な検査を実施します」、これは飲食店ですとか、あるいは様々な施

設の運営者ですとか、あるいは教育機関ですとか、そういうところだろうと思います。もう一つが「○　感染不安を感じる無症状の方に受けていただく無料検査について、南信州圏域における実施体制の拡大を図ります」と、こういう内容ですね。

つまり、自分の防御だけではなくて、県として積極的に感染の疫学的な調査、要するに公衆衛生としての検査を行うということを明確に記した文書だったんです。

私はこれに注目して、その後、県のホームページをさんざん検索したんですが、この文書は見当たりませんでした。それが現状かなと思っています。

つまりどういうことかというと、県もこのスタート時点、つまり１月 11 日時点、爆発的な感染が予感されていた時点でこれほど積極的なことを言っていたんですけれども、実際にはその後ついていけなくなったのかなと。

もし仮にそうだとすれば、やはり長期的な展望を持って県の組織を組み替えてでも保健所を強化すべきだし、それから、一方で町にも協力を求めてもっと疫学的な調査、つまりどんなルートで来ているのか、それから集団的な組織――役場も含めてですけれども、クラスターが発生していないかどうかについて徹底的な職員の検査を行うとか、こういうことを事前にやるべきだと思うんですけれども、実際にはどっちかというと後追いの検査にとどまっている。

日本の陽性率って 40％ぐらいなんですね。世界に冠たる高さです。何を意味しているかというと、検査している人はほとんどがかかっている。逆に言うと、かかった人とその周囲しか調べていない。つまり、無症状の感染者を探すところまで検査がたどり着いていないっていうのが現状じゃないかと思うんです。

ですので、いろいろ言いましたけれども、やはり、もっと県に対して豊富な情報を求めることと同時に、町民の皆さんがどこに行けば十分な検査を受けられるのかをもっと広報すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

町　　長　今回のオミクロン株について、上伊那広域連合でも保健所の先生を交えた中で、また昭和伊南総合病院の村岡先生の情報、この辺を私の今の記憶の中でたどってみると、まず今回のオミクロン株は非常に感染しやすい。感染しやすいということは、速い、スピードが速いということが言えます。ですから、ＰＣＲ検査をしている、結果が出る間にどんどん広がっていっていると、こういうことらしいです。検査に２日３日かかりますんで、その間に感染していくんです。

それでまた徹底して検査しろとおっしゃいましたけれども、県の場合には、症状がなくても近くで発症者があった場合、あるいは陽性者が出た場合、自分が不安だなあと思ったらどんどん来てくださいと、無償で検査しますと、こういうことを徹底してやっておりました。そのおかげで検査待ちが今は起きている。こういうことで、今は全然関係ない人がＰＣＲ検査やって、もう手いっぱいであると、こういう状況が生まれている、こういう話を聞きました。したがって、これがやっぱり現場の現状であろうというふうに思っています。

人間が防衛する、準備を整える、検査して待ち受けるよりも、よっぽどウイルスのスピードのほうが速い、この現実はやっぱり認識しなきゃいけないというふうに思ってお

ります。

浜田議員　時間ですので……。

議　　長　あと 40 秒あります。

浜田議員　では、資料で出させていただきます。保健所の見解は間違っていると思います。(笑声)

以上で終わります。

〔浜田議員復席〕

議　　長　９番　坂井活広議員。

〔坂井議員質問席へ移動〕

議　　長　何ですか。

９番
坂井議員　これを低いやつに変えてほしいんですけれども。

議　　長　暫時休憩とします。

休　　憩　午後２時２１分

再　　開　午後２時２２分

議　　長　再開します。

一般質問を続けます。

坂井議員　それでは通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

まず、すみません、環境循環ライフ構想プロジェクトにおけるということが質問なんですけど、最初に文言の訂正をさせていただきます。

「③分散型木質バイオマス熱電供給」、これは「併給」、「供給」ではなくて「併給」の誤りです。

あとは「⑨木質バイオマスエネルギーによる熱供給」、これも「熱併給」です。

では始めさせていただきます。

私は「環境循環ライフ構想プロジェクトにおける「木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務」について」質問をさせていただきます。

まず最初に、なぜこのことを質問するのかといいますと、今回、ここにも書いてありますけど、かなり細かいことを聞いております。これは、ここにいる職員の方、そして議員の方に木質バイオマスに対する理解を深めていただくということを目的としております。

人口も減ってお店も減っていく町に対して、若い人がＵターンしたりＩターンしたりするのかというと、私はなかなか難しいんじゃないかと思っております。

新しい産業を起こすっていう観点からも木質バイオマスエネルギー事業っていうのは将来性のある事業だというふうに私は考えておりますので、今回はこれを取り上げさせていただきました。

では質問させていただきます。

資料１を御覧ください。

資料１は、これは令和４年度の予算概要ですね。

資料１の左下の「(新) 木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務」という箇所なんですけれども、ここに1,100万円の予算がついて、こういったことを行いますというふうに書いてあるんですけれども、この木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務では、

木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーによる電力供給・熱供給を実現させるため、公共施設が集中するエリアや道の駅及び農業施設等において、平時の業務等への利用・災害時における電力供給を視野に入れた資源量調査・実現可能性調査を行います。

ということで、ちょっと正直、この資料を一見しただけでは何を行うのかよく分かりません。

そもそも、まず一番最初に木質バイオマスとは一体何なのかをお答えください。

〔下平町長登壇〕

町　　長　お答えいたします。

環境循環ライフ構想の中のバイオマス発電についてのお尋ねでございます。

令和４年度の事業のプロジェクトの関係でございまして、まだ町民の皆様も耳慣れない言葉が出てくるかと思います。これを集中的に質問していくと、こういうことでございますので、これも町民の皆様に理解していただくいいきっかけかなあというふうに思っておりますので、しっかりと答えてまいりたいと思っております。

この事業につきましては、飯島町の森林資源を有効活用できないか、あるいはまたエネルギーの地産地消にも結びつけたいというところからスタートしております。これを行うことによって、森林整備を進めることで森林環境の整備や災害発生の抑止などを図れることから、資源の活用以外でも大きな効果があると考えております。

具体的な内容につきましては担当課長より丁寧に説明させていただきます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長　それでは御説明申し上げます。

バイオマスのバイオというのは生物資源のことをいいます。また、マスはその量を示しているものでございます。

石油などの化石燃料を除きます再生可能な生物由来の有機性資源、このことをバイオマスといっているようです。したがいまして、木質バイオマスとは木材由来の再生可能な有機性資源ということになります。

坂井議員　木材由来の再生可能エネルギーということで､要するに木っていうことなんですかね。そういう理解でよろしいんでしょうか。

地域創造課長　そのとおりで結構だと思います。

坂井議員　では続いて②に移ります。

これも資料１の左下のほうに書いてあることなんですけれども、収集した木材を「土場乾燥→チップ化」というに記載されているんですけれども、これは具体的にどのような手続なのでしょうか、お答えください。

地域創造課長　木材は成長に多くの水分が必要な生物でありまして、吸い上げた水を細胞内に蓄えていると。生木の重さに対してどれだけの水を蓄えているかの割合を含水率と申しますが、この含水率は樹種や季節により当然異なってまいりますけれども、杉は約56%、ヒノキは約52%と言われております。切った直後の木は、その重さの約半分は水分であるということですので、そのままではなかなか燃えないと。したがいまして、水分を抜くために丸太のまま一定期間自然乾燥をさせますが、その乾燥させる場所のことを土場というふうに呼んでおります。

土場で乾燥させた木材を発電の燃料とするためには、均一にスライスした切削チップやペレットへ加工し、最終的に含水率を15%以下まで持っていく必要がございます。このような処理を行って木質燃料が作られていくということでございます。

坂井議員　今の説明をまとめますと、木を燃やすということでエネルギーを発生させると、木を燃やすに当たっては、水がたくさん含まれていると燃えにくくなるということで、これを含水率というふうに呼んでいると思うんですけど、含水率を下げるために土場を使って乾燥させると、それをより乾かすために細かくスライスすると、これがチップ化というという理解でよろしいでしょうか。

地域創造課長　そのとおりで結構です。

坂井議員　乾燥方法には、土場乾燥のほかに人工乾燥という方法があると思うんですけれども、土場乾燥を採用した理由をお答えください。

地域創造課長　採用したということではなくて、そういう方法があるという説明を申し上げております。

ただ、自然乾燥でなければ実質的に熱を加えて乾燥させる方法もありますが、当然それには経費もかかり施設もかかりということですので、自然乾燥が一番効率のいいやり方ということでございます。

坂井議員　では続いて③に移ります。

分散型木質バイオマス熱電併給による熱利用、電力利用、売電とは、これも資料1の左下に書いてあることですけれども、分散型木質バイオマス熱電併給による熱利用、電力利用、売電とは具体的にどのような手続なのかお答えください。

地域創造課長　まず分散型というのは、何か所も行うという、そういう意味で分散型というふうに表現しております。

現在､熱や電気を必要とする公共施設などに併設をして50キロワット程度の比較的小規模な木質バイオマス発電を設置することを検討しております。

50 キロワット1基において得られるエネルギーは、使用する燃料が発生させるカロリーを仮に100というふうにした場合、約25%が電気へ変わってまいります。これは一般家庭90世帯分の年間消費電力量に相当すると言われます。

そのほかの約60%が熱に変わり、重油9万リットル相当の燃料となると言われております。

電気につきましては発電施設の周辺施設への電力供給や災害時の電源への活用などを検討しておりますが、ＦＩＴ制度というのがありますので――売電制度ですが――これ

を活用して全部売ってしまうということも考えております。

熱の利用につきましてはいろいろな利用方法がございます。電気よりも多くエネルギーが発生する熱の有効利用がこの事業を成功させる最も重要な要素であると考えております。

坂井議員　ＦＩＴ制度を使って売電も考えているっていうことなんですけど、これは固定買取り制度という理解でよろしいかというのが１点と、あと、熱電併給ということなんで、熱だけじゃなくて電気も木質バイオマスを使って供給するというか、生み出すという理解でよろしいんでしょうか。

地域創造課長　ＦＩＴ制度は固定買取り制度、おっしゃるとおりでございます。

また、今回検討しているのは、木質バイオマスを使いまして電気を発電させること、またそこから発生する熱、両方とも利用していきたいということで検討しております。

坂井議員　すみません。先ほどあったように小規模な発電ということを考えているということなんですけれども、これは、昨日、久保島議員への質問にもお答えがあったように、最初は飯島町で２メガワットの発電をする予定だったけれども県からいろいろ指導があって小規模発電に切り替えたということなんでしょうか、お答えください。

地域創造課長　大手民間企業における計画、これは前に説明したとおり民間企業の事情もございまして頓挫した、白紙になったということで、当初の我々の計画はできないということになりましたけれども、決して木質バイオマスを利用した発電事業を諦めたわけではございませんので、それに代わるものとしてどういったものが一番いいのかなと考えたところ、大きなものを造るよりも、先ほどから申し上げているとおり既存の施設の併設した形で比較的小さい発電施設を造れば――売電はどこでやってもいいんですが――先ほど言ったように60％という熱の利用が一番可能であるということから、そういったものに取り組んでいったらどうかという検討になってきたということでございます。

坂井議員　そうすると、最初は大手民間企業の協力を得て大規模な発電を考えていたけれども、そこは結局頓挫してしまったということで、現在は小規模な発電に方針転換をしたという理解でよろしいでしょうか。

地域創造課長　流れとしては、結果的にそういうことでございます。

坂井議員　では続いて④に移ります。

飯島町には木質バイオマスが存在するのか、もしくは木質バイオマスというのは町外から取得するのか、お答えください。

地域創造課長　発電に利用する木質バイオマスは、木材を乾燥させて砕いてチップやペレットにすると、先ほど説明したとおりでございます。その製品が町内にあるかと言われればございませんけれども、原材料となる木材は町内の山林にたくさんあるわけですので、町内にあるといえばあるということでございます。

坂井議員　その点に関しまして、ちょっと資料はつけていないですけど、令和２年の飯島町の森林整備（変更）計画によると、飯島町は森林に恵まれていて、「森林面積は 6,274.72ha で町の総面積の 72％を占めている。」というふうに記載があります。

6,274 ヘクタールってどのくらいかっていうと大体東京ドームが 1,342 個ぐらいとい

うことなんですけれども、ここを利用するのかなというふうに思うんですけれども、これは山林だけでしょうか、それとも保安林も含めてということでしょうか、お答えください。

地域創造課長　木質バイオマスの原料にする材については、町有林もありますし民有林もある、例を言えば、間伐した材の中で未利用材が出たものを利用するというのが１つのやり方かと思います。

保安林につきましては、これは規制がかかっておりますので、そういうのはないというのと、国有林等が飯島町は結構森林の中にありますので、そこら辺の利用できるのかといえば、ちょっと協議が必要になってくる、国の管轄になってまいりますので。

そういった考え方で、町有林、民有林の材を使っていきたいと思います。

坂井議員　では続いて⑤に移ります。

これも資料１に書いてあることなんですけれども、資源量調査を行うというふうに記載があるんですけれども、資源量調査は具体的にどのように行われるのでしょうか、お答えください。

地域創造課長　森林資源量の把握でございますが、飯島町の森林基本図における材積量、それから長野県が行った航空レーダー計測におけます資源量を基に机上での調査を行っていきたいというふうに考えております。

坂井議員　では、続いて⑥ですね。

実現可能性調査、これも資料１に書いてありますけれども、実現可能性調査というのは、これはどのように行われるのかお答えください。

地域創造課長　木質バイオマスエネルギー共有事業を具体化させるためには、山から木を切り出し運んで乾燥させて加工する、こういった生産側のコストの計算、それから今度は電力線や熱導管、エネルギー方式の変換などによります施設の改修、こういった消費する側のコスト計算も必要となってまいります。そのコストと売電売上げ、熱供給売上げなどの収入面、これを比較して業として成り立つのかを調査してまいります。

坂井議員　続いて⑦です。

資源量調査と実現可能性調査の概要についてはある程度分かりましたけれども、資源量調査及び実現可能性調査の終了時期はいつ頃を予定しているのでしょうか、お答えください。

地域創造課長　来年度中に完成させる予定でございます。

坂井議員　令和４年度中っていうことでよろしいですか。（地域創造課長「はい」と呼ぶ）分かりました。

では⑧に移ります。

飯島町における木質バイオマス発電等による平時の業務等への利用とは具体的にどのような業務への利用を想定しているのか、これについても同じように資料１の左下に書かれていることであります。具体的に飯島町における熱利用、電力利用方法としてはどのような利用を想定しているのかお答えください。

地域創造課長　例えば公共施設が集中するエリアに発電所を設置した場合、そのエリアで現在使用し

ている電気を大手電力会社から買うのではなくそこで発電した地域でつくった電気を地域で消費する、このことを想定しておりますので、電力が置き換わるだけで、何かその施設の業務が変わるということではございません。

また、発電した電力に余剰がある場合には電力会社に売電し、再生可能エネルギー由来の電力として付加価値をつけることも可能かと思います。

一方、熱利用については、施設内の冷暖房への活用や農業用ハウス、温泉施設の加温、陸上養殖など、様々な選択肢がございます。ただし、その熱を施設内に供給する熱道管の敷設コストは非常に高価なものでありまして、できるだけ短い距離で設置することが必要かというふうに考えております。

事業を進めるためには採算性をしっかり検討していかなければなりません。特に熱をどう利用するかが大きな課題となりますので、飯島町における最適な熱利用の方法について研究を進めているところでございます。

坂井議員　そうすると、電力に関しては既存の施設への供給を念頭に置いていて、業務の転換だったり何か新たな業務だったりをするっていうことは考えていないということで、一方、熱については必ずしもそうではないということなんでしょうか。

地域創造課長　例を申しますと、例えば役場近くに発電所を１つ造ったとすれば、役場庁舎、文化館、できれば公共施設、学校等に電気も熱も供給していきたいというのが１つの例かなというふうに思います。

また、敷設する例えば農業用施設のところに発電施設を造ったとすれば、そこでまた電力も使うでしょうし、熱も使うだろうし、そういったことを今想定しております。

というのは、発電施設を造ってその周りにまた何か造っていきましょうという考え方なのか、利用する施設に発電所をつけるのか、この両方ともありだと思うんです。どちらも研究をしてまいりたいというふうに思っております。

坂井議員　そうすると、発電所が先か、それとも施設を造ってそこに発電所を造るのかっていうことはこれから検討していくということの理解でよろしいでしょうか。

地域創造課長　それで結構でございます。

坂井議員　それでは⑨に移ります。

先ほどの答弁にもあったんですけれども、木質バイオマスエネルギーによる熱併給が実現すればお湯を沸かすということも可能になります。

その上で資料２を御覧いただきたいんですけれども、資料２は厚生労働省が作成した「収益力の向上に向けた取組みのヒント」といって、これはいろんな事業者向けに作っているんですけれども、公衆浴場宛てに作ったのが資料２になります。

資料２の３ページ目を見ていただきたいんですけれども、銭湯の経営の主な課題として上げられているものが３つありまして、①は客数の減少、これは自家風呂、要するにいろんな全ての人の家にお風呂があるので、もう別にあえて銭湯に行く必要がなくなったっていうことで客数が減少しているっていうことですね。これは歴史的に、それは仕方ないことかなあとは思っております。もともと銭湯っていうのは、公衆衛生、要するに自宅にお風呂をみんなが持っていない時代に始まったものなので、みんながお風呂を

持つようになったら減っていくのは仕方ないかなというふうに思っております。

大事なのはその次で、②に燃料費の上昇っていうのがありまして、燃料は基本的に重油を使っているということです、銭湯は。重油というのは基本的に輸入に頼っているので、どうしてもコスト、価格が安定しないっていうことで、油の価格が上がれば上がるし、そういった意味で燃料費の上昇っていうことが銭湯の経営課題の第２に上げられております。

私自身が行った近隣の温泉施設――これは銭湯と温泉の両方含みますけれども、温泉施設に対する聞き取り調査では、お客さんが銭湯に来る一番の理由は「人とコミュニケーションが取れるから」というものでした。

現在、飯島町には温泉施設が１つしかないです。そこも夜間しか営業していなくて、日中営業しているというところはありません。

源泉を掘り当てるっていうことも考えられるんですけれども、それは、もう正直、運任せな部分が否めないかなというふうに思っております。

そして、新たに町外から人を呼び、かつ町民の憩いの場――なぜ憩いの場というふうに言うかというと、家にお風呂があるんであれば、正直、家で風呂に入ればいいはずで、じゃあ何で外に行ってわざわざ入るんだっていうと、それはそこで人とのコミュニケーションが取れるからであるということを私は考えておりますし、銭湯に来る一番の理由は「人とコミュニケーションが取れるから」ものというのが一番多かったです。そういう意味で町民の憩いの場にもなるというふうに私は考えます。さらに大気中の二酸化炭素濃度を増やさないというメリットもあります。

したがいまして、私はスーパー銭湯の誘致を図るべきじゃないかというふうに考えております。ここで銭湯と言わずにスーパー銭湯と言ったのは、銭湯というのはもう価格が決まっておりますので、もう県でこれ以上は上げちゃいけないというふうに決まっておりますので、それは商売としてどうかなあという部分もありますので、今特にはやっているのがスーパー銭湯でして、これは資料の２の２ページ目にも書いてあるんですけれども、もう一般消費者のほとんどは銭湯よりもスーパー銭湯に行くというふうな時代になっております。

資料３、高山市においては実際に熱供給事業による温泉の運営も図っております。

私は、第三セクターという面も考えられるかもしれないですけれども、町外から人を呼ぶ、かつ町民の憩いの場としてスーパー銭湯を誘致もしくは開設するべきだと考えますが、町側の見解をお願いします。

町　　長　木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーは、木を燃やしてそのエネルギーを電気や熱として利用するエネルギー事業でもあり、お湯として活用することは理にかなっておると思います。この熱源を利用してスーパー銭湯を運営したいという民間企業が現れれば、大変ありがたいことだと思っております。

町が直接入浴施設を運営することにつきましては今のところ考えておりませんが、住民の皆様の要望や福祉的な面から見ても有効な施設の１つではないかと思っておるところでございます。

上伊那８市町村の中で温泉施設がないのは飯島町だけでございます。私も町長になる前は、なぜ飯島町にはないんだと非常に残念な思いをしたところでございます。当時の人に聞いてみると、調査すると、やはり温泉の出る可能性のある場所、掘る場所が見当たらないということだったそうでございます。

今、このコロナ禍の中で、私が町長になっておるんですけれども、飯島を除く７市町村は温泉施設が非常に重荷になっております。いつ閉鎖するのか、いつほかに売却するのかと、こういうことで、会議に行ってもその話が出て、私はその話に入れない（笑声）この優越感というか、逆にね、そんなものを感じてしまっておるところなんですけれども、それはそれでよかったなあ、助かったなあと思っております。

しかし、町民の皆様方が松川の温泉とか駒ヶ根へみんな出向いていらっしゃる、これもよく分かります、楽しみにしておるんだなあということはね。ですから、この熱の利用をどのようにしたら負担なく町民の皆様にも親しんでいただけるかということが１つの課題になるかなあというふうに思います。

ただいまは、いろいろの質問をいただく中で、バイオマスという発電のところまでこぎつけていただいて、議員におかれましては温泉施設を造りたいんだなと、そういう気持ちが伝わってきたわけでございます。

ぜひ、こういう事業に協力してくれる方がおって、この範囲だったらまだ利益が取れる範囲だというところが研究できればできましょうし、また、１つの方法としてはＢ＆Ｇのプールを温水プールにするとか、あるいはそこの生協にお風呂がございますので、あそこでたいて発電しながら電気を供給しお風呂に使っていただけるとか、そういうことも細かな措置をいろいろ取っていけるかなあというふうに思っています。

可能性のある事業でございますので、今後、お若いところでいろいろ御意見をいただきたいなあというふうに思っています。

一生懸命研究してまいりたいと思っています。

ありがとうございました。

坂井議員　今コストの話が出ましたので、最後に資料４を御覧いただきたいんですけれども、資料４の３ページ目、これは富山県の南砺市、これは市が行っている温泉なんですけれども――すみません、ちょっと話は戻りますけれども。その温浴施設に私が聞き取りに行ったところ、本当に補助金がないともうやっていけないという声が多かったですね。本当に市からもたくさんのお金が出ているということで、経営自体は赤字だというふうなことでした。

すみません、戻ります。資料４の３ページ目、これは南砺市なんですけれども、この⑧というところ、ここは重油から木質ペレットだきボイラーに変更した温浴施設なんですけれども、ここには平成27年度に設置した桜ヶ池クアガーデンではＬＰガス使用量が年間83％減少したというデータが出ております。

すみません。資料４は、これは林野庁のものになります。林野庁の「木質バイオマス熱利用・熱電併給事例集」というところから抜粋しております。

続いて資料４の最終ページ、これは高知県の四万十市なんですけれども、四万十市が

行っているわけではなくて民間が行っているものなんです。これも重油から木質バイオマスに変更したということで、これも⑧を見ていただきたいんですけれども、これは温泉施設にかかる年間経費を70%削減ということですね。また、安定供給を図るために森林の伐採をする業者と契約を締結したということで、生産者の所得向上ということで生産者も利益が上がったというふうな事例があります。

すみません。私の仕事の話なんですけれども、仕事柄、相続案件をよく扱うんですけれども、本当に山林というのはもう皆さんの押しつけ合いになっていまして、本当にもう要らない要らないということで、何も有効活用されていないなというのが正直現状です。自治体に寄附したらどうですかと言うと、いつも、いや、それは断られるっていうことで、自治体も管理が大変で利用価値が低い山林は要らないのかなあというふうには思うんですけれども、今後は町としても山林の有効活用っていうことを前提にしていただいて、普通にガスを使うより木質バイオマスのほうが経費削減されるということはもう幾つものデータから見て取れることですので、今後、木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務を進行するに当たっては、温泉施設の開設もしくは誘致ということもぜひ念頭に置いた上で検討を進めていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

〔坂井議員復席〕

議　　長　日程第２　発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11番　宮脇寛行議員。

〔宮脇議員登壇〕

11番
宮脇議員　それでは、発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について提案理由を説明いたします。

ロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始し、昨日まででもう12日になっております。

また、連日のように、町が破壊される様子、これが報道され、非常につらい思いをしております。ついに原子力施設への攻撃も行われました。

また、この間にウクライナから隣国に避難した人たちは今朝までに170万人というような報道もされております。

世界各地でロシアへの抗議のデモが行われ、国連総会ではロシア非難決議が採択されましたが、今もロシアによるウクライナへの攻撃は続いております。このような行動は、明らかにウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会の秩序と平和、安全を脅かすものであり、容認できるものではありません。

よって、当町議会においてもロシアによるウクライナへの武力攻撃を強く非難しロシア軍の速やかな撤退を求めるとともに、政府に対し関係各国と連携して避難民の保護と人道的支援を講じるよう求めるものであります。

なお、当議会としても少額ではありますが義援金を送りたいと考えております。

また、行政側でも同様の対応を検討願えればと考えており、また地元より義援金を考えているがどのようにしたらいいかという問合せがありました。このことも併せてお願いをしていきたいと、そんなふうに考えております。

議員全員の皆様の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

以上。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

１番
浜田議員　決議案文に加えて、今の提案者が付け加えられた義援金の話は、私も町民の皆さんからそういうお話は伺っています。ただし、議員は公職選挙法の縛りがあってうかつにお金を預かるわけにはいかないと、そういう問題もあります。

それで、こんな提案を考えているんですが、今週は天気がよさそうなので、例えばお昼休みに、ドライブスルーでも何でもいいですから、ウクライナの旗でも掲げて、町民の皆さんに３日間ぐらい来ていただいて、そこで例えば募金を行うというのを議会と行政とで協力してどこかでやってはどうかというふうに考えるんですけれども、そういうことも含めて御意見があれば付け加えていただければと思いますけど。

議　　長　今は発議者に対する質問でありますので、答えられるようでしたらお答えください。

11番
宮脇議員　そうですね。本当に地元から、もう86歳ぐらいの女性ですかね、私のところへ来て、義援金を持ってきたけれどもどうしたらいいかと言われたことがあったので、できれば、今、浜田議員が言われたようなことを行って、持ってきやすいような形ができればいいかなあと、そんなふうに思っています。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔宮脇議員復席〕

議　　長　それでは、ただいま出た質疑につきましては、議事録に掲載されるいわゆる提出者の思いの中に加えるということで御理解をいただいて、それでは、これから討論を行います。

討論ありませんか。

５番
坂本議員　賛成の立場で討論いたします。

長野県内ではウクライナの人が長野市のほうにいらっしゃいまして、その方たちが、現在、やはりロシアに対するこういった抗議の声とともに募金活動も始めております。

また、県内では佐久市とかが社協を通じて日赤のほうの募金箱を作って１か月ほどや

るというようなことも話が出てきております。

そういう中で、やはり、決議文もいいかと思いますが、現実的に多くの方たちが着の身着のままで隣国へ逃げておりますので、ぜひ皆さんにそういうお金の面でも御協力願えればと思います。

この決議文に賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散　　会　午後３時０６分

令和４年３月飯島町議会定例会議事日程（第４号）

令和４年３月１８日　午前９時１０分　開議

１　開議宣告

１　議事日程の報告

日程第１　諸般の報告
日程第２　第 17 号議案　令和４年度飯島町一般会計予算
日程第３　第 18 号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第４　第 19 号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　第 20 号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第６　第 21 号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算
日程第７　第 22 号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算
日程第８　請願・陳情等の処理について
日程第９　議会閉会中の委員会継続調査について

令和４年３月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第１号）

令和４年３月１８日

追加日程第１　発議第２号　「基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書」の提出について

１　町長挨拶

１　閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	浜田　稔	２番	久保島　巌
３番	片桐　剛	４番	吉川　順平
５番	坂本　紀子	６番	星野　晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内　学
９番	坂井　活広	１０番	伊藤　秀明
１１番	宮脇　寛行	１２番	折山　誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委　任　者
飯島町長　下平　洋一	副町長　宮下　寛 総務課長　大島　朋子 企画政策課長　座光寺満輝 住民税務課長　松澤　京子 健康福祉課長　藤木真由美 産業振興課長　堀越　康寛 建設水道課長　那須野一郎 地域創造課長　久保田浩克 会計管理者　松村　和夫 企画政策課財政係長　小林　正司
飯島町教育委員会 教育長　澤井　淳	教育次長　片桐　雅之
飯島町代表監査委員　本多　昇	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者　議会事務局長　林　潤
議会事務局書記　吉澤　知子

本会議再開

開　　議　　令和４年３月１８日　午前９時１０分

事務局長　　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「おはようございます」）御着席ください。（一同着席）

議　　長　　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

今定例会も本日をもって最終日となりました。

会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして大変御熱心な審議、審査をいただいて感謝を申し上げます。

去る３月４日の本会議におきまして特別委員会へ付託をいたしました新年度予算案件６件につきまして委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出をされております。本日はこの委員長報告に基づく審議を願うこととなっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。

なお、本多代表監査委員におかれましては、年度末の御多用の中、御出席をいただき、ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

議　　長　　日程第１　諸般の報告はありません。

議　　長　　日程第２　第 17 号議案　令和４年度飯島町一般会計予算

日程第３　第 18 号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第４　第 19 号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５　第 20 号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第６　第 21 号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算

日程第７　第 22 号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算

以上、第 17 号議案から第 22 号議案までの令和４年度会計予算６議案を一括して議題といたします。

本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

〔片桐予算特別委員長登壇〕

予算特別委員長　　それでは予算特別委員会の報告をいたします。

３月４日の本会議において本委員会へ付託された第 17 号議案　令和４年度飯島町一般会計予算、第 18 号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第 19 号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第 20 号議案　令和４年度飯島町介護保

険特別会計予算、第21号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算、第22号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算の６議案について、同日に委員会を開催、総務産業・社会文教分科会を設置いたしました。

３月９日に財政状況等について総括的な説明を受け、３月10日から14日まで分科会を開催、説明員として所管課職員の出席を求め審議を行いました。

３月16日には委員会を開催、分科会主査報告と質疑を行い、その後、理事者に出席を求め総括質疑を行った後、討論、採決を行い、結果についてはお手元の報告書のとおりです。全て可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において出された主な質疑は次のとおりです。

総務産業分科会主査報告に対する質疑。

問い１「光をそそぐマイホーム補助金について、住宅の建築場所についての質疑、これはあったか」。

答え「申請に基づくものであるため、場所に関する質疑はなかった」。

問い２「町営住宅の一部取壊しについて、町営住宅に実際に住んでいる人への対応について」。

答え「北梅戸は住民ニーズに合っていないとのこと及び公営住宅は低所得者のための住宅であることを考えて運営するよう伝えた」。

問い３「道の駅田切の里への支援について、具体的な加工品の内容は」。

答え「加工品については現段階では具体的な品目は上げられない。検討品としてプリン、ゼリーのようなものが上がっている」。

問い４、今後の飯島町営業部の方向性に関する質問。

答え「昨年時点で課長から各部に対して今後どうするかという質問を投げかけている段階である」。

問い５「事業承継支援補助金の内容は何か」。

答え「事業承継時に税理士、弁護士等に支払いがあった場合の補助をするものである」。

続きまして社会文教分科会主査報告に対する質疑。

問い１「町税が増となっているが、コロナの影響があるのではないか」。

答え「令和３年12月時点で算定をしたが、コロナの影響はなかったとのこと。また、コロナ減税が令和３年度で終了による税収を加味している」。

問い２「いいちゃん健康ポイントの評価が難しいとのことだが、廃止は考えていないのか」。

答え「関心はあり有効であったとのこと。女性120人の方でポイントが満点であった」。

問い３「成人年齢引下げによる若者の消費者トラブルへの対応は」。

答え「電話でのサポートや消費生活センターが駒ヶ根にできるという旨の広報をしていく」。

問い４「青少年問題協議会とは何か」。

答え「主に非行等の対策について話し合う。現在は非行よりもひきこもり等の対策が必要ではないかという意見を伝えた。高校生のケアについては教育委員会が検討中であ

る」。

問い５「教員住宅取壊しの話は出なかったのか」。

答え「壊すという話も出たが、リフォームをして継続使用するとのこと。ただし、耐震性のない住宅に対しては壊す予定とのことである」。

続いて全体で出された質疑について。

問い１「今回の予算は飯島町の 10 年後 20 年後を見据えたものなのか。社会文教分科会では町道整備と商店誘致が連動しているかについての質問は出されたのか」。

答え「社会文教分科会では、そのような質問は出されなかった」。

問い２「総務産業分科会で空き家についての質問は出されたか」。

答え「把握している空き家は約 190 軒、小修繕で使用できる空き家は３割程度である。修繕不可の空き家については解体費の補助を出していく」。

問い３「議場への大型モニター設置の質問の趣旨は」。

答え「資料を出してくる議員が多くなった。そのため傍聴者にも分かりやすい議会のためにモニター設置をする必要があると考え質問をした」。

続いて理事者に対する総括質疑。

問い１「今後の基金の考え方は。財政調整基金の 10 億円は続けていくのか」。

答え「10 億円という額は目安に基づいている。10 億円を維持しようということにこだわっているわけではない」。

問い２「同じ事業を複数の課で行っているのは非効率ではないか」。

答え「課長同士が常に意見を交換しており、情報共有はできている」。

問い３「役場職員も議場へタブレットを持参することはどうか」。

答え「庁舎内の通信環境が整備された時点で行いたいと考える」。

問い４「町税が 7,200 万円以上増額となっている。当初から増額するのではなく、実態が分かってから増額補正すればよいのではないか」。

答え「令和３年度当初予算は低めにしたが、実際は落ち込みが少なかった。固定資産税に関して４年度からコロナ減税もなくなったための数字である」。

問い５「都市計画をはじめとする町の中の配置の計画について」。

答え「計画の変更は早期にやっていくべきだと考える」。

問い６「今後の楽天への出店をどう考えるか」。

答え「電商取引は 20 兆円を超す。コロナでさらに伸びている。今後もさらに伸びると予想される。そのため電商取引の重要性は今後も増していく。出品してそれで満足ということは考えていない。電商取引で収集したメールアドレスを使ってＢｔｏＣなども促進し、さらに売上げ増加を図りたい。そのため、すぐに楽天出店を取りやめるということは考えていない」。

問い７「保育園給食センターの会計年度任用職員の処遇改善は。正規職員の配置は」。

答え「処遇自体は上げている。正規職員も１人配置をする」。

問い８「上伊那広域でのごみの分別はどうするのか」。

答え「分別を徹底し過ぎると、逆に人件費がかかる。現在検討中である」。

問い９「協力隊による買物支援がなくなるが、買物支援を今後はどうするのか」。

答え「協力隊が帰ってしまったのは残念である。買物支援は続けていきたい。本当に買物ができなくなっているのは１軒である。現在のところ買物支援に協力隊の起用は考えていない」。

以上であります。

議　　長　これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

片桐委員長、自席へお戻りください。

〔片桐予算特別委員長降壇〕

議　　長　以上で令和４年度予算関係６議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第 17 号議案　令和４年度飯島町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

２番
久保島議員　私は賛成の立場で意見を申し上げます。

令和４年度予算策定に当たって基金の取崩し等も考えて行い各種事業を計画されたことに対しては、必要な基金残高にとらわれないと、要するに基金を保持していくんだっていうことにはとらわれないという姿勢、両方とも評価するものでございます。

ただ、令和４年度予算のアピールに仕方で町民の皆さんからは少し違和感を覚えるという声をお聞きしておりますので、お伝えをいたしたいと思います。

今回の予算については、町外の人向けの予算だよね、町民無視だっていうような厳しい意見があることも事実でございます。それは、表面に出てくるのがワーケーション、移住促進、定住者のマイホーム補助、それから取得奨励金といった外から来る人を優遇して守り保護するような予算に見えると。内容をよく見てみますと、そうした部分だけではないんですね。主なものは町民の福祉向上に寄与しようということになっているんですが、アピールの仕方が少し誤解を招いている。

町民が飯島町に住んでよかったと、子どもたちが飯島町に生まれてよかったと、そんなように思えるような、言えるような町民の満足度、幸福度を向上させる町民予算になっていけば、おのずと町民自らが営業マンとなって飯島町をＰＲしてくれる。その結果、移住・定住も増えてくる、人口増にもなってくるというふうに思っているわけなんですね。だから、町民を味方につけないといけない、そのことだけはぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思っております。

今後ともアピールについては飯島町に住んでよかったと思える人を増やして、今住んでいる町民を決してないがしろにしていないんだということをしっかりと表現していただきたい。したがって、今の町のあらゆる施策の移住者限定とかＩＵターン限定とか、それから年齢制限とか来訪者限定とかっていうようなことについては撤廃をして、町民が誰でも享受できるんだということにぜひともプラッシュアップしていただきたい、そのことを求め、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。

５番
坂本議員　賛成の立場で討論いたします。

長年の懸案でありました給食センターが予定どおり年度内に竣工し、そこで働く方々の処遇も何人かの議員の改善要求により実現されたことは喜ばしいことです。

しかし、現在の衛生基準に従い旧センターより 1.5 倍ほど広くなった中で仕事をするわけで、やってみないと分からないと言われております。これからも働く現場の声に耳を傾けていただき、人員の面では対応していただきたい。

また、地域に開かれた給食センターとなることを期待いたします。

そして、移動図書館車もやっと予算計上されました。そこで働く方々や本を読まれる子どもたちにとっても大変喜ばしいことであります。これもよいことだと思います。

もう一つ、先ほど久保島議員も言いましたけれども、環境循環ライフ構想推進室ができまして２年目となるわけですけれども、そこにはワーケーション事業、アグリイノベーション 2030、そして木質バイオマス事業が盛り込まれております。どれを取っても裾野が広い内容であります。事業が散漫にならないよう内容を見定めて着実に実行していただきたい。

特にワーケーションは１億円余りの税金を投入して立ち上げているわけでありますが、現在はコロナの中で事業展開も活発にできない状況であります。住民の方々からは注目されている事業であります。何とか地域の方々に受け入れてもらえる取組となるよう職員一丸となって頑張っていただきたい。よい事業となるよう期待いたし、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

７番
三浦議員　それでは賛成の立場で討論をしたいと思います。

一般質問で提案をしてまいりました高齢による難聴に対する補聴器購入補助が新規事業として設けられました。

また、保育士、学校給食センター調理員の処遇改善が行われ、給食センターに正規職員が配置をされていることです。

また、いいじま☆すこやか子育て応援事業の保育園の給食費の無償化、子育て世帯０―３歳上下水道関連応援事業、長年の懸案だった移動図書館車の更新を評価するものです。

コロナ禍はまだまだ続くと思います。

ロシアのウクライナ侵略の影響で住民生活は物価上昇などでさらに厳しいものになると考えられます。

家の籠もることの多いコロナ下で、心身ともに住民の健康維持管理に配慮を求めます。対応するための職員体制の強化が必要と考えます。住民と近いところで情報が入る部署であり、専門職が自宅訪問し対応する事例が増加すると予想されます。地域包括支援センターの職員の過重な負担とならないように実情に合った職員体制となるよう配慮を求めるものです。

長引くコロナ下で事業者が営業を続けていけるよう、相談しやすい窓口と個々の状況に合ったきめ細かい支援ができるよう窓口の充実を求め、住民生活と暮らし最優先の町政を進めるように求めて、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。

１番
浜田議員　本一般会計に賛成する立場で討論いたします。

昨年度より様々な新しい施策が打ち出され、これは全体として町民の皆さんに元気を与える内容だというふうに思っています。

ただ、初年度ではありませんので、事業執行に当たっては、起承転結といいますか、ＰＤＣＡといいますか、進捗とその財政的な根拠については正確に成果を町民に報告しながら成功に導くように求めるものであります。

それから、今回、道の駅への支援がかなり長時間の議論になりました。結果としては、町が特別に追加的な支援をするんではないというお話でありましたので、これはカットするものでありますけれども、ぜひ町民に分かりやすい説明を求めるものであります。

それから、もう一つは、宅地造成や新しい企業の誘致等も含めていろいろな動きがあるっていうふうに認識しております。

その一方、町の国土利用計画は、率直に申し上げまして、まだ総花的という気がいたします。けれども、これからこういった案件が具体的に進むにつれて、町の中のコンパクト化ですとか、あるいは商流の流出ですとか、様々な問題がマイナス要因として出てくることも考えられます。また、そういうことに対する町民の皆様の様々な意見もあります。

ですので、町の形を決めていく今後の様々な、そういう商業や流通や、あるいは道路の推進に当たっては、多く町民の皆様の同意を集めて、20 年先 30 年先の町の姿が見えるような施策を特にこの時期に明らかにしていただきたいということを併せて求めるものであります。

その一方、明るい面だけではないというふうに私は思っております。御存じのように事業継承の問題では既に事業をたたまざるを得ないようなことも起こっておりますし、それから、個人的な話になりますけれども、このところ毎月行っている生活相談、生活支援の場では利用者が増えています。数日間、食事も取っていないという方も現れている現状が一方ではあります。ですので、日の当たらない部分についてのきめの細かい目配りを併せて求めるものであります。

この件については、既に福祉部門ですとか、県のまいさぽですとか、あるいは社協ですとかとそれなりに連携は取っておりますけれども、やはり大きな政策として推進していただきたい。

それから、先ほどの報告にありました公営住宅、これは低所得者の最後の住環境の整備という意味で十分に配慮した計画を推進していただくことを求めるものであります。

以上、今後の要望も含めまして申し上げましたけれども、全体として前に進めながら、それぞれのステップで適切な説明を行うことを求めて、賛成討論といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第17号議案　令和４年度飯島町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

初めに、原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はございませんか。

５番
坂本議員　それでは、賛成の立場で討論いたします。

ここ数年、被保険者数が2,000人余りで推移する中、安定した事業内容となっております。当町は、今まで病気の予防、発見に力を入れてきたことが早期の治療へとつながっており、医療費の抑制になっております。それを大きく評価するものです。

コロナの中で現場は大変ですが、今後も今までの取組を着実に実行し、基金の取崩しを最小限にしていただきたいことを求めまして、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

７番
三浦議員　それでは、令和４年度の国民健康保険特別会計について賛成の立場で討論をしたいと思います。

飯島町の医療費は、県下でも低いところで推移をしております。長期にわたる予防事業の取組の成果であるというふうに考えております。

しかし、治療が必要にもかかわらず、治療費が払えないなどの事情で重篤になり搬送される事例が上伊那圏内にもあると聞いております。無料低額診療を行っている医療機関もあり、困ったときには我慢をせずに健康福祉課への相談をするよう、ぜひ周知をし

ていただきたいというふうに思います。
　コロナ下で集まって筋トレなどの運動をすることが難しいときではありますけれども、予防事業は重要であり、ぜひ工夫をして取り組んでいただきたいというふうに思います。
　がん検診や特定健診が病気の早期発見、早期治療につながることは今までの取組で明らかであり、継続しての取組に期待をして、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから第18号議案　令和４年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。
　お諮りします。
　本案に対する委員長の報告は可決です。
　本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第18号議案は原案のとおり可決されました。
　次に、第19号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。
　初めに、原案に反対討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論ありませんか。

７番
三浦議員　それでは、令和４年度後期高齢者医療特別会計について賛成の立場で討論をいたします。
　後期高齢者広域連合の事業ではありますが、75歳以上の高齢者の医療と健康維持のための取組が直接関わるのは健康福祉課であります。国保の事業と変わらず、予防事業への今までどおりの継続的な取組を期待し、賛成とするものです。

議　　長　ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから第19号議案　令和４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
　お諮りします。
　本案に対する委員長の報告は可決です。
　本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第19号議案は原案のとおり可決されました。
　次に、第20号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。
　初めに、原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論ございませんか。

７番

三浦議員　それでは、令和４年度介護保険特別会計について賛成の立場で討論をいたします。

負担金の介護支援サービス給付費等諸費が初めて10億円を超える予算となりました。

介護が必要な人が十分なサービスを受けることが第一です。コロナ下で大変ではありますが、介護予防事業は重要な事業であり、今後の取組に期待をし、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第20号議案　令和４年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第21号議案　令和４年度飯島町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

１番

浜田議員　本議案に賛成する立場から討論いたします。

上水道も含めて、住民のインフラストラクチャーに対して限られた予算、限られた収支の中で実にきめ細かく手入れをされているということがよく分かりました。その一方

で、下水道については脱水車の限界の問題ですとか、今後費用がかかる部分が出てくるというふうに考えています。

それと併せて、今回の審査の中で動力費、電力の需用が思いのほか多いなというふうに気がつきました。これは、単独でそれを何とかするというだけにとらわれずに、例えばカーボンオフセットの動きがあるわけですので、様々な民間の企業の支援策も入れて改善する余地があるのではないかというふうに私は考えていまして、より長期を見据えた経営の改善策をほかの力も含めて活用する検討も求めて、賛成といたします。

議　　長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　これで討論を終わります。

これから第22号議案　令和４年度飯島町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　日程第８　請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る３月４日の本会議におきまして総務産業委員会へ審査を付託いたしました案件５件については、お手元に配付のとおり総務産業委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行ってまいります。

これから委員長報告を求めます。

〔吉川総務産業委員長登壇〕

総務産業委員長　本委員会に付託されました請願、陳情の審査の結果は、会議規則第74条の規定によりお手元の資料のとおり報告をいたします。

事件の番号、３陳情第11号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対応を求める陳情について。

出席参考人に上伊那農政対策委員会、ＪＡ上伊那飯島支所長　吉川英樹氏をお招きし、参考人に対する質疑を行いました。

主な質疑につきまして申し上げます。

問い「コロナの影響は米だけでない。ソバ、麦など、ほかへの影響はどう考えるのか。また、本郷地区ではブロックローテーションを行っており、減反した人へも平等の支援策があるのではないか」という質問でございます。

答え「他の作物への影響も承知をしている」。

問い「余るという部分へのＪＡの米の販売対策はどうか」の問いであります。

答え「ＪＡではお弁当、コンビニ向けへの米流通が多いわけであります。新たな契約

先の展開をしております」。

問い「全体的に燃料が高騰している。ＪＡとして対策はないのか」。

答え「ＪＡの中では検討に至っていない」。

問い「陳情書はコロナにかこつけている。焦点が定まっていない。抜本的な農業対策が必要であるが、どうか」。

答え「制度そのものの改革は必要と感じておる」。

委員会ではいろいろな意見が出まして、若干ここで協議会を行い、再開をしております。

討論。

趣旨採択がよいと考える。委員会として意見書を提出する。理由は、この陳情については11月に出されたものであり、全ての農業者に対する手厚い支援が必要である。また、国際的な紛争問題、あるいは国内自給率の向上対策が必要である。よって、飯島町として独自の意見書提出がよい。

基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書を提出するものであります。

２、３陳情第12号、最低制限価格の設定に関する陳情書について。

出席参考人として一般社団法人長野県建築士事務所協会上伊那支部長　宮下治氏を呼んでおります。

参考人に対する質疑。

問い「公の工事についての陳情なのか」。

答え「そのとおりであります」。

問い「飯島町での実態はどうなのか」。

答え「公表されていないので分からない」。

問い「昨年度も同様の陳情が上がっているが、どうなのか」。

答え「毎年要望をしている」。

問い「価格設定の基準はどうなのか」。

答え「公務員の平均年収561万円、これをベースに日当、時給を算出している。技師でいうＣを基準にしております。技師Ｃについては、時間当たり３万2,800円掛ける人数、足す経費であります」。

問い「設計事務所は全員建築協会に入っているのか」。

答え「昔に比べて半減しており、後継者がいない」。

討論。

採択に反対なし。

採択に賛成「地域の文化は大切であり、建築も一文化であるため、議会として守る応援をしたい」。

採決は、採択すべきに賛成５人であります。

次に、３陳情第13号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について。

出席参考人については同一人でございます。

質疑はありません。
討論につきましてもありません。
採択に賛成が５人であります。
３陳情第 14 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について。
出席参考については同人であります。
質疑はありません。
討論につきましてもありません。
採択に賛成が５人であります。
最後に、４陳情第２号、森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について。
出席参考人に伊那市高遠の矢澤親男氏をお招きしました。
参考人に対する質疑。
問い「この陳情によってこの先どのようにしていきたいのかお聞きをします」。
答え「国民は知るべきで、事実を明らかにしたい」。
協議会を再開いたしました。
討論。
採択に反対「既に方向性は決まっている。今さら新たな事実は出てこない。司法でも結論が出ております」。
採択に賛成「公の公文書に対する体制は変わっていない。赤木さんに対する１億 700 万円の不適切な終わり方である」。
趣旨採択に賛成「１億 700 万円のしっぽが見えてこない」。
採決は、全体的に不採択とすべきもので、趣旨採択に賛成１人、採択に賛成１人、採択に反対３人でございます。
以上、陳情の審査報告を申し上げます。
ありがとうございました。

議　　長　これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

１番
浜田議員　今の５番目の４陳情第２号でありますけれども、委員会では趣旨採択に対する採決は行っていないというふうに考えております。それは、順番から言えば、本会議でも行ったとおり、最初に趣旨採択が出てくれば趣旨採択に賛成、反対ということでありますけれども、その手続は行われなかったので、委員長報告は訂正していただきたいと求めるものであります。
以上が報告に対する質問です。

議　　長　委員長、そうすると、訂正をしてください。

総務産業委員長　５番目ですね。

議　　長　はい。

総務産業委員長　趣旨採択の意見としてはありましたが、賛成という形の中で……。
今の質疑のとおりであります。すみません。

議　　長　それでは議長のほうで申し上げます。

賛成１、それ以外の方が４、こういうことでよろしいですね。

総務産業委員長　はい。（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、賛成が２名……。

賛否を採ったときに２名の方が挙手をされたということでよろしいですか。（浜田議員「反対を先に」と呼ぶ）ああ、反対の（浜田議員「反対の採決から」と呼ぶ）反対の採決からしたわけですか。（浜田議員「そうです」と呼ぶ）はあ……。はい。

それでは、反対の採決から採ったということで、反対が３名いた。残りは必然的に反対以外ということになるわけですね。はい。ということで、委員長報告です。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

吉川委員長、自席へお戻りください。

〔吉川総務産業委員長降壇〕

議　　長　以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に３陳情第 11 号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対応を求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。

つきましては、議事の進め方についてお諮りをいたしたく、事務局長に説明をさせますので、お聞きください。

事務局長　審議方法説明

議　　長　以上のような進め方をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。

それでは、討論を行います。

初めに、原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

２番

久保島議員　本案は趣旨採択すべきと討論させていただきます。

既に飯島町議会では新型コロナによる米の減収に対するものについては出しておりますし、国のほうもそんな補助が出ているということでございます。ですから、ここでこ

れを出すんではなくて、これは趣旨として受け止め、そして飯島町議会としては、もっと広い視野に立って、農業全般の機構改革なり、それから助成なりっていうことにもう少し注視してほしいという意見書を出すべきだというふうに感じますので、ここは趣旨採択が適当だろうというふうに思います。

以上です。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから３陳情第 11 号､新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対応を求める陳情について採決をします。

この採決は起立によって行います。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　　長　御着席ください。（起立者着席）

起立全員です。したがいまして、３陳情第 11 号は趣旨採択とすることに決定をいたしました。

次に、３陳情第 12 号、最低制限価格の設定に関する陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

１番
浜田議員　本陳情に賛成の立場から討論いたします。

出願者に出席を求めて、つぶさに建築士会の現状をお尋ねいたしました。

中身について言えば、全体として高齢化が進んでいる、それからＩＣＴ化の中で使用する機材が非常に高価になっていて、それに対して価格はそんなに上がっていないと、また作業も緻密になっている、こういう現状が語られました。その結果、会員も減少の一途であるということでありました。

その一方で、やはり考えてみれば、建築設計というのは単に建物を建てて安全であればいいということにとどまらず、それぞれの地域の姿、景観を決める重要な要素だというふうに思っています。全国どこに行っても同じような建物が建っているのではなくて、やはりその町に行けばその町の風土やなにかに合った建築が行われるべきだと。

ところが、残念ながら地方自治体の財政難もあってなかなかそういう余地もなくなっているということで、陳情の内容については非常によく理解できるものでありました。直ちにそれに対する抜本的な対策があるわけではありませんけれども、こういう設計に対する広い捉え方を我々はなすべきではないかということで、討論の中で多くの賛同が得られたというふうに考えております。

よって、この陳情は採択すべきものというふうに考えます。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから３陳情第 12 号、最低制限価格の設定に関する陳情書について採決します。

お諮りします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、３陳情第 12 号は採択することに決定をいたしました。

次に、３陳情第 13 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから３陳情第 13 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書について採決します。

お諮りします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、３陳情第 13 号は採択することに決定をいたしました。

次に、３陳情第 14 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから３陳情第 14 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について採決します。

お諮りします。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、３陳情第 14 号は採択することに決定をいたしました。

次に、４陳情第２号、森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について討論を行います。

本陳情に対する委員会審査報告は不採択です。

したがいまして、初めに原案に賛成討論を求めます。

賛成討論ありませんか。

７番

三浦議員　それでは、森友改ざん問題、国会で真相究明をの陳情について賛成の立場で討論をいたします。

国有財産近畿地方審議会は、2015 年２月 10 日、大阪府豊中市の国有地 8,770 平方メートルを小学校用地として森友学園に 10 年間貸し、その間に森友学園が買い取ることを決定いたしました。

しかし、財務局は、2016 年６月に１億 3,400 万円で森友学園に分割払いで売却をしたものです。審議委員からは、土地を 10 年間貸した後、そのときの時価で売却をするとなっていたはずだということです。土地の金額については一切情報がない中で審議をしたとの証言もあります。

賃貸から売却に変更したことについて審議会に報告もなかったとのことです。

少子化の中で私学の小学校経営は本当に大丈夫かなどの懸念も相次いだと言われております。

売却額を非公表とした理由を財務局は、ごみが埋まっていたため風評被害を懸念した学園側からの要請だったと言っております。

埋蔵物撤去費用の名目で８億円以上を売却額から差し引いた額が１億 3,400 万円です。

近畿財務局職員の赤木俊夫さんが決裁文書の改ざんを幹部らに強制されて鬱病を発症し 2018 年３月に自宅で自殺したとして、赤木さんの妻の雅子さんが国と佐川元財務省理財局長を相手取り総額１億 1,000 万円の損害賠償を求めて 2020 年３月に大阪地裁に提訴をしました。

2021 年 12 月 15 日、国が認諾をしたことで突如として終結となったものです。

妻の雅子さんは、財務省に自筆の抗議文を送っております。抗議文では、真相を隠蔽するために認諾したのでしょう、夫はまた国に殺されてしまったとし、認諾の経緯と理由の説明を求めております。「夫は遺書で「最後は下部がしっぽを切られる。なんて世の中だ」と書いています。また認諾によってしっぽを切られたのだと思います。私も夫も国の認諾は絶対に許しません。」と言っております。国に謝罪と認諾となった経緯と理由の説明を求めているのです。

赤木さんが書類の改ざんを強制されるほど近畿財務局にとって都合の悪い森友学園への土地の値引きが行われていたというあかしと考えます。

国有地の売却には、時価９億5,600万円に対し、埋没ごみの除去工事に８億1,900万円国民の税金が使われ、さらに時価から埋没ごみ除去工事費を差し引いた１億3,400万円で、分割で売却がされております。国有財産の売買に国税を使いごみを除去。さらに地代を大幅にまけるということが行われ、１人の命が犠牲になっております。

この森友問題をうやむやにしてはいけないと思います。真相を究明し、二度とこのような事件が起こらないためにも国会でしっかり調査し真実を明らかにするべきと考え、この陳情に賛成するものです。

議　　長　次に、原案に反対討論はありませんか。

９番
坂井議員　原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず一般論として、森友改ざん問題、国会で真相究明を、これについて私は反対するものではございません。これについては究明するべきものだというふうに考えます。

しかしながら、地方自治法第99条には「当該普通地方公共団体の公益に関する」と記載されております。

先ほどの報告にもありましたとおり、国民は知るべきであるということを陳情の方は言われていたようなんですけれども、今回、公文書全体の公開に関する基準を緩和せよと、もっと公文書を表に出せということを求める陳情であれば、私は当該地方公共団体の公益に関すると考えますけれども、今回は森友改ざん問題の真相究明が目的となっておりまして、私は当該地方公共団体の公益に関するとは考えられません。

思想、信条に合うから賛成、思想、信条に合わないから反対というのではなく、まずその前に法律に適合するかどうかというのを検討していただきたいと思います。

以上です。

議　　長　次に、原案に賛成討論はありませんか。

１番
浜田議員　原案に賛成の立場から討論いたします。

今回の件は、当該の事件そのものが問題であることはもちろんのことながら、公文書そのものがどう管理されているかという飯島町も含めた大きな公益に関わる議論だというふうに考えております。もしも国がこのような改ざん、隠蔽を率先して行うならば、地方自治体に下りてくる様々な情報も含めて、いろいろな改ざんが行われてもやむを得ないということになりかねないわけであります。

したがいまして、今回の陳情は地方自治法の第99条に十分に適合する陳情でありますし、そういった事例はこれまでにも度々繰り返されております、沖縄問題であれ何であれ。ですので、この時点に至って、改めてこれまでの99条の運営を否定するようなことを飯島町はやってはならない、まずこのように考えます。

続いて、この問題の本質は一体何であるのかということなんですけれども、事件の経過を全部追うことはいたしませんけれども、全ての裁判で国側は敗訴しています。

直近では、１か月前、２月 25 日、大学教授が起こした訴訟では、地裁、高裁が国側の弁明を否定して最高裁がこれを認定するということで、国が改ざんを行ったということは最高裁でも確認されています。

それから、国会の答弁の中でも国の改ざんが明らかになっていまして、これは麻生当時の総務大臣が謝罪をする、そして佐川宣寿氏以下 20 人を処分する、こういったことで改ざんが行われた事実は政府自身が認めているということであります。

今回の認諾問題というのは、改ざんが行われていることを政府は認めながらも、それ以上踏み込んだ内容についての説明はお金を払うことによって、言ってみれば蓋をすることによって真相追及をやめさせたと、その手続を取れないようにしたというのが今回の問題であります。これは昨年の 12 月 15 日に行われました。

つまり、それまで１年半にわたってコロナ感染症だから書類は整えられないとか様々な理由を並べて書類の提示を怠り遅らせながら、12 月 15 日になって、もう通常国会の開催が避けられないという時点になって、それまで１年半延ばしに延ばしてきた問題を突然一億数百万円の認諾によって、つまりこれは裁判でいえば敗訴です。完全に国側に何の正当性もないという敗訴なんですけれども、敗訴する代わりに裁判そのものをやめてしまって、それ以上の証拠の提出を止めてしまうと、そういうこれまで行われたことがないような不合理なやり方で問題に蓋をしたと、ここが今回の問題の最大の焦点だと思います。

ですので、この陳情が求めているのは、そういう手続面で問題をあやふやにするのではなくて、やはり裁判で負けている以上、その内容を国民全てに対して明らかにせよと、このことを求めているのがこの陳情の内容でありまして、飯島町議会が公文書の管理を、我々自身も町において行い、それから県や国に対しても同様に正確な公文書の管理を行い、改ざんを認めないということを姿勢で示すかどうかということが今回の陳情で問われている主な内容だというふうに思いますので、この陳情を採択すべきだというふうに考えます。

議　　長　次に、原案に反対の討論はありませんか。

10 番
伊藤議員　その前に質問しますが、これは、趣旨採択という道はもう残っていないんですか。

議　　長　暫時休憩とします。

休　　憩　午前１０時１４分
再　　開　午前１０時１４分

議　　長　休憩を解き会議を再開します。

10 番
伊藤議員　趣旨採択という道はないということで理解しました。

それでは、陳情を不採択という立場から言います。

陳情の含意は妥当であるが、森友改ざん問題の真相究明は、当分の間、国会で審議す

るとは思わない。
また、国は、再調査は考えていないと明確に言っている。
現実性の面で不可能と思われるので、不採択といたします。

議　　長　原案に賛成の討論はありませんか。

５番
坂本議員　賛成の立場で討論いたします。
今までの議論を聞いておりまして、確かに坂井議員のおっしゃることも分かりますが、しかし、真相に途中で蓋をしたのは政府であり、やはり国民にはそれを知る権利があると思います。
まして、ここには多額のお金がかかっております。それを公的な部分を乗り越えて私的な中で処理しているところもあります。そういうところは、やはり国民に対してしっかりと、国がどういうふうに行ったかっていうのを究明する必要性もありますので、この陳情に賛成いたします。

議　　長　次に、原案に反対討論はありませんか。

２番
久保島議員　私は、この陳情については不採択の立場で討論させていただきます。
浜田議員は、公文書改ざん等、それから公開等についてのものだというふうにおっしゃいますが、この陳情にはその明記がございません。したがいまして森友の問題に対する国会での真相ということなんですが、もうそれは既に終わっていると、新しい資料はもう出てこないということでございまして、野党側のほうも、それからマスコミも既に引っ込めてしまっているということでございまして、ここについては出るものは出てしまったと、それから公開されるものは公開して司法のほうの判断も出ているということで、司法のところについて口を挟むことはできませんので、この陳情については不採択が適当だというふうに考えております。

議　　長　議長から申し上げますが、討論は１回が原則であります。先に討論に参加した人への反論っていう形の討論は、また反論された方は再反論するすべがございませんので、あくまでも自分の主張っていうものを中心に討論をしていただけるように議長から要望を申し上げます。
次に、賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　次に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから４陳情第２号、森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について採決をいたします。
お諮りいたします。
本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

ここで念のために申し上げます。
委員長報告は不採択でありますが、議事の整理上、本陳情の採択について採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本陳情は原案を採択することに賛成の方の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕

議　　長　御着席ください。（起立者着席）
起立少数です。したがって、4陳情第２号は不採択とすることに決定をいたしました。

議　　長　日程第９　議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。
会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。
お諮りします。
申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。
休憩とします。再開を 10 時 35 分とします。休憩。

休　　憩　午前１０時１９分
再　　開　午前１０時３５分

議　　長　会議を再開いたします。
ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、浜田稔議員から１件の議案が提出をされました。
お諮りします。
本案を日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、議案１件を日程に追加して議題とすることに決定をいたしました。

議　　長　追加日程第１　発議第２号　「基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書」の提出について
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長　議案朗読

議　　長　本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔浜田議員登壇〕

１番
浜田議員　それでは、意見書の提出趣旨の説明を行います。

内容的には今朗読された本文のとおりでありますけれども、御存じのように、この意見書の提出には陳情を趣旨採択したという背景がございます。あの陳情書は11月の陳情でございまして、当時はまだコロナの問題が正面に出ておりました。

その後、一定の米価対策が行われ、その一方で、コロナと、それからウクライナの戦争による物流の大混乱、それから価格高騰が引き起こされてきたということで、このことを背景にしながら陳情をさらに議会として補強するという内容と、それから飯島町の場合には、やはり正確にお米に対する転作を行っている以上、米にとどまらず転作作物に対する支援も同時に求めるべきだということも議論の中でございまして、その２つをここに付け加えたと、そういう陳情になっております。

議員の皆様の御賛同を求めて、趣旨説明といたします。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔浜田議員降壇〕

議　　長　これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第２号　「基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　異議なしと認めます。したがいまして、発議第２号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

町　　長　３月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る４日から本日まで 15 日間の会期をもちまして開催されました３月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、連日にわたる慎重な御審議をいただきまして、上程

しました全ての案件につきまして原案のとおり御同意、御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

議員各位から本会議や委員会、一般質問、予算特別委員会での総括質疑を通じまして広範囲な行政課題に対しまして貴重な御意見や御示唆を賜りました。これらを重く受け止め、私をはじめ全職員一丸となって行財政運営に努めてまいります。

さて、３月も余すところ10日ほどになりました。

昨日、一昨日には小学校、中学校の卒業式が行われ、来週には保育園の卒園式も予定されております。いずれも新型コロナウイルス感染防止対策を講じての実施になりますけれども、子どもたちがそれぞれ大きな夢と希望に向かって羽ばたいてくれることを心から願うものでございます。

また、進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉強や仕事に励まれますことを願うとともに、行く行くはふるさと飯島町に帰ってきていただき、まちづくりの主役として力を発揮していただくことを切に願うものでございます。

先ほど御議決いただきました令和４年度の予算は、そんな願いも込めて故郷（ふるさと）回帰パワーアップ予算として、飯島町を離れた若者がふるさとに戻ってくるきっかけとしていただければと住宅や子育て支援などの施策を盛り込んでおります。

また、第６次総合計画２年目として町の将来像実現に向かって各種事業に取り組んでまいる所存でございます。こうした事業への取組により、町民の皆さんが生き生きと元気で安心して暮らせるまちづくりはもとより、町の魅力向上、定住促進につなげてまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が発生をして足かけ３年になります。長野県の蔓延防止等重点措置は３月６日で解除になりましたけれども、引き続き感染防止対策への御協力をお願いする状況には変わりありません。

今後も先の見えない状態が続くと思われますが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて、住民の皆様の安心・安全を守り、経済の活性化を図るなど、予算編成の重点施策と同様に国の経済対策等と連携した事業に取り組み、必要な対策を講じてまいります。

しかし、国際政治経済にありましてはウクライナ問題が混沌としてまいりましたけれども、今後その深刻さが増す中で、国民生活も大きな影響を被ることが懸念されております。一日も早い平和的な解決を期待するものでございます。

さて、トラベルミステリーで知られております推理小説家の西村京太郎さんが、３月３日、91歳をもってお亡くなりになりました。

「君は飯島町を知っているか？」で始まります「十津川警部　赤と白のメロディ」は、御縁があって西村京太郎さんに飯島町を舞台に書いていただいた小説でございます。飯島町にも何度かお見えになっていただき、トークショーも開催していただきました。優しいお人柄で、飯島町のことも懇意にしていただき、感謝を申し上げる次第でございます。

お亡くなりになられたことは大変残念であります。ここに謹んで御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、本多代表監査委員さんにおかれましては、大変お忙しいところ本定例会に御出席いただきまして大変ありがとうございました。

議員はじめ町民の皆様には、令和３年度の町政運営に対しまして御協力を賜りましたこと、改めて感謝申します。

また、令和４年度におきましてもますます御健勝で御活躍されますことを心よりお祈り申し上げまして、３月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議　　長　以上をもちまして令和４年３月飯島町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長　御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

閉　　会　午前１０時４７分

上記の議事録は事務局長　林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員